

NEXI

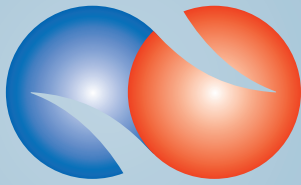
Nippon Export and Investment Insurance



ANNUAL REPORT

日本貿易保険 年次報告書

2021



NEXI

Nippon Export and Investment Insurance

企業理念

私たちは、貿易保険事業を担う公的機関として、
お客様に安心を提供することにより、我が国企業の対外取引の
健全な発展に貢献し続けます。



行動指針

- 事業環境の変化を機敏に捉え、お客様の多様なニーズに高い専門性をもって応えます。
- 的確な引受判断と適切なリスク管理により、質量ともに引受の拡大に努めます。
- 多様性を尊重し、お互い協力し合うことで組織の力を最大化します。



巻頭のご挨拶



株式会社 日本貿易保険

代表取締役社長 **黒田 篤郎**

年次報告書の発行に当たり、株式会社日本貿易保険(Nippon Export and Investment Insurance:NEXI)に対する皆様の多大なる御愛顧と御支援に心より御礼を申し上げます。

2021年度の世界経済は、コロナ禍による混乱が続く中、徐々に回復傾向に向かう一方、2022年2月にロシアがウクライナへの侵攻を開始したことにより、冷戦終結以来ともいわれる地政学的リスクの拡大に世界が固唾を呑み、足下では先行きが見通せない状況にあります。

このような世界情勢の下NEXIは、円滑な保険金支払と積極的な保険引受を通じ、本邦企業の海外展開を全力で後押ししてまいりました。具体的には、コロナ禍による海外投資先の事業休止事案等が頻発した2021年度の保険金支払額は約612億円と、NEXI創設以来2番目に多い保険金支払を行いました。また、2021年度の貿易保険ご利用者数は933社と、前年度に引き続き中期経営計画に掲げた目標900社を初めて2年連続で上回りました。今後もコロナ禍やウクライナ危機をはじめ、世界各地の戦争・内乱や自然災害・疫病蔓延など、NEXIの貿易保険がカバーしうるリスクを十分に取り、保険金を適切にお支払してまいります。

冷戦終結後本格化したヒト・モノ・カネが国境を越えるグローバル化が、世界最適地調達など効率性の最重視から、リスク削減を勘案した強靱性重視に変容しつつある、と指摘されています。企業の経営戦略における「ジャストインタイム」から「ジャストインケース」への転換です。「ジャストインケース」(万が一に備えて)といえば、「NEXIの貿易保険の出番だ」と我々は考えます。NEXIはこうしたグローバル化の変容に対し、本邦企業が海外事業活動をより安心して行っていただけのように、引き続き貿易保険で支援してまいります。特に「貿易保険利用者の拡大」、「貿易保険制度の充実」、「国際連携の強化」の3つの目標に積極的に取り組んでまいります。

「貿易保険利用者の拡大」は、職員数が限られ知名度の低いNEXIにとって引き続き最大の課題です。ソーシャルメディア活用等による中堅・中小企業の利用者拡大、農林水産品等輸出者の保険利用手続の簡素化、海外投資保険の国内再保険やフロンティングにおける元受損保会社との連携強化等を進めています。また、2020年度創設された「LEADイニシアティブ」に基づき、日本企業のビジネス拡大や重要国との関係強化、社会課題の解決などに資する案件組成を積極的に行っています。

「貿易保険制度の充実」に関しては、2022年4月、国により7年振りに貿易保険法の改正が行われました。コロナ禍への対応強化、サプライチェーン強靱化へ向けた対応を含め最近のお客様のニーズに沿って13項目以上の制度改正が予定され、目下NEXIにおいて改正法に基づく新商品開発やシステム対応を進めております。また、次世代技術やスタートアップ企業の支援体制の整備を図っています。

「国際連携の強化」に関しては、クウェート石油公社やサウジアラビア公共投資基金とのMOU締結による資源国との連携強化、東部南部アフリカ貿易開発銀行(TDB)等とのMOU締結による本邦企業のアフリカ展開支援等を進めています。

NEXIでは、2020年度に外国債券の運用及び保険料誤徴収にかかる貿易保険法違反の事実が発覚して以降、その再発防止策の徹底に努めてまいりました。NEXIが株式会社化されて5周年となる今年度から始まる新たな中期経営計画に基づき、NEXIはこれからもガバナンスを強化し、役職員一丸となって「お客様ファースト」を掲げ、公的機関としてお客様に安心を提供してまいります。

今後とも皆様の益々の御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

Contents

企業理念・行動指針	2
巻頭のご挨拶	4
巻頭企画	6
新型コロナウイルス感染症拡大に関する対応	6
貿易保険法が改正されました	8
カーボンニュートラルに向けた取組み	10
拡大する地政学的リスクとNEXIの対応	12
TOPICS「多様な人材の育成と活躍の支援」	13
TOPICS「貿易保険を検討するきっかけは？」	14
NEXIの業務実績	15
業務概況	16
業務実績	22
TOPICS「経済協力開発機構(OECD)」	26

NEXIの活動	27
主な国際的活動	28
持続可能な社会の実現に向けた取組み	31
海外の関連組織との協力	32
中堅・中小企業の海外事業展開の支援	34
主な引受プロジェクト	36
主な引受プロジェクト(中堅・中小企業の海外展開支援)	40

保険商品	45
貿易保険制度の仕組み	46
保険商品	47
貿易保険手続の流れ	54
TOPICS「環境イノベーション保険の機能強化」	58

NEXI概要・組織運営	59
法人概要	60
経営計画	62
業務運営・管理体制	64
組織図	68
所在地	69
TOPICS「貿易保険の広報活動」	70

2021年度決算報告	71
2021年度決算について	72
財務諸表等	73

本報告書の計数について

計数は、単位未満を原則として四捨五入しています。
したがって、各計数の和は内数の合計に一致しないことがあります。
また、単位に満たない場合は「0」で、該当数字のない場合は「-」で示しています。
貿易保険事業にかかる計数は、別途記載のない限りは、原則として決算ベースとなっています。

新型コロナウイルス感染症拡大 に関する対応

NEXIは、コロナ禍における貿易保険の取組みとして、「3つの基本方針と3つの新たな対応」を掲げ、2020年度に次いで2021年度も継続して組織をあげて取り組みました。

2021年度には、コロナ禍関連で462億円の保険金支払を行い、コロナ禍関連以外を含め支払保険金は612億円と、NEXI創立以来2番目に大きな保険金支払額となりました。

3つの基本方針

1 輸出・投資・融資保険ともに新型コロナウイルス感染症に関連する損失を保険金支払対象にしています。

1

輸出保険…新型コロナウイルス感染症の影響による取引先の倒産、3か月以上の支払遅延、輸入制限・輸送途絶・外貨送金停止等に起因する不払
投資保険…新型コロナウイルス感染症の影響による1か月以上の事業休止
融資保険…3か月以上の返済遅延(双方合意によるリスクの場合は除く)

2 新たなサプライチェーンのリスクを取ります。

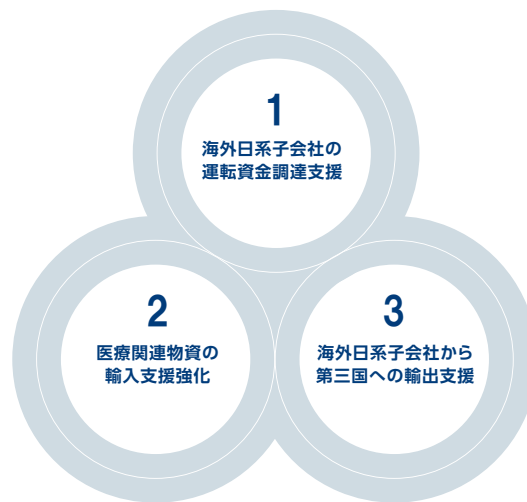
2

複雑化するサプライチェーンに絡む保険事故対応として、投資先とは別の国にある部品調達先や製品販売先が新型コロナウイルス感染症の影響で部品生産や製品販売に支障を来した結果、投資先が1か月以上の事業休止をした場合でも、投資保険の保険金支払を行います。

3 コロナ禍にあっても、世界各国で新規申込みも既投資案件も引き受けます。

3

日本企業の貿易・投資・融資フローを支えるため、世界中で新規の輸出・投資・融資の保険引受を継続し、また、既存投資案件であってもカバーしています。2021年度の貿易一般保険の引受実績は、前年度比で約1.47倍に増加しました。



3つの新たな対応

海外日系子会社の運転資金調達支援

1

日本企業の海外日系子会社の資金繰りが悪化していることに対し、既存の海外サプライチェーンの毀損防止を図るため、融資保険を通じ海外子会社の運転資金調達を支援しています。この海外日系子会社の運転資金調達支援の措置は2023年3月31日まで延長され、総額5,000億円以上の支援を行いました。

医療関連物資の輸入支援強化

2

世界的な医療関連物資不足の中、マスク・手袋・防護服等の売り手である海外企業からは前払金を要求されるケースが多く、仮に貨物が輸入されない場合の前払金の返還不能リスクがありました。このような状況に対応するため、NEXIは2020年5月に、前払輸入保険において保険引受の対象としてこなかった信用力の低い海外企業の信用危険をてん補する規程改正を実施し、政府による医療関連物資調達を側面支援しました。

海外日系子会社から第三国への輸出支援

3

NEXIは、シンガポール・香港・タイ・英国・ベトナムにおいて、日系損保子会社が保険を引き受け、NEXIが再保険を引き受けるスキーム（フロンティング）を構築しています。コロナ禍が全世界に広がる中、本邦企業だけでなく、海外現地日系企業が行う第三国への輸出取引に係るリスクが急激に高まり、フロンティングへのニーズも増加しました。このような状況下だからこそ、NEXIは政府系金融機関として安定的な保険引受を行い、コロナ禍であっても海外現地日系企業が安心して取引ができるよう支援を行っています。2021年度は、2019年度の約3倍となる約1,200億円のフロンティングに係る保険引受を行いました。

保険金支払状況と貿易保険法改正

コロナ禍の影響が当初の見込みよりも長く続いた結果、2020年度及び2021年度のコロナ禍関連の支払保険金額は合計540億円、支払件数は72件となりました。このうち2021年度のコロナ関連の支払保険金額は2020年度のそれよりも多く462億円、支払件数は43件に上り、2021年度末時点においてもコロナ禍の影響はまだ収束していません。この結果、2021年度のNEXIの保険金支払額は全体で、NEXI創立以来2番目に大きな612億円となりました。今後も不安定な情勢下で事業活動を行う日本企業がより安心して海外取引をできるよう、引き続き公的保険機関としての使命を果たすため、NEXIは迅速かつ円滑な保険金支払を継続してまいります。

一方で、現行の法規制では新型コロナ等、感染症の影響により生じた追加費用の損失については、保険金支払の対象外となるケースもありました。そこで、NEXIの新型コロナへの対応強化等のために、2022年7月、貿易保険法が7年振りに改正・施行されました（貿易保険法改正についての詳細は次ページをご参照ください）。

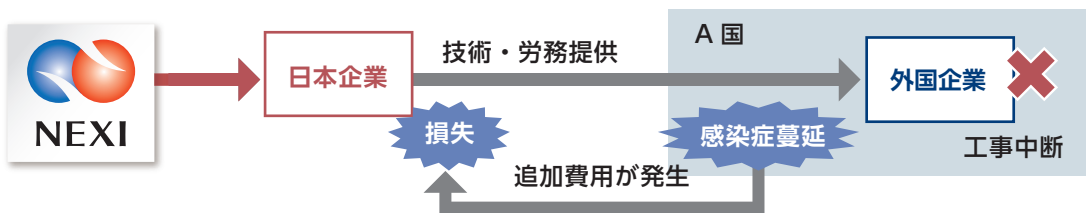
貿易保険法が改正されました

2022年7月、我が国企業の対外取引を巡る環境の変化を踏まえ、貿易保険法が7年振りに改正・施行されました。NEXIは改正法に基づき、お客様が国際的な事業展開をより一層安定的に行うことができる環境を提供してまいります。

1 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応

普通貿易保険等における、保険契約締結後に新たに負担すべきこととなった費用をてん補する保険において、新型コロナウイルス感染症のような感染症によって新たに生じた費用を対象とします。

具体例1：感染症の蔓延によりプラントの建設工事が中断し、従業員の退避費用等が発生



具体例2：感染症の蔓延により船積が延期され、国内で貨物保管料等が発生



上記の他、

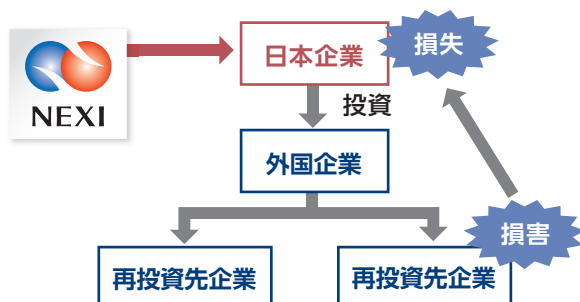
- 普通貿易保険等の船積不能による損失について、信用危険のてん補事由に、取引の相手方との先行取引における債務の履行遅滞を追加します。
- 普通貿易保険、貿易代金貸付保険、海外投資保険及び海外事業資金貸付保険等において、信用危険のてん補事由に、取引の相手方の「破産手続開始の決定」に加えて「会社更生手続等の法的破産の開始決定」を追加します。

2 サプライチェーン強靱化に向けた見直し

- ビジネスにおけるグローバルサプライチェーン全体のリスクをカバーするため、海外投資保険及び前払輸入保険のてん補対象を拡大します。

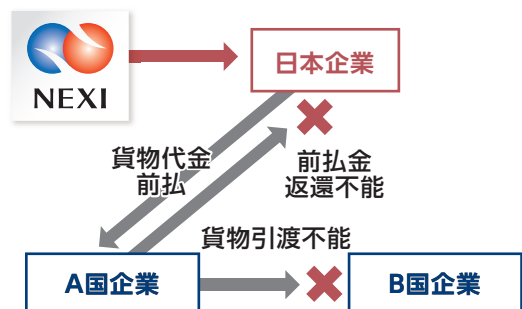
海外投資保険

間接投資先の損害の発生をてん補対象に追加
→本邦外で生じた事由による再投資先等の間接投資先に生じた損害の発生をてん補対象として、それによる本邦企業の損失をカバーの対象とします。



前払輸入保険

第三国に貨物が引き渡される取引を対象に追加
→本邦に貨物が輸入される取引に加えて、第三国に貨物が引き渡される取引においても、貨物が引き渡されず、前払金の返還を受けることができないことによる損失をカバーの対象とします。



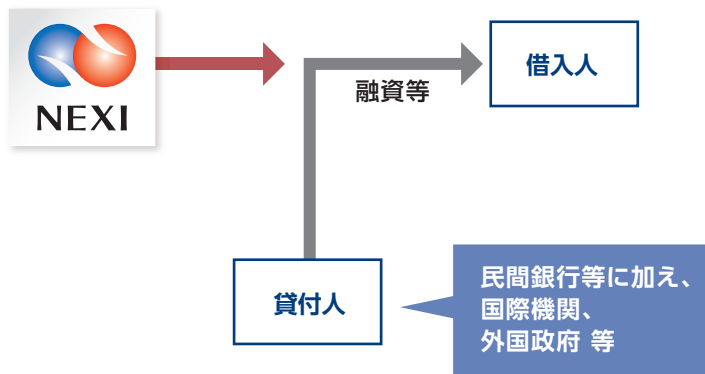


3 国際連携強化に向けた対応

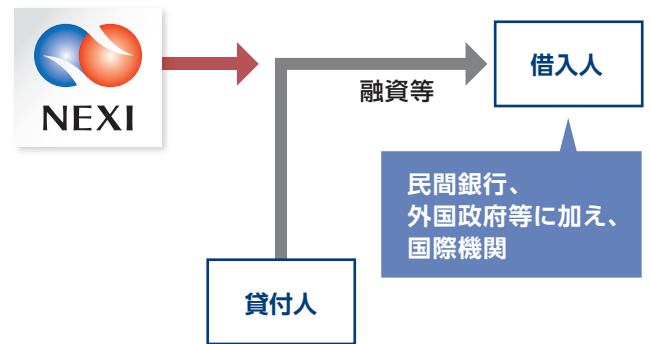
- 貿易保険事業を行う外国法人へのNEXIによる出資が可能になります。
- 国際機関や外国政府等が行う貸付け及び国際機関が行う借入れをカバーの対象にします。(貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険)

貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険

▶ 貸付人の対象に国際機関、外国政府等を追加



▶ 借入人の対象に国際機関を追加

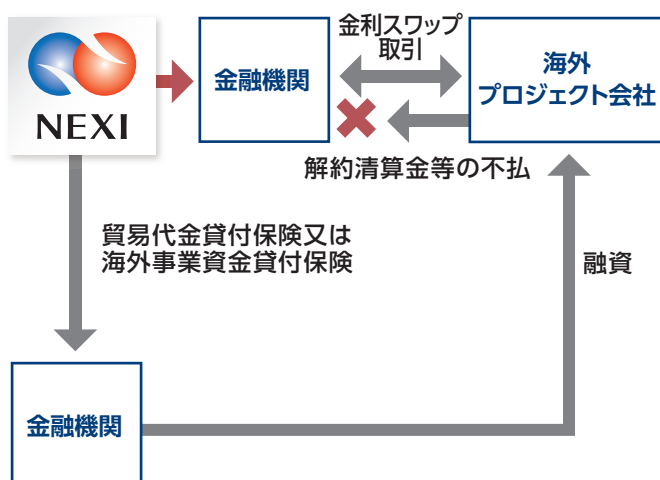


4 その他の利用者ニーズを踏まえた対応

- スワップ取引保険及び信用状確認保険を新設します。

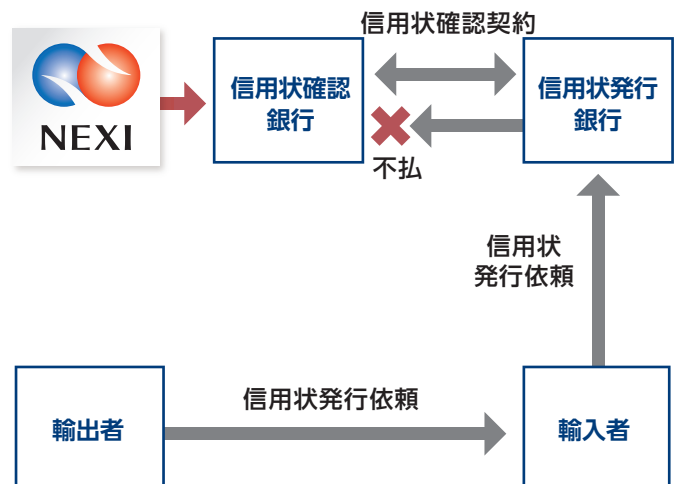
スワップ取引保険

スワップ取引の解約に伴う清算金等の不払により金融機関に生じる損失をカバー



信用状確認保険

信用状確認銀行に生じる損失をカバー



上記の他、

- 余裕金の運用方法に譲渡性預金証書の保有を追加し、資産運用方法を多様化して財務基盤の強化を図ります。

カーボンニュートラルに向けた取組み

カーボンニュートラルの実現に向けた取組みの強化

石炭火力発電案件への新規支援停止

2021年6月の主要7カ国首脳会議(G7サミット)におけるコミットメントに従い、同年12月末日をもって、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への新規の国際的な支援を終了しました。

LEADイニシアティブ(詳細は次ページ参照)を通じた貢献

世界の長期的なカーボンニュートラルの実現に向けて、以下の取組みを強化しています。

環境イノベーション保険の機能強化

1

既存の再生可能エネルギー技術の普及を一層促進することを目的に、環境保全・気候変動対策分野のプロジェクトを引受の対象とする環境イノベーション保険について、保険料優遇措置の適用を開始しました。(詳細はP.58 TOPICS参照)

新技術支援の強化

2

長期的なカーボンニュートラルの実現には、新技術の商業化を促す取組みが不可欠であり、NEXIは国内外の関係機関との協力を進め、同分野への取組みを強化していきます。

外国政府・企業や民間金融機関との連携強化

3

途上国・新興国のカーボンニュートラルの達成には、再生可能エネルギーの導入やエネルギー転ジションの支援において、民間資金の動員が不可欠です。NEXIは触媒としての役割を果たせるよう、関係者との連携を強化し、取り組んでいます。

こうした取組みの一環として、NEXIはこれまで、サウジアラビア財務省、東部南部アフリカ貿易開発銀行(TDB)、サウジアラビア公共投資基金(PIF)、クウェート石油公社(KPC)、インドネシア国営電力会社PT. PLN(Persero)等と協力覚書を締結し、協力覚書の枠組み等を通じて、各国・地域における日本企業のビジネス機会の拡大、及びエネルギー分野における脱炭素化の促進のため、具体的な支援の検討を進めています。

2050年ネットゼロに向けた取組み

日本政府の2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえ、NEXIとしてその実現に貢献するため、以下の取組みを行います。

1. TCFDに基づく情報開示の実施の検討

2. 貿易保険事業の実施における温室効果ガス排出削減対策の実施

3. 国内外のグリーンボンド等の購入



LEADイニシアティブの創設

2020年12月、NEXIは「LEADイニシアティブ」を創設しました。「LEADイニシアティブ」においては、カーボンニュートラルやデジタル分野等における産業競争力向上、価値共創パートナーとの国際連携、社会課題解決やSDGs達成に貢献する案件について、先導性要素(LEADエレメント)を認定し、積極的な融資保険の適用を行います。機関投資家資金等の民間資金ソースの多様化も図りつつ、2025年度までに1兆円規模の案件形成を目指します。

なお、「LEADイニシアティブ」は、2020年12月10日に開催された第49回経協インフラ戦略会議で決定された日本政府の「インフラシステム海外展開戦略2025」の方針に沿ったものです。

LEADエレメントが適用される分野

1 LEADING TECHNOLOGIES & BUSINESSES

新分野や新規顧客の開拓等日本企業の事業拡大に資する案件

デジタル分野や都市開発分野等において、本邦企業(海外日系企業を含む)の事業拡大に資する案件へのファイナンス支援を強化します。

2 ENVIRONMENT & ENERGY

再エネ・脱炭素関連分野案件

「環境イノベーション保険」を活用しつつ、カーボンニュートラルに向けた取組み等を強化します。

3 ALLIANCE

外国政府や外国企業、国際機関等とのパートナーシップ構築に資する案件

我が国の外交・通商政策の観点や、インフラ海外展開、経済/資源/食糧の安全保障の観点から、二国間・多国間の経済連携強化に資する案件へのファイナンス支援を強化します。

4 DEVELOPMENT

社会課題解決・SDGs達成への貢献等により、我が国のプレゼンス向上が期待できる案件

途上国の社会課題解決やSDGs達成において、民間資金の活用が課題となっており、コロナ禍によりその重要性は一層増している状況に鑑み、対外取引の健全な発展を支援する立場から、ファイナンス支援を強化します。

拡大する地政学的リスクと NEXI の対応

地政学的リスクの拡大

エチオピア

2020年11月、エチオピア国内において紛争が発生しました。一度は軍事作戦「完了」宣言がなされましたが、散発的な戦闘が続き悪化の一途をたどり、2021年11月には国家非常事態宣言が発令されました。2022年2月に国家非常事態宣言が解除され、同年3月には一時停戦となりましたが、和平の目途は立っておりません。紛争再燃リスクに加え、慢性的な外貨不足が続いています。

ミャンマー

2021年2月、ミャンマーにおいてクーデターが発生しました。それまで「アジア最後のフロンティア」と呼ばれ多くの本邦企業が進出してきましたが、クーデター後は治安の大幅な悪化をはじめとしてカントリーリスクが急激に高まっています。加えて、欧米諸国による経済制裁等の影響により外貨不足が深刻な状況にあります。2022年4月からは外貨規制の強化等によって、外貨交換・海外送金リスクが顕著に高まっています。

ロシア／ ウクライナ

2022年2月24日、ロシアがウクライナへの侵攻を開始しました。その後ロシアに対しては、我が国では輸出禁止の貨物を指定するなど、各国による経済制裁が発動されています。ウクライナに対しては、我が国政府よりウクライナ全土に対し退避勧告が発出される一方で、各国による人道支援等が実施されています。

NEXIの主な対応

NEXIの保険商品は、戦争・革命・内乱による**貨物の輸出不能**や**輸出した貨物の代金回収不能**による損失、戦争・国有化・権利侵害・経済制裁等による**投資先企業の事業継続不能**や**事業休止**による損失などのカントリーリスクにも対応しています。

非常危険による貨物代金回収不能の場合 ➔ 最大補償額は契約金額の100%

※貿易一般保険でお客様が選択された場合。保険商品によっては異なります。

海外投資先での非常危険による事業継続不能、事業休止の場合 ➔ 最大補償額は投資金額の100%

※投資先企業の簿価純資産に対して目減りした額のお客様の持ち分を対象とします。

最近の地政学的リスクの高まりを受け、保険事故や保険金支払等に関するご相談が多く寄せられております。NEXIはお客様の状況をしっかりお伺いし、個別に丁寧に対応してまいります。

多様な人材の育成と活躍の支援

ダイバーシティの推進

NEXIでは、「多様性を尊重し、お互い協力し合うことで組織の力を最大化」することを行動指針に掲げており、ダイバーシティ推進に積極的に取り組んでいます。

1. 女性の活躍支援

NEXIは、女性職員の採用、育成、管理職登用を重要な人事戦略の一つとして位置づけており、女性職員一人一人がより一層活躍できるような環境整備に努めています。

2016年度から海外事務所への女性職員の派遣を開始し、昨年は国際機関にも女性職員を派遣するなど、女性の海外での活躍の場も拡大しています。

2021年度末時点

管理職の女性比率

25.58%

職員の女性比率

50.52%

2021年度実績

海外ポストへの女性派遣比率
(NEXIへの出向者を除く)

75.0%

2. 両立支援制度等の充実

NEXIでは、妊娠、出産、育児などのライフイベントや介護などを行いながら安心して働き続けることができるよう、両立支援制度を充実させています。

また、社内外の相談窓口や臨床心理士による「会社の保健室」の設置など、ソフト面の充実に加え、年次有給休暇の取得促進など、働きやすい環境づくりに努めています。

2021年度実績

育児休業後の復職率

100%

2021年度実績

管理職の
年次有給休暇取得率

50.47%

非管理職の
年次有給休暇取得率

72.23%

キャリア支援制度

NEXIでは、各職員が担当する業務に精通し、専門的な知識・経験を身につけることに重点を置きながら、それが特定分野のみに偏ることのないよう、会社全体の業務について幅広く知識・経験を得る機会を設けています。

キャリアステージ

STAGE I
(育成・能力開発期間)

STAGE II
(キャリア実現期間)

STAGE III
(マネジメントレベル)

定期的な人事面談を通じて職員一人一人のキャリア形成を支援

新入職員研修

社外トレーニー

社内トレーニー

階層別研修／業務研修／キャリアデザイン研修

ベーシックスキル研修／アドバンス研修

資格取得支援制度／自己啓発研修

経営幹部養成研修

研修プログラム(主なもの)

階層別研修

- NEXI職員基礎研修
- ステップアップ研修
- 早期戦力化研修
- 若手職員のためのリーダーシップ研修
- 中堅職員のためのフォローアップ研修
- 次期管理職研修
- 新任グループ長研修
- 管理職研修

トレーニー研修

社内トレーニー

自身の成長の機会等を目的として毎年1回、1週間程度他の部門の業務を経験

社外トレーニー

社外で視野を広げることを目的として、国内又は海外の外部機関に出向し、業務を経験

ベーシックスキル／アドバンス研修

ベーシックスキル研修

簿記3級、財務(銀行業務検定)3級、ビジネス実務法務3級、ITパスポート、貿易実務オンライン研修等

アドバンス研修

簿記2級・1級、証券アナリスト、財務(銀行業務検定)2級・1級、ビジネス実務法務2級・1級、貿易実務検定C級・B級・A級等

資格取得／自己啓発

資格取得支援

弁護士、公認会計士、税理士、アクチュアリー、社会保険労務士等

自己啓発研修

語学研修、経営大学院等

貿易保険を検討するきっかけは？

Case
1

新規バイヤーと取引を開始しようと考えている。

Case
2

新規の投資・融資を考えている。

Case
3

既存取引先との輸出取引額が増えてきた。

Case
4

船積前期間が長い・転売が難しい商品の輸出を考えている。

Case
5

決済方法が前受金から船積後送金に変わった。

Case
6

特定のリスク国向け取引のためリスクヘッジしたい。

Case
7

新型コロナウイルス感染症拡大をはじめとした新たなリスクに備えたい。

Case
8

後払いでの契約が前提である取引先との交渉材料にしたい。

これまでと違った新たな取引状況に直面した際には、貿易保険が役立ちます。

NEXIの業務実績

業務概況	16
業務実績	22
TOPICS	26

業務概況

〔2021年度の輸出動向〕

2021年度の日本の輸出金額は、鉄鋼や自動車などの輸出が増加し、約85.9兆円と前年度から約16.4兆円増加(前年度比23.6%増)し、過去5年間で最高金額となりました。

地域・国別の輸出金額は、アジア向けが約49.7兆円(前年度比22.8%増)、うち中国向けが約18.3兆円(前年度比14.9%増)、米国向けが約15.4兆円(前年度比23.9%増)、EU向けが約7.9兆円(前年度比24.5%増)、中東向けが約2.1兆円(前年度比18.7%増)となりました。

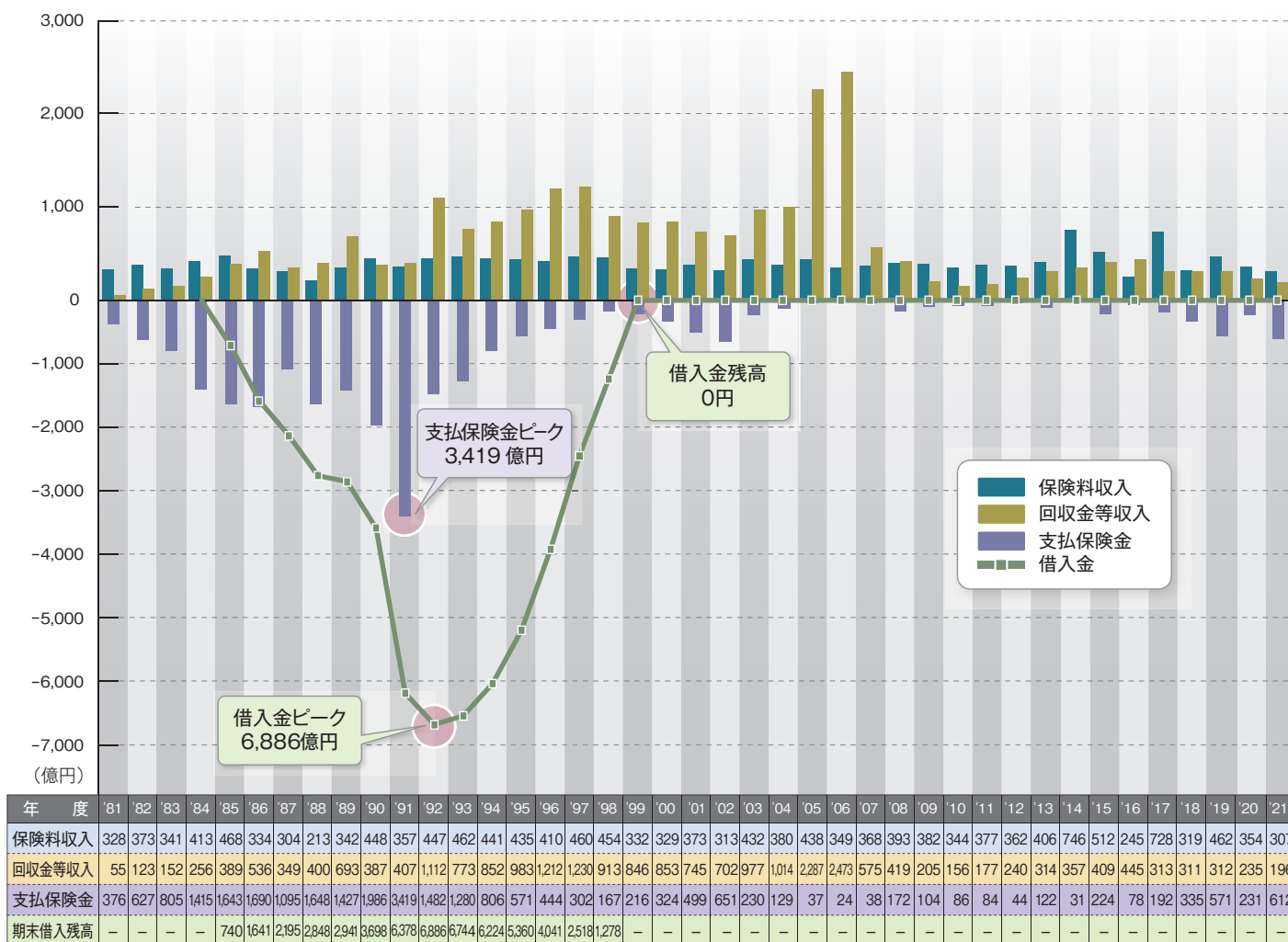
参考 日本の輸出金額

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
輸出金額	79,221,249	80,709,887	75,878,792	69,485,419	85,877,665
対前年度比増減率(%)	10.8	1.9	△ 6.0	△ 8.4	23.6

出所：財務省貿易統計

〔貿易保険事業収支の推移〕



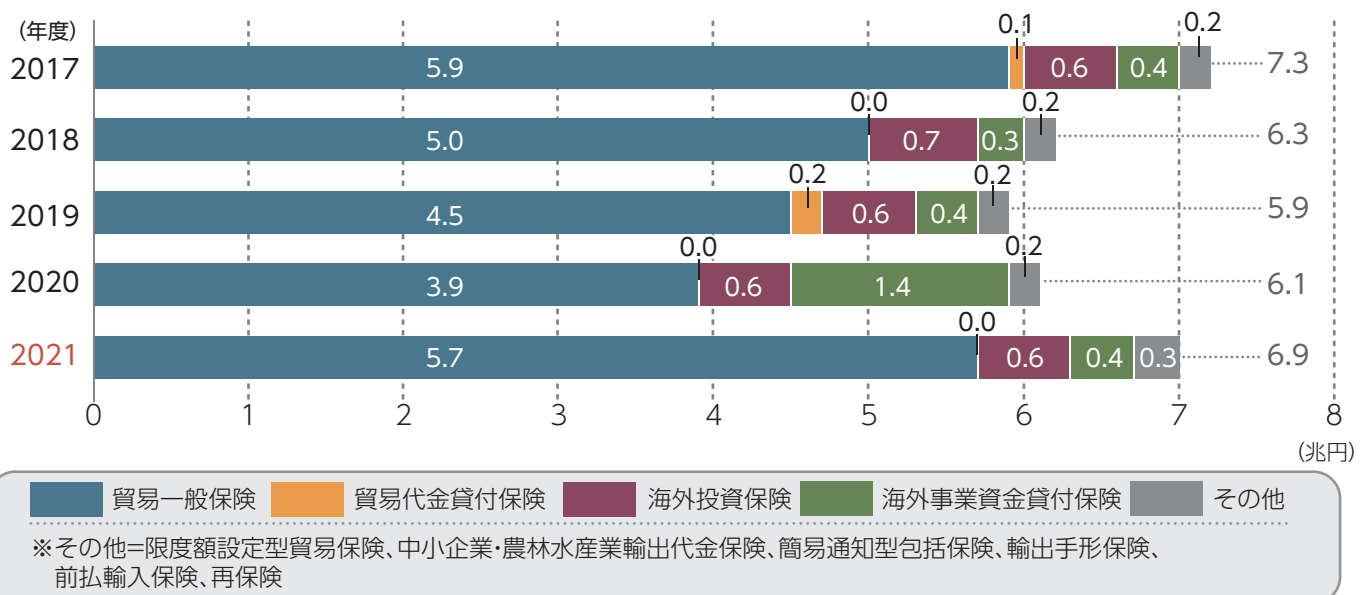
(注) 現金ベース。保険料収入は返還保険料を控除した後の金額

(単位：億円)

[保険引受実績]

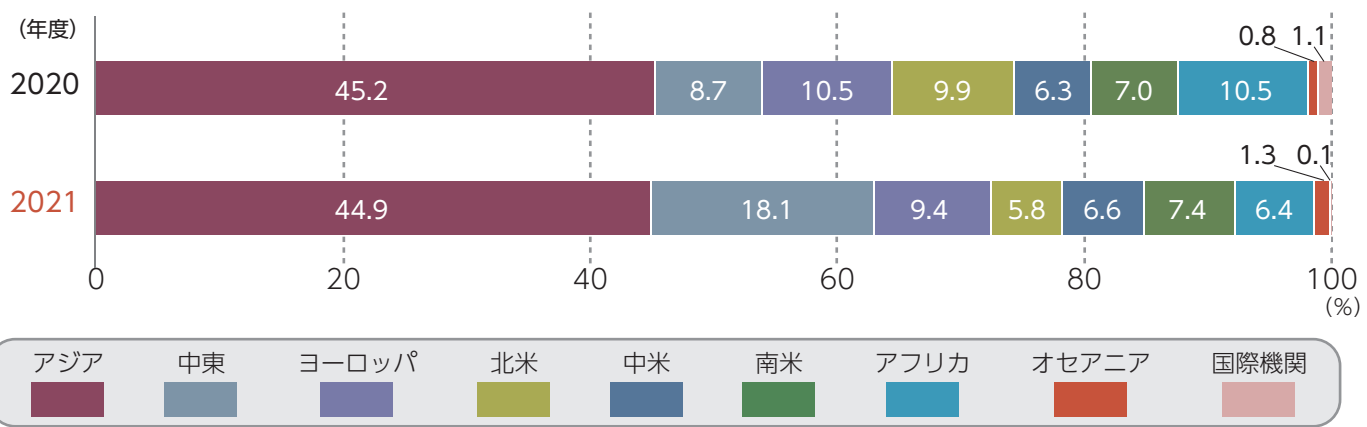
● 保険引受実績及び保険種別構成比の推移

2021年度の保険引受実績は、日本の輸出金額の増加を背景に、貿易一般保険が約5.7兆円(前年度比46.7%増)と大幅に増加し、全体で約6.9兆円(前年度比13.1%増)となりました。一方で、融資保険の引受実績は減少し、海外事業資金貸付保険は約0.4兆円(前年度比72.9%減)、貿易代金貸付保険は約18億円(前年度比95.2%減)となりました。海外投資保険は約0.6兆円(前年度比6.7%減)と微減でした。



● 保険引受実績の地域別構成比

アジア向けが約3.3兆円と全体の44.9%を占め引き続き最大となり、次いで中東向けが約1.3兆円で18.1%を占めました。



2021年度引受実績 上位10か国・地域

順位	国名・地域名	引受実績	構成比
1	カタール	727,887	9.8%
2	中華人民共和国	585,893	7.9%
3	タイ	499,256	6.7%
4	インドネシア	486,300	6.6%
5	アメリカ合衆国	410,398	5.5%

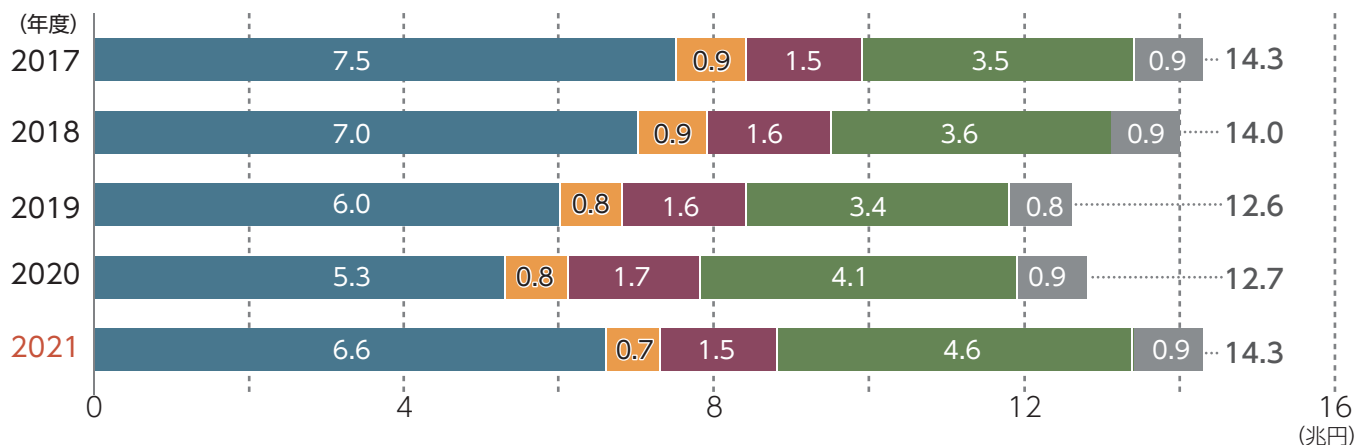
順位	国名・地域名	引受実績	構成比
6	大韓民国	351,231	4.7%
7	台湾	299,529	4.0%
8	ベトナム	266,988	3.6%
9	サウジアラビア	261,455	3.5%
10	アラブ首長国連邦	196,915	2.7%

業務概況

〔 保険責任残高 〕

● 保険責任残高及び保険種別構成比の推移

2021年度の保険責任残高は、約14.3兆円(前年度比 12.5%増)となりました。

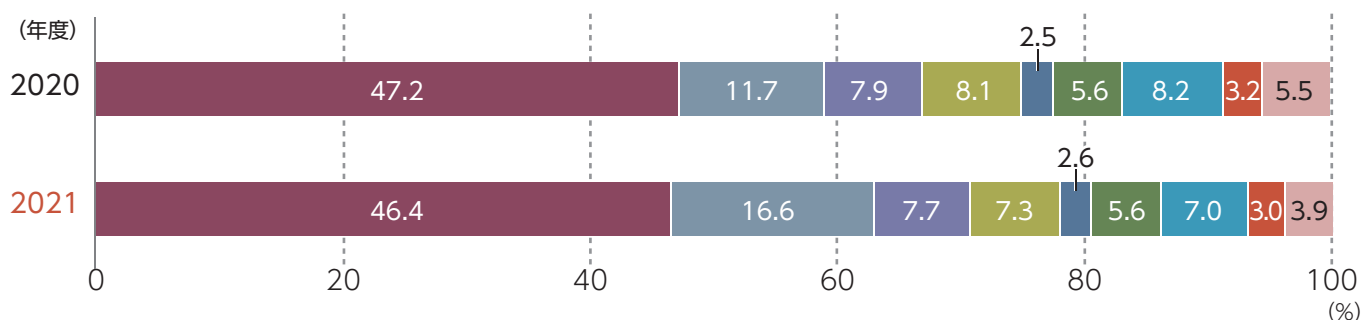


■ 貿易一般保険
 ■ 貿易代金貸付保険
 ■ 海外投資保険
 ■ 海外事業資金貸付保険
 ■ その他

※その他=限度額設定型貿易保険、中小企業・農林水産業輸出代金保険、簡易通知型包括保険、輸出手形保険、前払輸入保険、再保険

● 保険責任残高の地域別構成比

アジア向けが全体の46.4%(約6.8兆円)と最も割合が高く、次いで中東向けが16.6%(約2.4兆円)となりました。

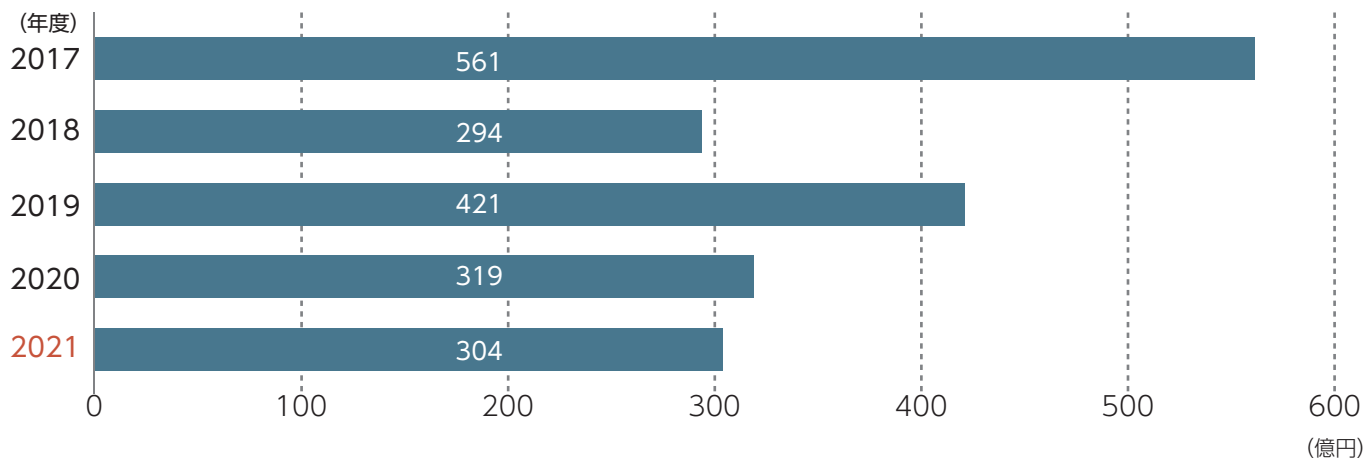


■ アジア
 ■ 中東
 ■ ヨーロッパ
 ■ 北米
 ■ 中米
 ■ 南米
 ■ アフリカ
 ■ オセアニア
 ■ 国際機関

[保険料収入]

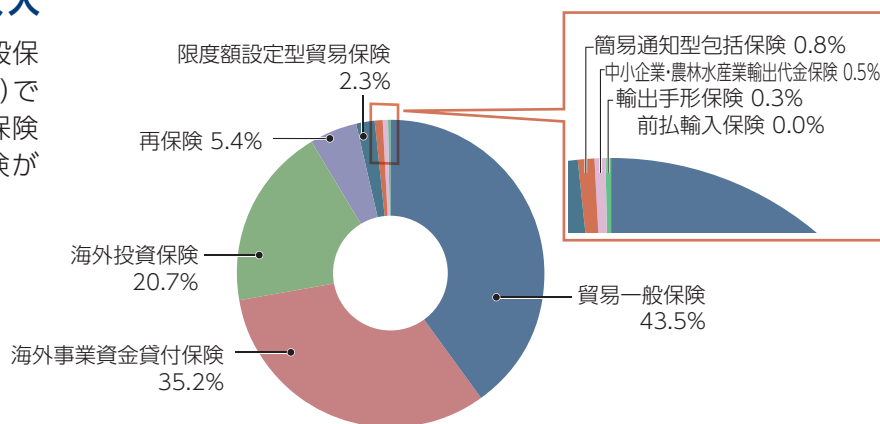
● 保険料収入の推移

2021年度の保険料収入は、約304億円(前年度比4.4%減)の微減となりました。



2021年度保険種別保険料収入

保険種別の保険料収入では、貿易一般保険の保険料収入が43.5%(約132億円)で最大となり、次いで海外事業資金貸付保険が35.2%(約107億円)、海外投資保険が20.7%(約63億円)となりました。

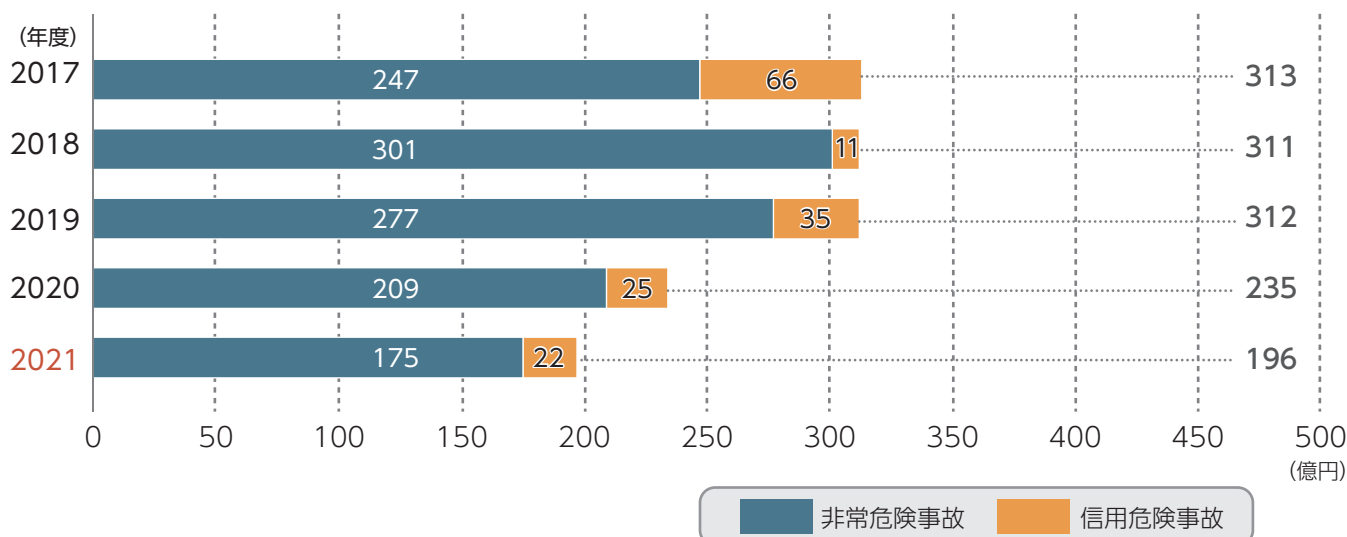


[回収金]

● 回収金の推移

2021年度の回収金は、約196億円(前年度比16.4%減)となりました。

パリクラブ・リスケジュール等による非常危険事故にかかわる回収金(約175億円)が全体の89.0%を占め、信用危険事故の回収金(約22億円)が全体の11.0%となりました。

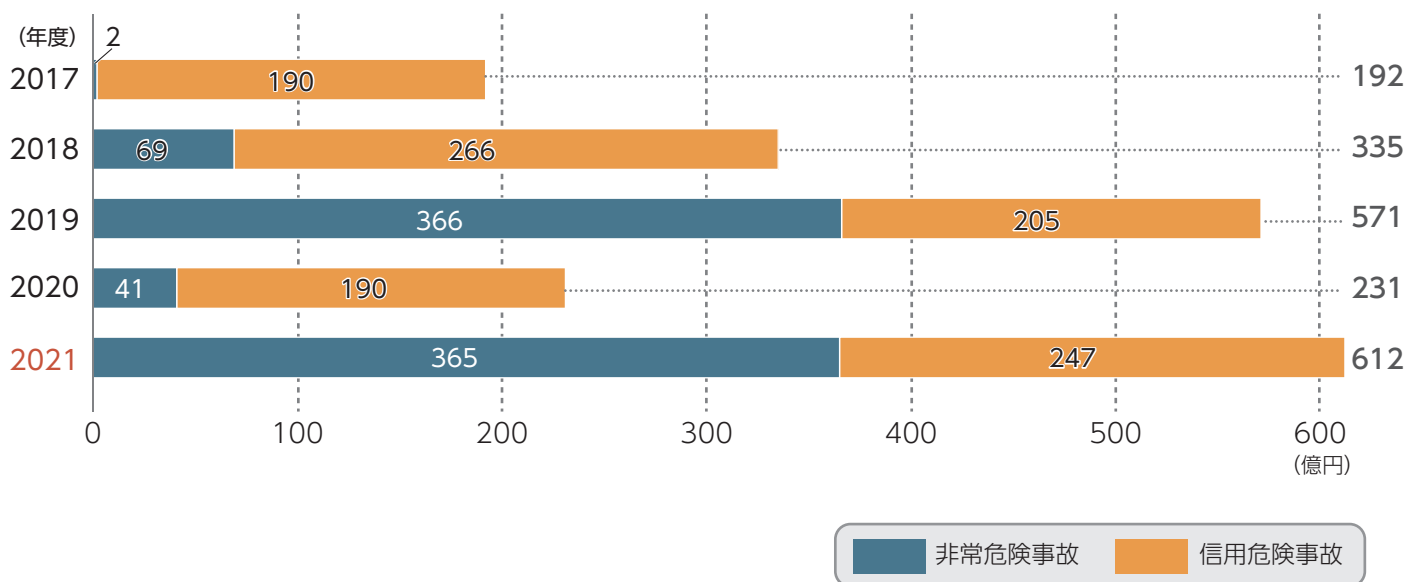


業務概況

{ 支払保険金 }

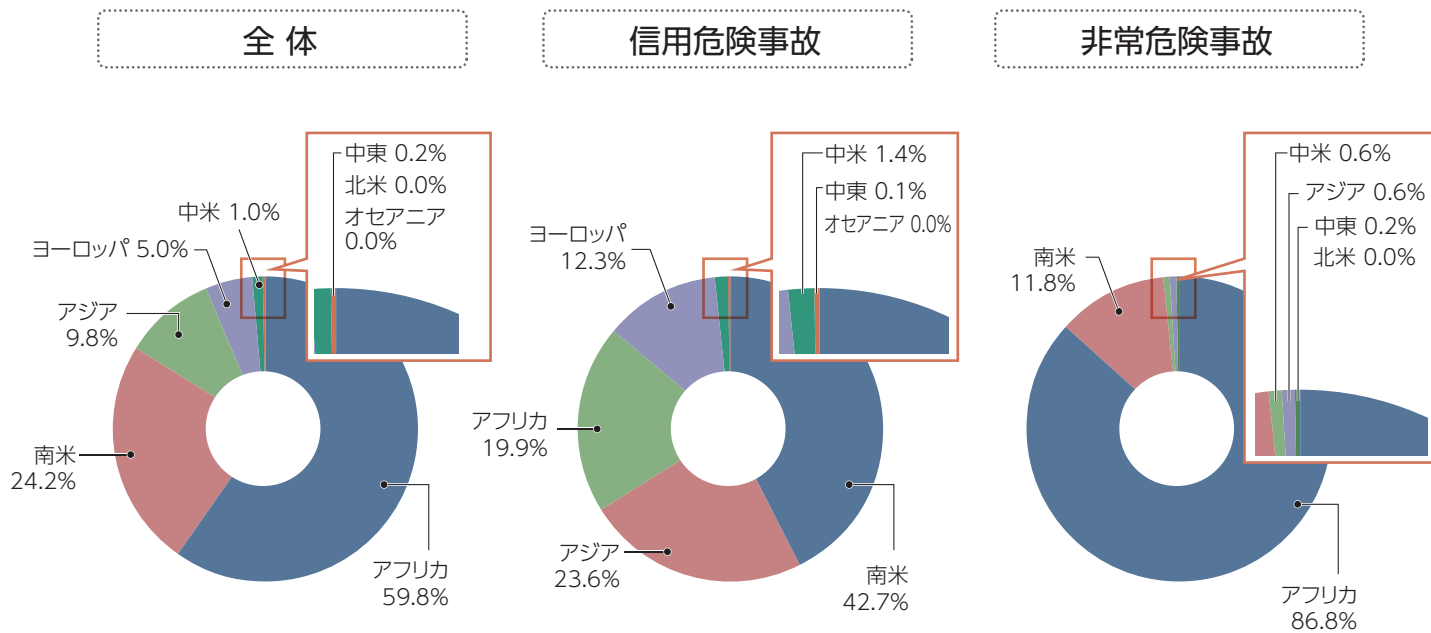
● 支払保険金の推移

2021年度の支払保険金は、非常危険事故・信用危険事故のいずれも保険金支払が増加し、約612億円(前年度比165.4%増)となりました。これは2001年のNEXI創立以来、2002年度の約651億円の次に、2番目に大きな支払額です。



● 2021年度地域別支払保険金

アフリカ向けの支払保険金額が約366億円と最も大きく、全体の59.8%を占めました。



※北米向けの信用危険事故による保険金支払実績は無し

※ヨーロッパ、オセアニア向けの非常危険事故による保険金支払実績は無し

2021年度の保険事故状況

2021年度の非常・信用危険別の保険事故状況

保険事故については、総額で約1,153億円の損失等発生通知がありました。コロナ禍の影響で保険事故が急増した2020年度に比し、非常危険は半減、信用危険は大幅な増加となりました。

保険金支払については、総額で約612億円と、2001年度のNEXI創設以来、2番目に大きな支払額となりました。非常危険では、コロナ禍に起因し2020年度に発生していた海外投資保険の保険事故等について保険金を支払いました。信用危険では、貿易代金貸付保険の大型案件の保険事故等について保険金を支払いました。

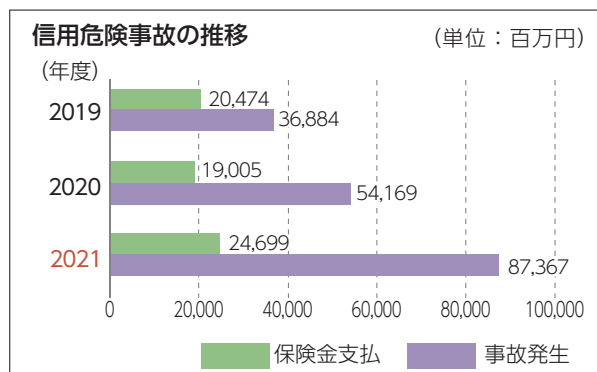
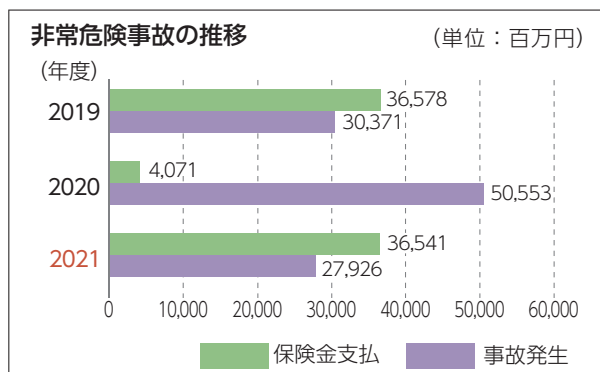
(単位：百万円)

区分	危険区分	2019年度	2020年度	2021年度	対前期増減率(%)
事故発生	非常危険	30,371	50,553	27,926	△44.8%
	信用危険	36,884	54,169	87,367	61.3%
	金額合計	67,255	104,721	115,293	10.1%
保険金支払	非常危険	36,578	4,071	36,541	797.6%
	信用危険	20,474	19,005	24,699	30.0%
	金額合計	57,052	23,076	61,241	165.4%

※損失等発生通知が提出された後に全額入金となり保険金請求されないケースや保険金請求が翌年度以降となるケース等があるため、当該年度における事故発生と保険金支払金額は同一とはなりません。

※再保険に係る事故発生金額、保険金支払金額は信用危険に計上しています。

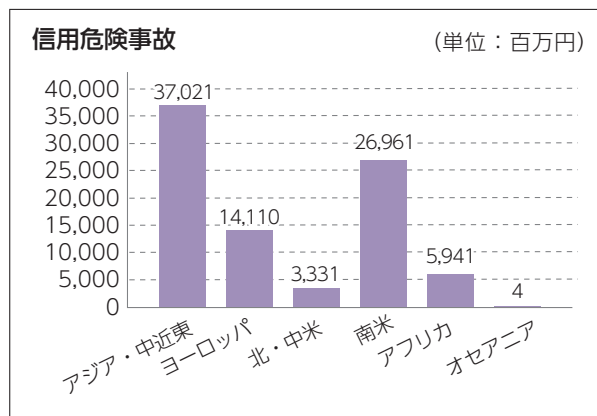
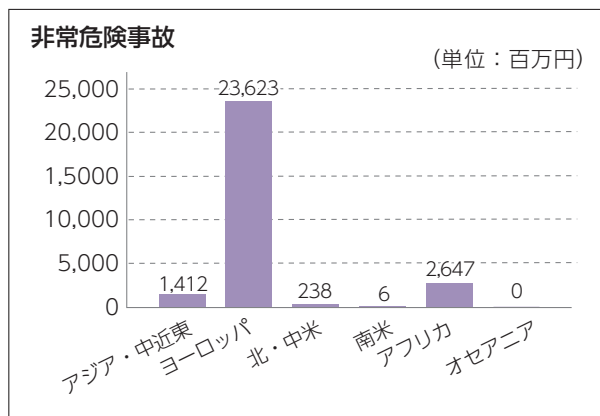
事故発生・保険金支払金額の推移 (2019年度～2021年度)



地域別の保険事故発生状況

2021年度の非常危険事故は、約85%がウクライナ関連を含む欧州向けの案件で、他にはアフリカやアジアで発生しました。信用危険事故は、2020年度に引き続き、南米、アジア・中近東で大型案件の事故が発生しています。

地域別 事故発生金額 (2021年度)



業務実績

{ 保険引受実績 }

● 保険種別引受実績

(単位：百万円)

保険種	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
貿易一般保険	5,915,423	5,030,034	4,526,832	3,859,827	5,661,939	81.5	46.7
責任期間1年以内	3,093,390	2,908,306	2,810,763	2,052,303	3,204,812	46.1	56.2
責任期間1年超	2,822,033	2,121,728	1,716,069	1,807,525	2,457,126	35.4	35.9
限度額設定型貿易保険	8,115	7,443	10,907	15,118	21,726	0.3	43.7
中小企業・農林水産業輸出代金保険	8,449	9,812	13,656	14,562	16,029	0.2	10.1
簡易通知型包括保険	51,963	58,024	51,207	55,545	105,888	1.5	90.6
輸出手形保険	11,823	13,023	12,358	8,865	8,787	0.1	△ 0.9
前払輸入保険	981	214	2,844	9,935	671	0.0	△ 93.3
海外投資保険	641,568	712,045	601,782	622,834	581,101	8.4	△ 6.7
貿易代金貸付保険	138,372	37,083	197,823	36,565	1,771	0.0	△ 95.2
海外事業資金貸付保険	422,123	342,565	422,132	1,378,107	373,852	5.4	△ 72.9
再保険	115,971	86,219	62,313	142,271	176,033	2.5	23.7
合計	7,314,788	6,296,462	5,901,854	6,143,627	6,947,796	100.0	13.1

(注1) 保険証券発行日を基に作成しており、保険契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の保険契約の保険金額ではなく、実勢の保険引受金額を用いて作成した合計額です(下表も同じ)。

(注2) 貿易一般保険において、資本財はすべて責任期間1年超に区分しています(以後同じ)。

(注3) 変動金利対応案件については、契約時金利を適用して作成しています(下表も同じ)。

● 地域別保険引受実績

(単位：百万円)

地域	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
アジア	3,878,278	3,517,050	3,422,851	2,949,704	3,327,232	44.9	12.8
中東	696,610	661,380	500,303	566,818	1,338,381	18.1	136.1
ヨーロッパ	699,293	638,012	780,216	683,404	695,279	9.4	1.7
北米	303,599	274,361	245,916	645,106	431,140	5.8	△ 33.2
中米	703,342	647,942	538,946	411,231	486,433	6.6	18.3
南米	438,422	442,875	345,257	454,955	545,579	7.4	19.9
アフリカ	590,893	304,254	355,564	685,523	476,971	6.4	△ 30.4
オセアニア	100,603	81,527	72,864	53,872	95,323	1.3	76.9
国際機関	445,278	134,460	16,221	71,842	9,296	0.1	△ 87.1

(注1) 国別計上の方法:船前…仕向国。船後…支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注2) 仕向国と支払国の双方に引受実績が計上されているため、保険種別引受状況の合計額とは一致しません。

(注3) 国際機関の支払保証が付されている場合は、いずれの地域にも分類せず、国際機関に計上しています。

(注4) アジアには、中央アジアを含みます(以後同じ)。

(注5) ヨーロッパには中東欧及びロシアを含みます(以後同じ)。

〔 保険責任残高 〕

● 保険種別責任残高

(単位：百万円)

保険種	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
貿易一般保険	7,538,669	6,994,430	5,968,467	5,278,555	6,592,883	46.1	24.9
責任期間1年以内	2,497,946	2,417,727	2,291,738	1,925,810	2,479,405	17.3	28.7
責任期間1年超	5,040,723	4,576,703	3,676,729	3,352,745	4,113,478	28.7	22.7
限度額設定型貿易保険	9,868	11,383	13,211	19,077	27,205	0.2	42.6
中小企業・農林水産業輸出代金保険	2,817	3,817	4,491	4,893	5,214	0.0	6.6
簡易通知型包括保険	13,003	16,415	10,874	19,202	32,138	0.2	67.4
輸出手形保険	3,556	3,224	3,831	2,536	1,657	0.0	△ 34.7
前払輸入保険	979	208	2,298	9,796	698	0.0	△ 92.9
海外投資保険	1,528,398	1,596,806	1,602,810	1,697,292	1,472,327	10.3	△ 13.3
貿易代金貸付保険	866,474	923,657	831,832	778,010	747,130	5.2	△ 4.0
海外事業資金貸付保険	3,549,807	3,608,086	3,365,701	4,084,100	4,607,015	32.2	12.8
再保険	827,116	830,151	783,808	831,042	825,080	5.8	△ 0.7
合 計	14,340,688	13,988,179	12,587,322	12,724,503	14,311,346	100.0	12.5

(注1) 外貨建対応の保険契約については、原則、各事業年度末為替レートを適用して作成しています。(下表も同じ)

(注2) 変動金利対応案件については、各事業年度末の金利を適用して作成しています(下表も同じ)。

● 地域別保険責任残高

(単位：百万円)

地 域	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
アジア	6,896,936	6,926,035	6,463,037	6,241,627	6,822,605	46.4	9.3
中東	2,050,197	1,945,372	1,673,822	1,551,671	2,442,646	16.6	57.4
ヨーロッパ	1,070,642	930,638	885,666	1,047,275	1,134,007	7.7	8.3
北米	977,828	984,054	886,348	1,076,438	1,068,567	7.3	△ 0.7
中米	769,735	653,945	444,834	324,080	375,349	2.6	15.8
南米	695,229	685,649	565,177	734,267	827,249	5.6	12.7
アフリカ	965,515	952,503	911,884	1,081,938	1,031,503	7.0	△ 4.7
オセアニア	654,853	624,052	520,348	426,080	436,098	3.0	2.4
国際機関	1,084,413	868,089	787,432	727,950	575,017	3.9	△ 21.0

(注1) 国別計上の方法: 船前…仕向国。船後…支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注2) 仕向国と支払国の双方に責任残高が計上されているため、保険種別責任残高の合計額とは一致しません。

(注3) 国際機関の支払保証が付されている場合は、いずれの地域にも分類せず、国際機関に計上しています。

業務実績

〔保険料収入〕

● 保険種別保険料収入

(単位：百万円)

保険種	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
貿易一般保険	14,213	12,032	9,932	9,955	13,230	43.5	32.9
限度額設定型貿易保険	340	259	433	572	705	2.3	23.3
中小企業・農林水産業輸出代金保険	72	84	125	134	149	0.5	10.6
簡易通知型包括保険	116	127	102	134	253	0.8	88.8
輸出手形保険	120	130	130	124	100	0.3	△ 19.7
前払輸入保険	3	3	17	126	1	0.0	△ 98.9
海外投資保険	6,102	6,188	6,454	6,516	6,295	20.7	△ 3.4
貿易代金貸付保険	6,326	1,424	9,009	1,696	△ 2,641	△ 8.7	△ 255.7
海外事業資金貸付保険	26,220	7,018	15,227	9,546	10,717	35.2	12.3
再保険	2,603	2,098	697	3,048	1,635	5.4	△ 46.3
合計	56,117	29,362	42,127	31,852	30,444	100.0	△ 4.4

(注1) 保険責任発生時点で計上。保険証券発行日を基にする引受実績とは年度が必ずしも一致しません。

(注2) 2021年度より、保険料は正味収入保険料(元受・受再収入保険料から出再保険料等を控除したもの)で表示しています。

〔支払保険金〕

● 保険種別、非常・信用別支払保険金

(単位：百万円)

保険種	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		2021年度								
	非常危険 事故	信用危険 事故	非常危険 事故	信用危険 事故	非常危険 事故	信用危険 事故	非常危険 事故	信用危険 事故	非常危険 事故	信用危険 事故	構成比(%)	対前期 増減率(%)					
貿易一般保険	4,205	114	4,091	18,082	2,175	15,907	43,996	36,344	7,652	2,831	104	2,727	1,217	523	694	2.0	△ 57.0
限度額設定型貿易保険	13	-	13	-	-	-	-	-	-	67	-	67	32	-	32	0.1	△ 52.3
中小企業・農林水産業輸出代金保険	193	-	193	78	-	78	150	-	150	180	-	180	6	-	6	0.0	△ 96.8
簡易通知型包括保険	3	-	3	-	-	-	6	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出手形保険	-	-	-	10	-	10	35	-	35	84	-	84	22	-	22	0.0	△ 73.9
前払輸入保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	149	-	149	0.2	-
海外投資保険	100	100	-	2,941	2,941	-	234	234	-	1,797	1,797	-	33,830	33,830	-	55.2	1,783.0
貿易代金貸付保険	-	-	-	1,807	1,807	-	117	-	117	2,287	2,170	117	7,091	2,188	4,903	11.6	210.1
海外事業資金貸付保険	13,839	-	13,839	9,253	-	9,253	11,760	-	11,760	11,724	-	11,724	7,824	-	7,824	12.8	△ 33.3
再保険	891	-	891	1,325	-	1,325	755	-	755	4,106	-	4,106	11,069	-	11,069	18.1	169.6
合計	19,243	214	19,029	33,497	6,923	26,573	57,052	36,578	20,474	23,076	4,071	19,005	61,241	36,541	24,699	100.0	165.4

● 地域別支払保険金

(単位：百万円)

地域	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		2021年度								
	非常危険 事故	信用危険 事故	非常危険 事故	信用危険 事故	非常危険 事故	信用危険 事故	非常危険 事故	信用危険 事故	非常危険 事故	信用危険 事故	構成比(%)	対前期 増減率(%)					
アジア	4,385	112	4,273	12,477	-	12,477	6,154	32	6,121	3,687	73	3,614	6,025	208	5,817	9.8	63.4
中東	287	2	286	5,646	2,103	3,543	34,348	32,259	2,090	235	62	174	109	77	32	0.2	△ 53.7
ヨーロッパ	542	-	542	1,115	1	1,114	43	-	43	1,403	2	1,401	3,045	-	3,045	5.0	117.1
北米	25	-	25	187	71	116	75	32	43	27	0	27	11	11	-	0.0	△ 61.4
中米	-	-	-	40	-	40	4,114	4,053	61	1,978	1,466	511	584	227	357	1.0	△ 70.5
南米	13,940	100	13,840	11,090	1,807	9,283	11,841	-	11,841	13,544	297	13,246	14,843	4,302	10,541	24.2	9.6
アフリカ	65	-	65	2,941	2,941	-	106	-	106	2,198	2,170	28	36,620	31,717	4,903	59.8	1,566.2
オセアニア	-	-	-	-	-	-	371	202	169	4	-	4	4	-	4	0.0	△ 9.3
合計	19,243	214	19,029	33,497	6,923	26,573	57,052	36,578	20,474	23,076	4,071	19,005	61,241	36,541	24,699	100.0	165.4

〔回収状況〕

●非常・信用別回収状況

(単位：百万円)

危険区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
非常	24,696	30,068	27,730	20,926	17,454	89.0	△ 16.6
信用	6,575	1,052	3,467	2,533	2,153	11.0	△ 15.0
合計	31,271	31,121	31,197	23,458	19,607	100.0	△ 16.4

●地域別回収状況

(単位：百万円)

地域	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
アジア	1,995	2,368	3,628	3,845	2,853	14.6	△ 25.8
中東	17,374	11,461	11,930	16,897	11,731	59.8	△ 30.6
ヨーロッパ	713	683	771	835	924	4.7	10.6
北米	6	81	33	471	15	0.1	△ 96.8
中米	1,472	1,701	38	9	306	1.6	3438.3
南米	9,024	14,193	14,211	880	3,736	19.1	324.4
アフリカ	657	629	586	517	38	0.2	△ 92.7
オセアニア	29	4	-	3	4	0.0	15.4
合計	31,271	31,121	31,197	23,458	19,607	100.0	△ 16.4

2021年度の回収状況

非常・信用別の回収状況

2021年度の回収金全体としては、2020年度の約235億円から減少し約196億円(前年度比16.4%減)となりました。

非常・信用別では、パリクラブ・リスケジュール等の非常危険事故に関する回収金は約175億円(前年度比16.6%減)、信用危険事故に関する回収金は約22億円(前年度比15.0%減)となりました。

地域別の回収状況

地域別では、中東地域からの回収金が約117億円となり、全体の約6割(59.8%)を占めました。イラク共和国から約88億円(パリクラブの回収金)、ヨルダンから約13億円(パリクラブの回収金)他を回収しました。

次に、南米地域からの回収金が約37億円となり、全体の約2割(19.1%)を占めました。アルゼンチン共和国から約36億円(パリクラブの回収金他)、チリ共和国から約1億円(信用事故案件の回収金)他を回収しました。

次に、アジア地域からの回収金が約29億円で、全体の14.6%を占めました。インドネシア共和国から約12億円(パリクラブの回収金他)、中華人民共和国から約11億円(信用事故案件の回収金)他を回収しました。

次に、ヨーロッパ地域から約9億円(セルビア共和国約7億円、ボスニア・ヘルツェゴビナ約1億円他)、中米地域から約3億円(メキシコ合衆国約3億円(信用事故案件の回収金)他)を回収しました。

その他、アフリカ地域及び北米地域から合計約0.5億円(エジプト・アラブ共和国約0.3億円、アメリカ合衆国約0.1億円(信用事故案件の回収金))他を回収しました。

経済協力開発機構 (OECD)

1 輸出信用保証部会 (ECG会合及び参加国会合)

OECDは国際経済全般について協議することを目的に1961年に設立され、日本は1964年4月に加盟しました。OECD貿易委員会の下部組織である輸出信用保証部会では、各国輸出信用機関(ECA)間の情報交換やNEXIの貿易保険を含む公的輸出信用に係る議論が行われています。NEXIは日本のECAとして、経済産業省等の関係省庁と共に、議論に積極的に参加しています。

また、近年は公的輸出信用分野における金融条件の議論に加え、環境問題、気候変動、贈賄問題や持続可能な貸付けといった、ECAの果たすべき社会的責任についても重点的に議論が行われています。

2 OECD公的輸出信用 アレンジメント

OECDでは、輸出信用の秩序ある利用と公平な競争環境条件の維持を目的として、参加国間で共通の輸出信用に関するルールであるOECD公的輸出信用アレンジメントを定めています。本アレンジメントは、各ECAが輸出信用を供与する際の共通の条件(最低保険料水準、頭金、最長償還期間、最低貸出金利及び償還方法等)を規定しています。また船舶、原子力発電所、航空機、鉄道インフラ、再生可能エネルギー・気候変動緩和技術・水関連プロジェクト及びプロジェクト・ファイナンスについては、アレンジメント本則とは別に各セクターの特徴を考慮した条件を適用することができます。NEXIによる輸出信用の供与も、このアレンジメントに従って実施されています。

3 環境への取組み

OECDでは、2001年の環境コモンアプローチの策定以降、定期的な見直しによる取組みの向上を図っており、2016年4月に4度目の見直しが行われました。NEXIでは、環境コモンアプローチを踏まえた「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」を定め、これに基づき、保険契約の対象となるプロジェクトにおいて環境社会配慮が適切になされるよう取り組んでいます。

4 贈賄防止への取組み

不当な利益の取得のために外国公務員に対して金銭等の不当な利益を供与することを禁じた1997年のOECD贈賄防止条約と、2006年の公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告を受け、NEXIでは贈賄防止に対する取組みを行ってきました。2019年3月に当該勧告が改訂されたことから、改訂内容を踏まえた贈賄防止への取組みを強化しています。

NEXIの活動

主な国際的活動	28
持続可能な社会の実現に向けた取組み	31
海外の関連組織との協力	32
中堅・中小企業の海外事業展開の支援	34
主な引受プロジェクト	36
主な引受プロジェクト (中堅・中小企業の海外展開支援)	40

主な国際的活動

●●アゼルバイジャン経済省との協力覚書の締結

2021年4月、NEXIは、アゼルバイジャン共和国(以下、アゼルバイジャン)経済省との間で、協力覚書を締結しました。署名式は、オンラインで執り行われました。アゼルバイジャン経済省は、同国の経済政策分野、民間企業の投資活動の推進・管理、外国企業の投資誘致、国内外貿易等を管轄する行政機関です。本協力覚書は、両国間の輸出取引促進、両国企業の相手国市場への進出支

援等を行うことを目的として締結されたものです。

これまでに、NEXIは貿易保険の引受を通じて、本邦企業のアゼルバイジャン向け輸出を支援してまいりました。本協力覚書の締結を契機として、民間ベースでの両国間の経済活動、及び両国企業のビジネス活動が一層活発になるよう環境整備に努めてまいります。

●●イスラム投資・輸出保険機関(ICIEC)との協力覚書の締結

2021年11月、NEXIは、イスラム投資・輸出保険機関(ICIEC)との間で、協力覚書を締結しました。署名式は、オンラインで執り行われました。

ICIECは、イスラム諸国向け投資・貿易の拡大を目的にIslamic Development Bankのグループ機関として投資保険、輸出信用保険等を提供する国際金融機関です。2019年8月に、アフリカ地域における膨大なインフラ整備需要と当該地域における本邦企業の事業機会を認識し、案件組成に向けた協力体制の構築を目指しNEXIとICIECは協力覚書を締結しました。当該協力覚書の下、NEXIとICIECは具体的な取組みとして再保険の枠

組みを構築しました。

この度締結した新たな協力覚書は、再保険の枠組みの活用に加え、再保険以外の取組みを通してNEXIとICIECの協力体制の拡大及び強化を狙いとしています。本協力覚書の下、アフリカ地域における我が国のインフラ海外展開に加え、コロナ禍により潜在的な経済成長の機会及び本邦企業の事業参画余地が阻害されている国への支援を目指します。

なお、本再保険の枠組みの構築及び協力覚書の締結は、NEXIが2020年12月に発表したLEADイニシアティブに沿った取組みとなります。

●●東部南部アフリカ貿易開発銀行(TDB)との協力覚書の締結

2021年12月、NEXIは、国際金融機関である東部南部アフリカ貿易開発銀行(TDB)と、協力覚書を締結しました。

TDBは、東部・南部アフリカ地域の貿易、経済統合、加盟諸国の持続可能な発展の促進を図ることを目的とした地域開発金融機関であり、東南アフリカ諸国及びアフリカ開発銀行等が出資しています。

本協力覚書は、同行との関係強化により、同行加盟国と日本企業とのビジネス機会の創出を進めることで、アフリカの経済発展や日本企業によるアフリカ向け貿易・

投資を促進することを狙いとしています。具体的には、①アフリカ開発会議(TICAD)に向けた案件組成の協力、②アフリカの経済発展、日本企業のビジネス機会創出に向けた意見・情報交換、③アフリカの脱炭素・質の高いインフラ整備等の分野での協働に向けた意見・情報交換、④ワークショップ・セミナー等を通じた人材育成・関係強化が含まれています。

なお、本協力覚書の締結は、NEXIが2020年12月に発表したLEADイニシアティブに沿った取組みとなります。

●●サウジアラビア公共投資基金(PIF)との協力覚書の締結

2022年1月、NEXIは、サウジアラビア王国(以下、サウジアラビア)の公共投資基金(PIF)との間で、協力覚書を締結しました。

PIFは、サウジアラビア政府が100%出資する政府系ファンドであり、サウジアラビア国内外における投資を通して、同国の経済改革及び経済多角化を主導しています。

サウジアラビアと我が国は、両国の戦略的パートナーシップの羅針盤として「日・サウジ・ビジョン2030」を策定

し、両国の発展に向けた協力を推進しています。本協力覚書の枠組みを通して、NEXIは、「日・サウジ・ビジョン2030」の推進、サウジアラビアにおけるエネルギー・インフラ及び脱炭素化の促進、産業の多角化を推進するサウジアラビアの経済発展及び本邦企業のサウジアラビアにおけるビジネス機会の拡大を目指します。

なお、本協力覚書の締結は、NEXIが2020年12月に発表したLEADイニシアティブに沿った取組みとなります。

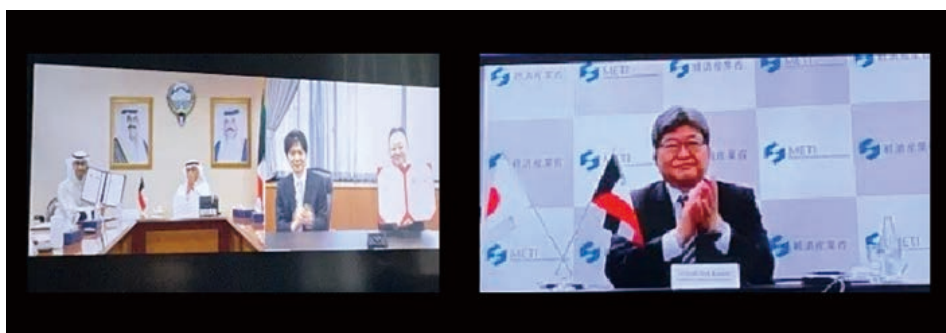
●クウェート石油公社(KPC)との協力覚書の締結

2022年3月、NEXIは、クウェート国(以下、クウェート)のクウェート石油公社(KPC)との間で、協力覚書を締結しました。

KPCは1980年に設立されたクウェートの国営石油会社です。同社は、国内外に関係会社を8社有し、石油、天然ガス、化学・石油化学及び関連製品の探鉱、掘削、生産、貯蔵、精製、処理、輸送、販売さらにマーケティングに至るまで総合的に石油関連事業を展開しています。

本協力覚書の下、NEXIとKPCは、クウェートにおける日本企業のビジネス機会の拡大とエネルギー分野における脱炭素化の促進に向けた協力を推進します。また、本邦事業者が参画する同国におけるエネルギー関連プロジェクト及び本邦品の輸出促進についても協議します。

なお、本協力覚書の締結は、NEXIが2020年12月に発表したLEADイニシアティブに沿った取組みとなります。



オンライン署名式の様子

●二国間協議の開催

2021年度は、オーストリア共和国、カナダ、中華人民共和国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国の輸出信用機関や政府関係者との二国間協議をオンライン形式で開催しました。コロナ危機下における対応や事業状況の他、気候変動対応、リスク管理の取組み等、幅広い分野

について率直な意見交換を実施しています。

年に一度開催されるこのような協議を通じて、他国機関と一層の連携強化を図るとともに、各国の貿易保険の動向を確認しています。



オーストリアとの二国間協議の様子

主な国際的活動

●●第二回日アフリカ官民経済フォーラムへの参加

2021年12月、NEXIは、経済産業省とケニア政府、日本貿易振興機構（JETRO）によりオンラインで開催された、第二回日アフリカ官民経済フォーラムに参加しました。

本フォーラムは、貿易・投資、インフラ、エネルギー等各分野において、日本とアフリカの民間企業の協力とアフリカにおける日本企業のビジネス活動の促進を目的として、3年ごとに開催されているものです。

そのうち、NEXIは分科会「Accelerating Finance Solutions in Africa」においてモデレーターを務め、アフリカ向けの民間投資の拡大に向けたファイナンス機能の強化について議論を行いました。本分科会には、

アフリカ向け事業において貿易保険をご利用いただいている企業や銀行、NEXIと連携して取組みを進めている国際金融機関等が登壇し、これまでの取組みや今後NEXIを含む公的機関に期待すること等について意見を交換しました。

NEXIからは、日本企業のアフリカ向け事業展開支援として①LEADイニシアティブによる支援、②アフリカ金融機関における日本企業の相談窓口（ジャパンデスク）の設置、③アフリカ金融機関との協力協定による支援について紹介しました。

●●ベルン・ユニオン会合への参加

ベルン・ユニオン（国際輸出信用投資保険連合：The International Union of Credit and Investment Insurers）は、世界各国の輸出保険機関や国際機関、民間保険機関が参加し、専門的知見から輸出信用保険や投資保険に関する共有課題について議論を行う場です。設立会合が1934年にスイスのベルンで開催されたことからベルン・ユニオンと呼ばれるようになり、2021年末時点では計84機関が参加しています。ベルン・ユニオンでは、春秋の年2回意見交換や議論が行われる他、専門

家会合やウェビナーといったセッションも随時開催されます。2021年度は、春会合（オンライン形式）が4月に、秋期総会が10月にハンガリー・ブダペストで開催されました。NEXIは両会合に出席し、参加機関と情報交換等を行いました。

なお、秋期総会では、NEXI企画部次長の秋田祐一郎がECA委員会の副議長に選任されました。これは、2007年から2009年まで今野NEXI理事長（当時）がBU議長を務めて以降のNEXIのBU役員への選任となります。



秋会合の会場の様子

持続可能な社会の実現に向けた取り組み

●●環境社会配慮のためのガイドライン

NEXIでは、環境社会問題に対する社会的責任を果たすべく、「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」及びそのガイドラインを補完する「貿易保険における原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮のための指針」に基づき、保険契約の対象プロジェクトについて、プロジェクト実施者による環境社会配慮が適切になされているか確認を行っています。

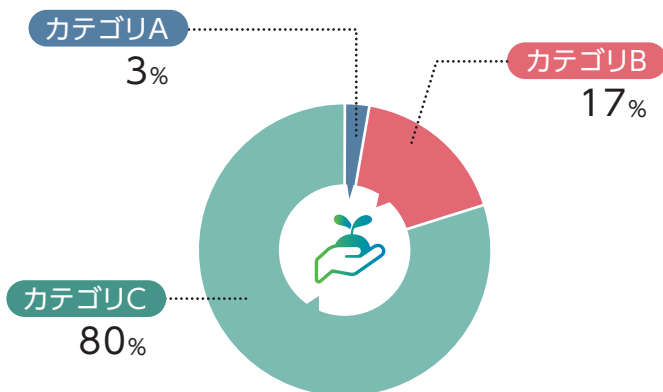
2021年度は30件のスクリーニング対象案件について審査を実施しました。審査に当たっては、輸出者等から提供されるスクリーニングフォームに基づき、環境への影響度に応じて3つのカテゴリに分類するスクリーニングを行い(環境への影響が大きい順にカテゴリA、B、C)、カテゴリに応じた確認を実施しています。2021年度も長引くコロナ禍に対して臨機応変に確認作業を進め、現地調査が必要な「カテゴリA」についてはバーチャル実査等により、適切な確認を行いました。

また、NEXIの環境ガイドラインの遵守を確保するため、異議申立手続を導入し、保険引受担当部署から独立した「環境ガイドライン審査役」を設置しており、引き続き適切な確認に努めてまいります。



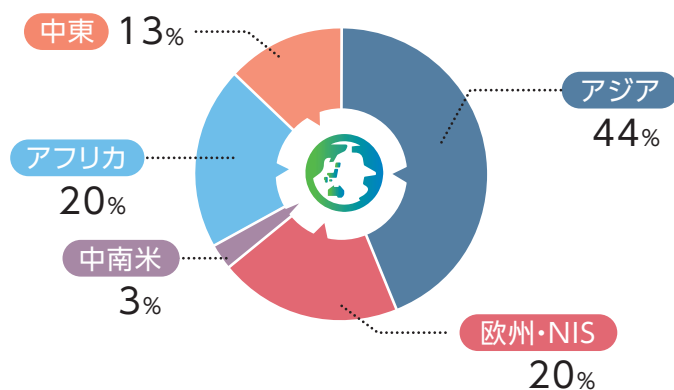
写真提供:丸紅株式会社

2021年度カテゴリ別スクリーニング状況



※環境への影響が大きい順にカテゴリA、B、Cに分類。

2021年度地域別スクリーニング状況



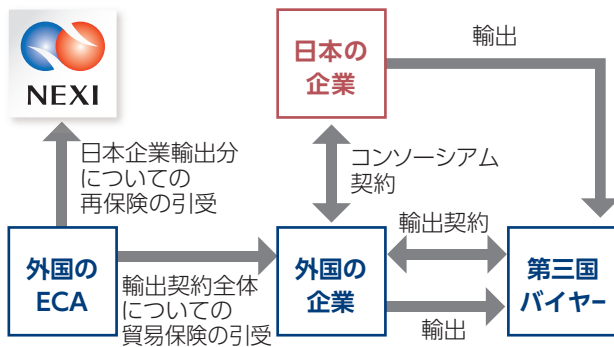
※中東にはトルコ、中南米にはメキシコを含む。

海外の関連組織との協力

国際化・ボーダレス化する日本企業の様々なビジネスニーズに迅速かつ的確に対応するため、NEXIは海外の関係機関との間で以下のような協力関係を構築しています。

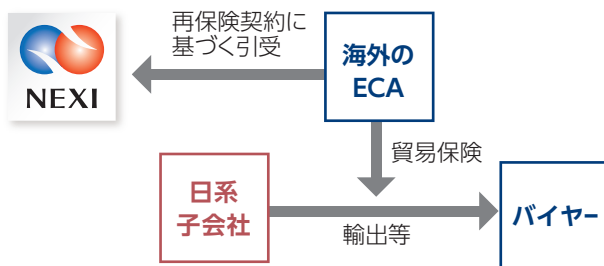
(1) One-Stop-Shop 再保険

日本企業が外国企業と共同で第三国におけるプロジェクトに参加する場合には、NEXIが日本からの輸出部分等のリスクを引き受けることを目的として、海外の主要な輸出信用機関(ECA)との間でOne-Stop-Shop再保険協定を締結しています。例えば、日本企業が外国企業とコンソーシアム(企業連合)を組んで第三国へ輸出を行う場合、外国企業が日本企業輸出部分を含めた輸出契約金額全体について自国のECAと保険契約を締結し、その上で日本企業輸出部分については、その外国ECAからNEXIが再保険の引受を行います。



(2) 短期型再保険

アジア地域等の日系企業による第三国向け輸出支援を目的として、NEXIはアジア等のECAと再保険協定を締結しています。この協定により、アジア等のECAの保険引受余力が引き上げられ、日系企業によるアジア等のECAの貿易保険を活用した対外取引リスクの軽減が容易になりました。



(3) 欧米民間保険会社との再保険

NEXIが欧米民間保険会社と短期取引の再保険協定等を通じて引受キャパシティを供与しています。

(4) その他の協力関係

NEXIは、ベルン・ユニオンのメンバーである主要ECAや関係機関との間で協力協定を締結し、長期的な協力関係を構築しています。

ヨーロッパ

One-Stop-Shop再保険協定締結先

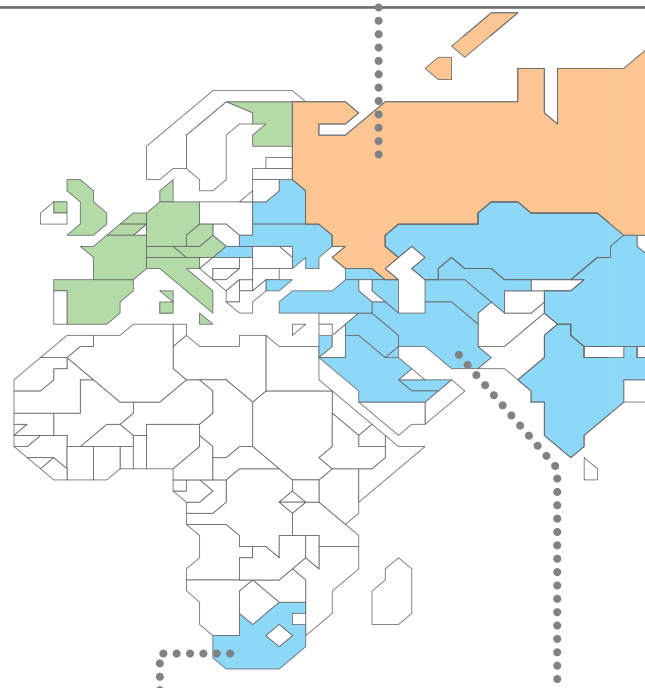
イタリア	イタリア外国貿易保険株式会社(SACE)	2002年
オランダ	アトラディウス信用保険会社(ATRADIUS)	2002年
ベルギー	ベルギー信用保険会社(Credendo)	2002年
ドイツ	ユーラーヘルメス信用保険会社(EULER HERMES)	2003年
オーストリア	オーストリア管理銀行株式会社(OeKB)	2003年
フィンランド	フィンランド輸出信用会社(FINNVERA)	2004年
スペイン	スペイン輸出信用保険会社(CESCE)	2005年
スイス	スイス連邦輸出信用機関(SERV)	2007年
フランス	フランス公的投資銀行(Bpifrance)	2016年
チェコ	チェコ輸出保証・保険公社(EGAP)	2017年
イギリス	英国輸出信用保証局(UKEF)	2017年
デンマーク	デンマーク輸出信用基金(EKF)	2019年

短期型再保険協定締結先

ロシア	ロシア輸出信用・投資保険機関(EXIAR)	2016年
-----	-----------------------	-------

協力協定締結先

フランス	フランス対外経済省(DREE)	1995年
	フランス公的投資銀行(Bpifrance)	2016年
イギリス	英国輸出信用保証局(UKEF)	1995年



アフリカ

協力協定締結先

南アフリカ	南アフリカ輸出信用保険公社(ECIC SA)	2005年
-------	------------------------	-------

中東

協力協定締結先

イスラエル	イスラエル輸出信用保険会社(ASHRA)	1997年
アブダビ首長国	ムバダラ開発(MDC)	2008年
イラク	イラク財務省	2011年
	イラク貿易銀行(TBI)	2011年
イラン	イラン経済財務省	2016年
トルコ	トルコ輸出入銀行(TURK EXIMBANK)	2017年
サウジアラビア	サウジアラビア財務省	2020年
	公共投資基金(PIF)	2022年
クウェート	クウェート石油公社(KPC)	2022年

ドイツ	ユーラーヘルメス信用保険会社(EULER HERMES) / C&Lドイツ監査会社(C&L)	1996年
	ドイツ復興金融公庫(KfW)	2011年
オーストリア	オーストリア管理銀行株式会社(OeKB)	1996年
イタリア	イタリア外国貿易保険株式会社(SACE)	1996年
フィンランド	フィンランド輸出信用会社(FINNVERA)	1996年
オランダ	アトラディウス信用保険会社(ATRADIUS)	1996年
スペイン	スペイン輸出信用保険会社(CESCE)	2000年
ウズベキスタン	ウズベキスタン輸出入保険会社(UZBEKINVEST)	2007年
ウクライナ	ウクライナ輸出入銀行(UKREXIMBANK)	2009年
ロシア	ロシア開発対外経済銀行(VEB)	2009年
ベラルーシ	ベラルーシ銀行(Belarusbank)	2009年
ロシア	ロシア輸出信用・投資保険機関(EXIAR)	2013年
トルクメニスタン	トルクメニスタン国立対外経済関係銀行(TFEB)	2015年
チェコ	チェコ輸出保証・保険公社(EGAP)	2015年
カザフスタン	カザフスタン輸出信用・投資保険公社(KazakhExport)	2016年
ジョージア	ジョージア経済・持続的発展省	2019年
ロシア	Joint Stock Company Siberian Coal Energy Company	2019年
ベルギー	ベルギー信用保険会社(Credendo)	2019年
ハンガリー	ハンガリー輸出信用保険有限公司(MEHIB)	2019年
アゼルバイジャン	アゼルバイジャン経済省	2021年

北アメリカ

One-Stop-Shop再保険協定締結先

カナダ	カナダ輸出開発公社(EDC)	2018年
アメリカ	米国輸出入銀行(US EXIMBANK)	2019年

短期型再保険協定締結先

カナダ	カナダ輸出開発公社(EDC)	2012年
-----	----------------	-------

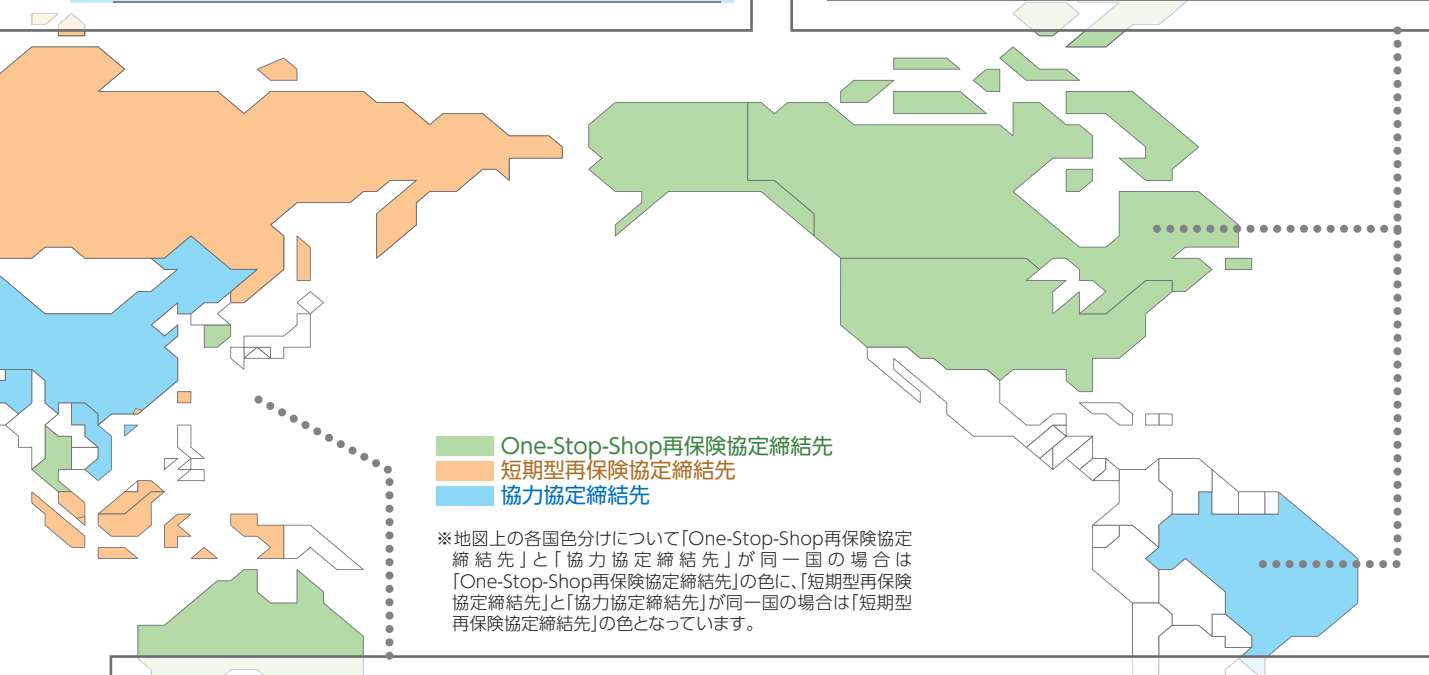
協力協定締結先

アメリカ	米国輸出入銀行(US EXIMBANK)	1991年
カナダ	カナダ輸出開発公社(EDC)	1997年
アメリカ	米国エネルギー省(DOE)	2009年
	米国海外民間投資公社(OPIC)	2017年

南アメリカ

協力協定締結先

ブラジル	ヴァーレ(VALE)	2008年
	ペトロブラス(PETROBRAS)	2008年
	ブラジル国立経済社会開発銀行(BNDES)	2009年
	ブラジル保証基金管理機関(ABGF)	2017年



アジア・オセアニア

One-Stop-Shop再保険協定締結先

オーストラリア	オーストラリア輸出信用機関(EFA)	2005年
韓国	韓国貿易保険公社(KSURE)	2011年
タイ	タイ輸出入銀行(THAI EXIMBANK)	2019年

短期型再保険協定締結先

シンガポール	シンガポール輸出信用保険会社(ECICS)	2004年
マレーシア	マレーシア輸出銀行(MEXIM)	2006年
インドネシア	インドネシア輸出保険公社(ASEI)	2009年
タイ	タイ輸出入銀行(THAI EXIMBANK)	2009年
台湾	台湾輸出入銀行(TEBC)	2010年
香港	香港輸出信用保険会社(HKECIC)	2012年

協力協定締結先

韓国	韓国輸出保険公社(KSURE)	1994年
シンガポール	シンガポール輸出信用保険会社(ECICS)	1997年
台湾	台湾輸出入銀行(TEBC)	2005年
インドネシア	インドネシア輸出保険公社(ASEI)	2008年
ベトナム	ペトロベトナム(PETROVIETNAM)	2010年
	ベトナム財政省	2014年
インドネシア	プルタミナ(Pertamina)	2015年
中国	中国輸出信用保険公社(SINOSURE)	2018年
インド	インド輸出信用機関(ECGC)	2018年
オーストラリア	オーストラリア外務貿易省(DFAT) / オーストラリア輸出信用機関(EFA)	2018年
タイ	タイ輸出入銀行(THAI EXIMBANK)	2020年

欧米民間保険会社との再保険協定締結先

ユーラーヘルメス保険会社(EULER-HERMES)(民間部門)	2013年
フランス貿易保険会社(COFACE)(民間部門)	2014年
アメリカン・インターナショナル・グループ(AIG)	2015年
Tokio Marine HCC(HCC)	2016年
Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe) / MS Amlin	2019年
Credendo-Ingosstrakh Credit Insurance, LLC	2019年

国際機関

協力協定締結先

APECメンバーの輸出保険機関・輸出金融機関(12カ国15機関)	1997年
欧州投資銀行(EIB)	2018年
イスラム開発銀行(IsDB)	2019年
アフリカ貿易保険機構(ATI)	2019年
国際金融公社(IFC)	2020年
欧州復興開発銀行(EBRD)	2020年
多数国間投資保証機関(MIGA)	2020年
東部南部アフリカ貿易開発銀行(TDB)	2021年
イスラム投資・輸出保険機関(ICIEC)	2021年

中堅・中小企業の海外事業展開の支援

●●中堅・中小企業に対する支援体制の強化

貿易保険の普及と利用促進のため2011年度に11行の地方銀行とスタートした「中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク」はその後、全国47都道府県に拡大し、地方銀行・信用金庫、農林水産業関係機関等の提携機関は2022年4月現在で計110機関となっています。これら機関との連携を通じて、全国の中堅・中小企業、農林水産業の皆様の海外展開をサポートしています。

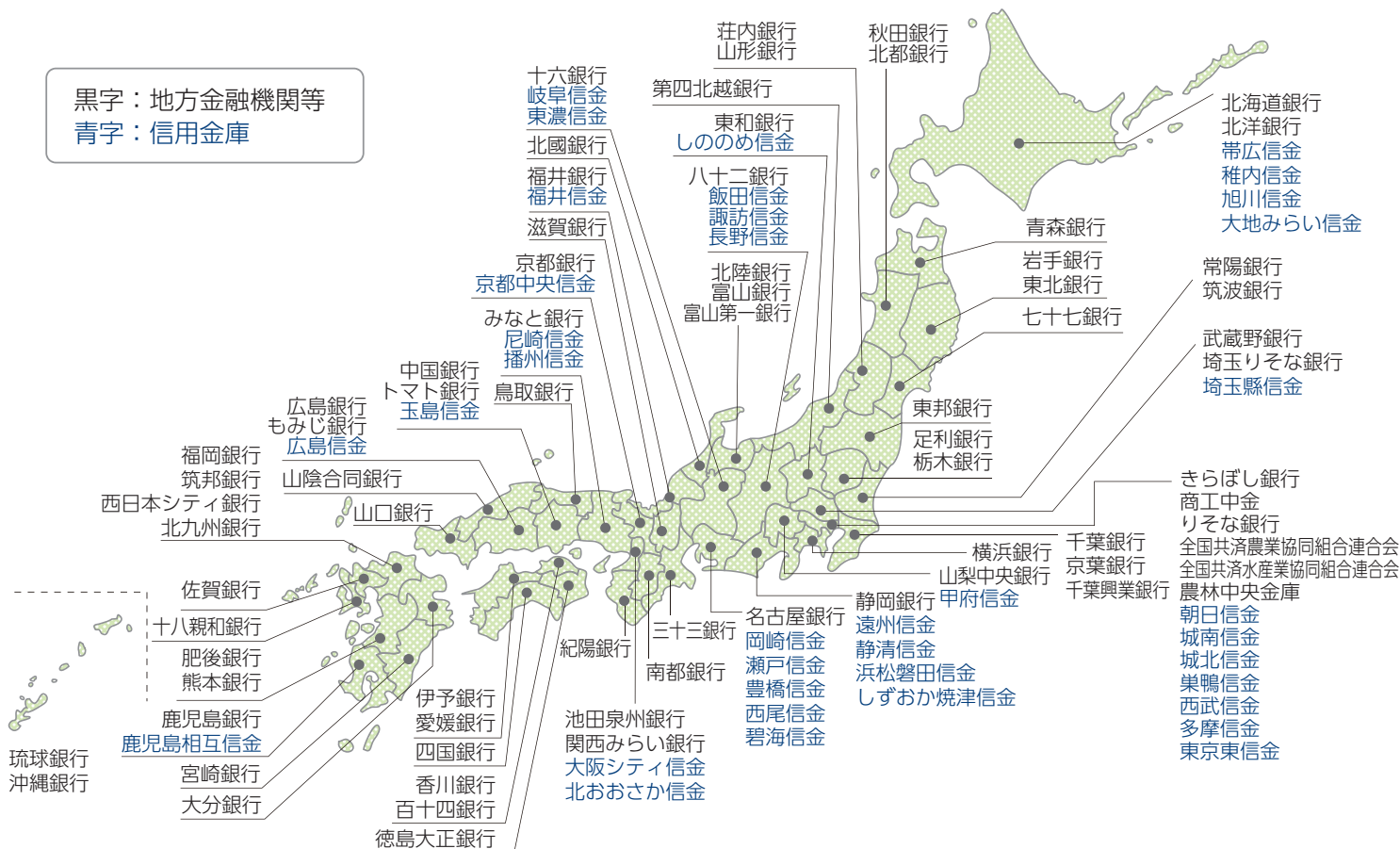
2021年度は、お客様から頂戴したご意見を基にした商品概要パンフレットのリニューアル並びに農林水産物・食品輸出事業者向けのチラシを新たに作成し、ホームページ等で公開しました。2020年度に作成した動画資料に加えて、より分かりやすい説明資料を用意することで、貿易保険に馴染みのないお客様のご利用促進につながりました。

また、貿易保険のご利用を検討されているお客様とWEB会議システムを活用した面談や各種ウェビナーへの講師派遣など積極的に貿易保険の宣伝活動を行うことにより、2021年度も多くの中堅・中小企業の皆様に貿易保険をご利用いただきました。

NEXIは、今後も同ネットワークにおける連携を更に活用し、中堅・中小企業、農林水産業の皆様の海外展開支援を積極的に進めるとともに、支援強化のため商品・サービスの向上に引き続き取り組んでまいります。

年度別新規提携数(現在110機関)(減少は合併等による)

年度	地銀等	信金	累計
2012年度	18行		29機関
2013年度	20行		49機関
2014年度	6行	22金庫	77機関
2015年度	12行	16金庫	105機関
2016年度	6機関	3金庫	114機関
2017年度	3機関		117機関
2018年度			114機関
2019年度			111機関
2020年度			110機関
2021年度			110機関



(中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク) 2022年4月現在

●●海外投資保険の国内受再

2019年7月に、中堅・中小企業の海外展開支援を広く後押しする観点から貿易保険法施行令の改正が行われました。NEXIの再保険の下、民間損害保険会社が、特に中堅・中小企業の皆様を対象としてNEXIの海外投資保険を販売することが可能となりました。

本政令改正に基づき、東京海上日動火災保険株式会社は2019年8月、三井住友海上火災保険株式会社は2020年2月、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は2021年3月に、NEXIとの再保険契約を締結し、海外投資保険の販売を開始しました。

現在、中堅・中小企業の海外投資は増加傾向にあり、

多くの中堅・中小企業の皆様の海外事業展開が活発化しています。当該再保険ネットワークの構築により、中堅・中小企業の皆様にカントリーリスクに関する困りごとがある場合、より身近な存在である民間損害保険会社にご相談いただけるようになりました。また、民間損害保険会社もつ多様なチャネルを通じ、NEXIの海外投資保険をより多くの皆様にお届けできるようになりました。

NEXIは、今後も官民連携による再保険ネットワークを活用しながら、より多くの本邦企業の皆様の海外投資を支援できるよう、本取組みを積極的に継続、発展させてまいります。

●●格付情報提供サービス

「自社製品の輸出をしたいがその相手の情報がない」

「バイヤー情報やその格付情報をまとめた形で提供して欲しい」といったお声にお応えし、2021年1月よりNEXIの保有する海外商社(バイヤー)情報(名称、バイヤーコード、格付、業種、住所)を一覧化し、保険利用者登録がお済みのお客様に対し無料で提供するサービスを開始しました。

NEXIは、貿易保険の引受に当たり、日本企業の海外取引先(バイヤー)の与信審査を行い、NEXI独自の基準に

よる格付を設定して保険の引受判断を行っています。こうした与信判断の積み重ねにより蓄積した日本企業と取引のあるバイヤー情報約2万件から、ご要望の国及び業種について企業情報を一覧化したリストを提供しています。このサービスは、中堅・中小企業や農林水産事業者の皆様が海外進出を検討する際の取引先候補の選定・情報収集にご活用いただいています。

NEXIでは引き続き日本企業の積極的な海外展開を様々なサービスを通じ支援してまいります。

●●中小企業・農林水産業向け海外商社登録に係る信用調査費用無料サービス

NEXIでは、中小企業者^(注1)又は農林水産業従事者等^(注2)の皆様に、海外商社(バイヤー)与信審査・格付登録のための信用調査報告書取得費用を最大8件まで無料とするサービスを提供しています。貿易保険の利用に際しては、バイヤーの事前登録が必要ですが、登録申請を行う際に必要となる信用調査報告書は、NEXIにて取得することが可能です。その場合、原則として取得費用の実費をご請求させていただいておりますが、中小

企業者又は農林水産業従事者の皆様に限り、この無料サービスを提供しています。2008年のサービス開始以降、約1,300社にこのサービスをご利用いただき、そのうち約600社に貿易保険をご利用いただいています。

NEXIは引き続き我が国の中小企業及び農林水産業を営む皆様の海外事業展開を積極的に支援してまいります。

(注1)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者が対象となります。

(注2)農林水産業を営む者若しくはこれらの者が組織する法人、又は中小企業協同組合法に基づき設立された法人が対象となります。

主な引受プロジェクト

〔アフリカ／African Export-Import Bank向け融資 (ワクチン・ヘルスケア等ファシリティ)〕

NEXIは、株式会社三菱UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社によるAfrican Export-Import Bank(アフリカ輸出入銀行)向け総額2.07億米ドルの融資について、保険の引受を行いました。本融資は、LEADイニシアティブ適用案件になります。

アフリカの多国籍金融機関であるアフリカ輸出入銀行は、アフリカ連合によって設立された新型コロナウイルス感染症ワクチン取得の枠組みであるAfrican Vaccine Acquisition Trust(以下[AVAT])の主要パートナーであり、本融資は、AVATを通じたアフリカ諸国の新型コロナウイルス感染症ワクチンの安定調達等に役立てられます。また本融資では、2019年12月に取扱いを公表したインフラファンド制度も利用されており、銀行、生命保険会社等10数社の本邦機関投資家の民間資金が活用されています。

2021年12月に開かれた第2回日アフリカ官民経済フォーラムにて、NEXIとアフリカ輸出入銀行は今後のパートナーシップ強化も確認しております。NEXIは、51の加盟国を有するアフリカ輸出入銀行と協業しながら、引き続き日本企業のアフリカでのビジネス展開を支援してまいります。

※AVATとは、アフリカ連合加盟国が、各国の調達力をプールして、新型コロナウイルス感染症ワクチンを共同で取得する枠組みのことです。

●保険契約締結:2022年2月



写真提供:African Export-Import Bank
撮影者:株式会社三菱UFJ銀行

〔ブラジル連邦共和国／Amaggi社向け長期運転資金貸付プロジェクト〕

NEXIは、ブラジル連邦共和国(以下、ブラジル)大手の総合農業法人であるAMAGGI EXPORTAÇÃO E IMPORTAÇÃO LTDA.(以下、Amaggi社)に対する100百万米ドルの長期運転資金融資に対して保険の引受を行いました。本融資は、株式会社三井住友銀行およびBNPパリバ銀行東京支店による協調融資です。

Amaggi社は、我が国食料安全保障上の重要物資である大豆及びとうもろこしの加工・生産・集荷業等を営むブラジル大手農業法人です。

NEXIは、2014年に同社向け農業開発資金貸付に対して、海外事業資金貸付保険の引受を行いました。本件はAmaggi社の要望を受け当該資金のリファイナンスを行ったものです。

今次融資では、融資期間中、一定量の穀物を日本向けに輸出することや、緊急時に日本向け輸出を最大限考慮する努力義務を条件としております。

農林水産省が策定する最新の「緊急事態食料安全保障指針」において、「緊急の要因が発生した場合に輸入への影響ができるだけ小さくなるよう、平素から食料輸出国との間の良好な関係を維持するとともに、主要輸出国との安定的な貿易関係の形成」に取り組むことが明記さ

れています。本件はこの指針を踏まえた取組みであり、我が国および本邦企業による食料安定調達確保に資するプロジェクトです。

NEXIは、日本の政策金融機関として、今後とも我が国の食料安定調達に資する案件を積極的に支援してまいります。

●保険契約締結:2021年5月



写真提供:AMAGGI EXPORTAÇÃO E IMPORTAÇÃO LTDA.

〔エジプト・アラブ共和国／エジプト・アラブ共和国発行サムライ債〕

NEXIは、エジプト・アラブ共和国(以下、エジプト)が発行する総額600億円のサムライ債に係る株式会社三井住友銀行の保証債務について、保険の引受を行いました。

エジプト政府は、CO₂排出量削減に向けた対策の一環として、排ガスの多い旧式自動車、タクシー、バスについて、従来のガソリン車からガソリンと天然ガスのデュアル燃料車への切替えを促進するために補助金を支給する政策を推進しています。本件サムライ債の調達資金は当該政策のための財政資金として活用される他、同国の新型コロナウイルス感染症の対策資金(ワクチン調達や関連費用)に充当されます。

本件は、LEADイニシアティブ適用案件であるとともに、NEXIにとって初の本格的なキャピタルマーケット案件であり、NEXIがこれまでに引受を行った案件の中で最大規模となる40社以上の本邦機関投資家のアフリカ市場参画を実現しました。

また、エジプト政府にとっても初のサムライ債の発行となりました。世界的なインフレやウクライナ情勢等によって金融マーケットが大きく変動する中で、本プロジェクトはエジプト政府による資金調達の多様化に資する取組みとなり、発行日当日にはカイロにてエジプト・日本経

済委員会主催の式典が開催され、エジプト財務大臣、岡駐エジプト日本国大使ご臨席の下、本件サムライ債発行を祝するとともに、エジプト・日本の更なる関係強化が確認されました。

NEXIは、2019年のTICAD7の機会に実施されたエルシーシ大統領と安倍総理(当時)とのバイ会談で設立が宣言された日エジプトビジネス投資促進委員会の委員として同委員会に参加しており、今後も日本政府と連携しながら現地の日本企業のビジネス環境改善、事業機会の拡大に貢献してまいります。

● 保険契約締結:2022年3月



写真提供:エジプト財務省
写真左:岡駐エジプト日本国大使、右: Mohamed Maait財務大臣

〔ナイジェリア連邦共和国／産業顧客向け都市ガス販売プロジェクト〕

NEXIは、ナイジェリア連邦共和国(以下、ナイジェリア)における双日株式会社(双日)が行うガス小売事業への出資参画について、海外投資保険の引受を行いました。本件は、本邦企業によるアフリカ地域におけるエネルギー市場へ参入を支援する象徴的な案件です。

本プロジェクトは、双日がオランダ王国のGlover Gas & Power B.V.を通じて、ナイジェリアの産業顧客向けにガスを供給しているAxxela Limited(Axxela)の株式を取得し、ナイジェリアのガス小売事業に日本企業として初めて参入するものです。

今後急速な成長が見込まれるナイジェリアは、経済成長と大気環境改善を両立し推進すべく、国を挙げて国内でのガス利用の促進・随伴ガスの大気燃焼抑制を進める方針です。

Axxelaおよび傘下のグループ会社は、ナイジェリアや近隣国トーゴ共和国を含めた西アフリカにおける200社超の産業顧客向けにガスを安定的に供給しており、顧客より高い評価を得ています。また、環境面においても、顧客の利用エネルギーをディーゼルや重油からガスに転換することにより、ビジネス拡大を通じてCO₂削減への貢献を目指しています。

本プロジェクトを通じて、アフリカ地域における本邦企業の事業機会の拡大、本邦企業のノウハウを活かした同地域の持続的成長への貢献が期待されます。

NEXIは、今後も日本の政策金融機関として、本邦企業の海外事業展開を積極的に支援してまいります。

● 保険契約締結:2022年3月



写真提供:双日株式会社

主な引受プロジェクト

〔ブラジル連邦共和国／CSN Mineracao 社向け 鉄鉱石プラント設備更新プロジェクト〕

本プロジェクトは、ブラジル鉄鋼大手CSN社子会社の鉄鉱石生産・販売会社であるCSN Mineracao社が保有する鉱山において、鉄鉱石生産プラントの設備更新を行う事業です。同社には伊藤忠商事株式会社（伊藤忠商事）、JFEスチール株式会社（JFEスチール）及び株式会社神戸製鋼所（神戸製鋼）が出資参画しており、伊藤忠商事は同社に対し役員派遣を行い経営面から関与、JFEスチール及び神戸製鋼は同社の生産する鉄鉱石の長期購入権を獲得し、本邦へ輸入しています。

NEXIは、ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行 東京支店、シティバンク、エヌ・エイ 東京支店、クレディ・アグリコル銀行 東京支店及びソシエテ・ジェネラル銀行 東京支店による本プロジェクトに係る協調融資350百万米ドルに対して保険の引受を行いました。

鉄鉱石は我々の生活に欠かせない鉄鋼製品を生産するための主原料でありながら、日本では全量を海外からの輸入に依存しています。海上輸送による鉄鉱石の輸出市場では、資源メジャーによる寡占状態が顕著である中、本邦企業による非資源メジャーからの長期購入権の獲得は、我が国の資源安定供給の観点から重要な意味を持っています。さらに、融資の一部はテーリングダム操

業の代替となるフィルタープレス（テーリングの脱水設備）の導入にも充てられており、同社における安全性の高い鉱山操業を後押しすることにもつながっています。NEXIが本プロジェクトを支援することにより、我が国の資源エネルギーの安定供給確保及び本邦企業の海外事業展開が一層進展することが期待されます。

● 保険契約締結:2021年5月



写真提供:伊藤忠商事株式会社

〔モンゴル国／新ウランバートル国際空港運営プロジェクト〕

三菱商事株式会社（三菱商事）、成田国際空港株式会社（NAA）、日本空港ビルディング株式会社（日本空港ビル）及び株式会社JALUX（JALUX）は、モンゴル国（以下、モンゴル）政府と設立した合弁会社を通じ、新ウランバートル国際空港（正式名称:チンギスハーン国際空港、以下、新空港）の運営を2021年7月4日より15年間にわたり行うことになりました。NEXIは、本プロジェクトに係る三菱商事、NAA、日本空港ビル、JALUXによる出資について海外投資保険の引受を行いました。

モンゴルでは、1957年からボヤント・オハー国際空港（旧チンギスハーン国際空港）が使われており、滑走路の延長や改修を重ねてきましたが、増加する需要に応えるため、新空港の建設・運営が計画されました。モンゴルにおいて政治・経済・商業の重要拠点である首都ウランバートルを中心に中長期的な成長が見込まれている中で、モンゴル政府は新空港を北東アジアの旅客や貨物輸送のハブとする極めて重要なインフラとして位置付けており、本プロジェクトにより観光や流通等、モンゴルの発展への貢献が期待できます。

また、国土交通省の支援のもとNAAが海外の空港運営に参画する初のプロジェクトであり、新空港の建設は

独立行政法人国際協力機構（JICA）による円借款によって実施されていること、NEXIの海外投資保険による支援もあわせて、日本政府として一体的な支援を行っています。NEXIが本プロジェクトを支援することにより、本邦企業の航空インフラシステム分野における海外進出の拡大、及び日本・モンゴルの二国間による更なる連携の強化が期待されます。

● 保険契約締結:2021年7月



写真提供: New Ulaanbaatar International Airport LLC

カタール国

North Field East LNG輸出基地の 設計、調達、建設プロジェクト

千代田化工建設株式会社が、フランス共和国 TECHNIP ENERGIESと共同でカタール国営石油会社であるQATAR PETROLEUMから受注したLNG輸出基地の設計、調達、建設プロジェクトについて、NEXIは貿易一般保険の引受を行いました。

本プロジェクトは、カタール国(以下、「カタール」)ラスラファン地区において、世界最大の単一ガス田であるカタール ノースフィールドガス田の東部から新たに生産される日量約60億立方フィートの天然ガスを液化処理するために、年産3,200万トン(800万トン×4系列)のLNGプラント及び付帯設備に関する設計、調達、建設及び試運転業務を行うものです。

このプロジェクトの完成により、カタールはLNG生産量を現在の年産7,700万トンから年産1億1,000万トンに増産可能となり、世界最大のLNG生産国となる見通しです。

天然ガスは地球温暖化の原因となるCO₂の排出量が石油・石炭より少なく、化石燃料の中では最も環境にやさしいエネルギーであり、今後も国際的に需要の増加が見込まれます。本プロジェクトにより本邦企業とカタールとの更なる関係強化が期待されるとともに、LNGの安定供給に貢献することが期待されます。

●保険契約締結:2021年10月



写真提供:千代田化工建設株式会社

主な引受プロジェクト（中堅・中小企業の海外展開支援）

〔厚焼き玉子輸出〕

鹿児島県鹿児島市の弓場貿易株式会社（弓場貿易）は、アメリカ合衆国（以下、アメリカ）向け厚焼き玉子の輸出について、中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。

弓場貿易は、鹿児島県の有力な地域商社として、食品を中心にジャンルにとらわれない様々な商品を北米、東南アジア、台湾、インド、ヨーロッパなど世界各地へ輸出しています。今般、食品の輸出についてアメリカのバイヤーから引き合いが来ましたが、支払が後払い条件となったため、株式会社鹿児島銀行からNEXIを紹介され、貿易保険によりリスクヘッジを行った上で輸出を行いました。

弓場貿易は、これからも貿易保険を活用しながら、世界各国との貿易を通して鹿児島の発展に寄与していく方針です。

- 保険利用対象輸出金額：約200万円
- 保険契約締結：2022年2月



写真提供：弓場貿易株式会社

〔化粧品輸出〕

沖縄県那覇市の株式会社新垣通商（新垣通商）は、台湾向け化粧品の輸出契約において代金回収リスクを軽減するため、中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。

新垣通商は1980年に創業し、地域商社ならではのサポート、現地に合わせた商品作り、時代の変化に合わせた適応力といった強みを生かして、沖縄を中心とする日本の商品を世界に広めています。新垣通商は2017年に経済産業省から地域の経済成長に貢献することが期待される「地域未来牽引企業」の一社として選定され、東アジア、東南アジアと日本本土の中心に位置するという地理的優位性を有した沖縄県の経済発展に向けて貢献しています。

新垣通商はこれからも貿易保険を活用しながら海外市場を開拓し、沖縄県の商品の魅力を世界に広げていきます。

- 保険利用対象輸出金額：約200万円
- 保険契約締結：2022年2月



写真提供：株式会社新垣通商

〔射出成形機輸出〕

新潟県新潟市所在の株式会社ニイガタマシンテクノ（ニイガタマシンテクノ）は、中華人民共和国向け射出成形機の輸出契約における代金回収リスクを軽減するため、貿易一般保険（個別）を利用しました。

ニイガタマシンテクノは1895年に創業し、新潟県から国内のみならず、世界に向けて「工作機械」並びに「射出成形機」の製造・販売・アフターサービスを行っています。精密電動式射出成形機では優秀省エネ機器・システム表彰の資源エネルギー庁長官賞を受賞した実績があり、今回の輸出品である射出成形機を利用することで環境負荷を軽減し、SDGsに貢献するものづくりに寄与することが期待されます。

ニイガタマシンテクノは世界中の人々の暮らしを豊かにするために、今後も貿易保険を活用して、さまざまな国や産業で必要とされる技術・高付加価値製品・サービスを提供し続けていきます。



写真提供:株式会社ニイガタマシンテクノ

- 保険利用対象輸出金額:約5,200万円
- 保険契約締結:2021年11月

〔鉄道車両用内装部品輸出〕

東京都の株式会社ヤシマキザイ（ヤシマキザイ）は、欧州向けの鉄道用内装部品（フリーストップカーテン関連製品）の輸出について、中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。

ヤシマキザイは、1948年設立の鉄道関連製品と産業機械用電子部品の販売と付帯サービス及び輸出入を事業内容とする専門商社で、鉄道分野を中核に交通インフラを事業領域としております。

ヤシマキザイの鉄道関連事業は、鉄道事業者及び鉄道関連メーカー等を対象に、鉄道車両用電気用品、同車体用品等を広く取り扱っております。今回の輸出取引は、同社の強みを生かして、欧州にて製造され、同地で運行される鉄道車両向けの内装部品を輸出する取引において、貿易保険を利用することとなりました。

ヤシマキザイは、これからも貿易保険を活用しながら、グローバル・サプライチェーンを通じて世界各地へ製品を届ける予定です。



写真提供:株式会社ヤシマキザイ

- 保険利用対象輸出金額:約750万円
- 保険契約締結:2021年4月

主な引受プロジェクト(中堅・中小企業の海外展開支援)

〔日本酒輸出〕

兵庫県西宮市の辰馬本家酒造株式会社(以下、辰馬本家酒造)は、北米、東南アジア、ヨーロッパなどへ日本酒の輸出を行っており、2012年に初めて中小企業輸出代金保険を利用して以来、継続的に貿易保険を利用しています。

辰馬本家酒造は、1662年(寛文二年)、徳川四代将軍家綱の頃より酒造りの事業を始めたと伝えられており、江戸時代中期、人気となった灘・西宮の「下り酒」の中でも「白鹿」は幕末には“灘の銘酒”として不動の地位を確立しました。350年の時を超え、現在でも看板商品の清酒「白鹿」をはじめとしたお酒の製造・販売を手掛けています。

辰馬本家酒造はこれからも貿易保険を活用しながら、世界中の卓上へ日本酒の魅力を届けます。

- 保険利用対象輸出金額:約1億円
- 保険契約締結:2021年4月他



写真提供:辰馬本家酒造株式会社

〔日本茶輸出〕

静岡県浜松市のMATCHA KAORI JAPAN株式会社(マッチャカオリジャパン)は、ペルー共和国向け日本茶の輸出契約について、貿易一般保険(個別)を利用しました。

マッチャカオリジャパンは2014年創業の日本茶に特化した輸出販売会社です。静岡県を中心に国内の製茶加工会社と契約し、商品企画製造と輸出を行っています。2019年からは、オーガニック抹茶に主力商品を切り替えてメキシコを中心に販路を拡大し、同じスペイン語圏であるペルーの市場開拓を始めました。2021年春に受注しましたが、小規模事業者であり代金回収面で不安があったところ、NEXIの提携金融機関である浜松磐田信用金庫の紹介を受けて貿易保険を利用することにより、安心して新市場への開拓につなげることができました。

マッチャカオリジャパンは、今後も貿易保険を活用して、日本茶での南米販路を基盤に日本の伝統的・文化的価値の高い日本茶等を海外市場に発信していく予定です。

※浜松磐田信用金庫:2014年9月からNEXIと業務提携

- 保険利用対象輸出金額:約2,000万円
- 保険契約締結:2021年4月



写真提供:MATCHA KAORI JAPAN株式会社

〔ハンドパレットトラック輸出〕

大阪府堺市の株式会社をくだ屋技研(をくだ屋技研)はパキスタン・イスラム共和国向け輸出において、輸出代金の回収リスクの軽減手段として、中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。

をくだ屋技研は、1934年創業の油圧ポンプをベースにした荷役運搬機器メーカーで、お客様の悩みに合わせたオーダーメイド製品を提案することで“運ぶ”という行動をいかにストレスなくスムーズに実現するかを常に突き詰めています。

このような取組みもあり2021年12月には経済産業省中小企業庁「はばたく中小企業・小規模事業者300社」を受賞しております。

約40年前の台湾への初輸出をきっかけに、現在では約30か国の倉庫や工場などで“運ぶ”を支えています。

をくだ屋技研はこれからも貿易保険を活用しながら海外市場を開拓し、世界中のストレスフリーな“運ぶ”を支え続けていきます。

- 保険利用対象輸出金額: 約90万円
- 保険契約締結: 2022年3月



写真提供:株式会社をくだ屋技研

〔有機溶剤輸出〕

東京都の日本リファイン株式会社(日本リファイン)は、タイ王国向けの有機溶剤の輸出の代金回収リスクに備えるため、貿易一般保険(個別)を利用しました。

日本リファインは、1966年に使用済溶剤の再資源化を目的として設立以来、溶剤を精製リサイクルする事業及び工場から排出される排ガス・排水中に含まれる溶剤成分を高効率で回収する装置を設計・製作する環境エンジニアリング事業を行っています。環境エンジニアリング事業では、精製リサイクル事業で培ったノウハウを活用し、リチウムイオン電池製造工程から排出されるNMPガスを回収して精製リサイクルする「アップサイクルによるNMP循環システム」が第3回エコプロアワード経済産業大臣賞を受賞する等様々な受賞歴があり、資源循環と環境保全を業として社会に貢献しています。

日本リファインは、今後も貿易保険を活用しながら更なる海外展開を図る予定です。

- 保険利用対象輸出金額: 約500万円
- 保険契約締結: 2021年4月



日本リファイン株式会社 千葉工場
写真提供:日本リファイン株式会社

主な引受プロジェクト(中堅・中小企業の海外展開支援)

〔冷凍牡蠣輸出〕

広島県広島市の広島魚市場株式会社(以下、広島魚市場)は、台湾向けの広島産冷凍牡蠣の輸出について、中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用しました。

広島魚市場は、広島市中央卸売市場の水産部門の卸売業者として、国内外の生産者や出荷者から水産物を集荷し仲卸事業者などへ販売していますが、2017年からは広島県産の牡蠣の海外輸出を開始し、アジア圏を中心に流通を拡大しています。

今般、広島産の冷凍牡蠣の輸出について台湾のバイヤーから引き合いがありました。新型コロナウイルスの影響もあり、従来の前払から後払い条件への変更を打診されたため、株式会社広島銀行からNEXIを紹介され、貿易保険を利用することで輸出を行いました。

広島魚市場は、これからも貿易保険を活用しながら地域の漁業者に寄り添い「継続した漁業者支援」を旗印に、地域経済活性化につながる活動を積極的に実施していく方針です。

- 保険利用対象輸出額:約700万円
- 保険契約締結:2021年9月



写真提供:広島魚市場株式会社

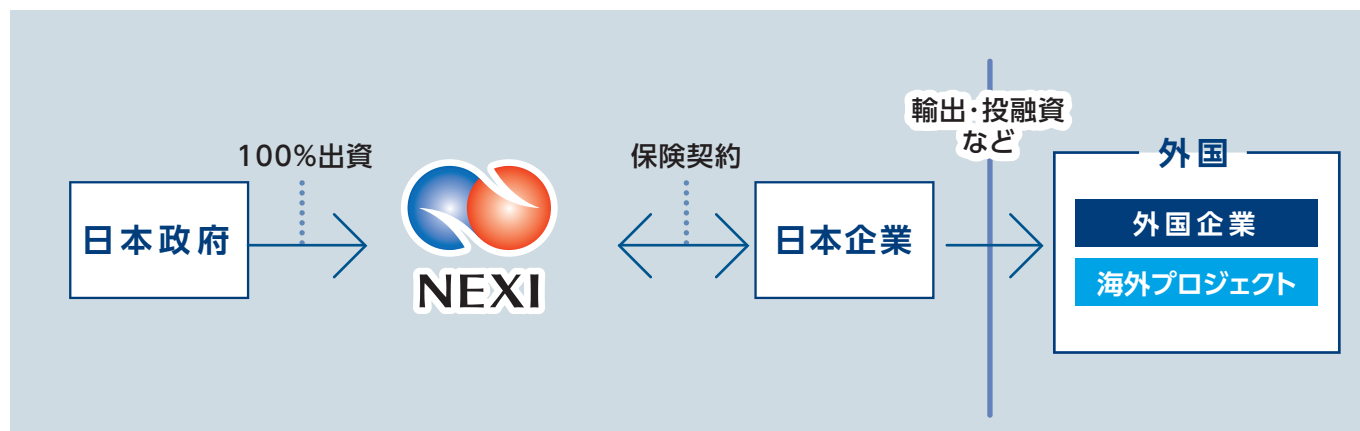
保険商品

貿易保険制度の仕組み	46
保険商品	47
貿易保険手続の流れ	54
TOPICS	58

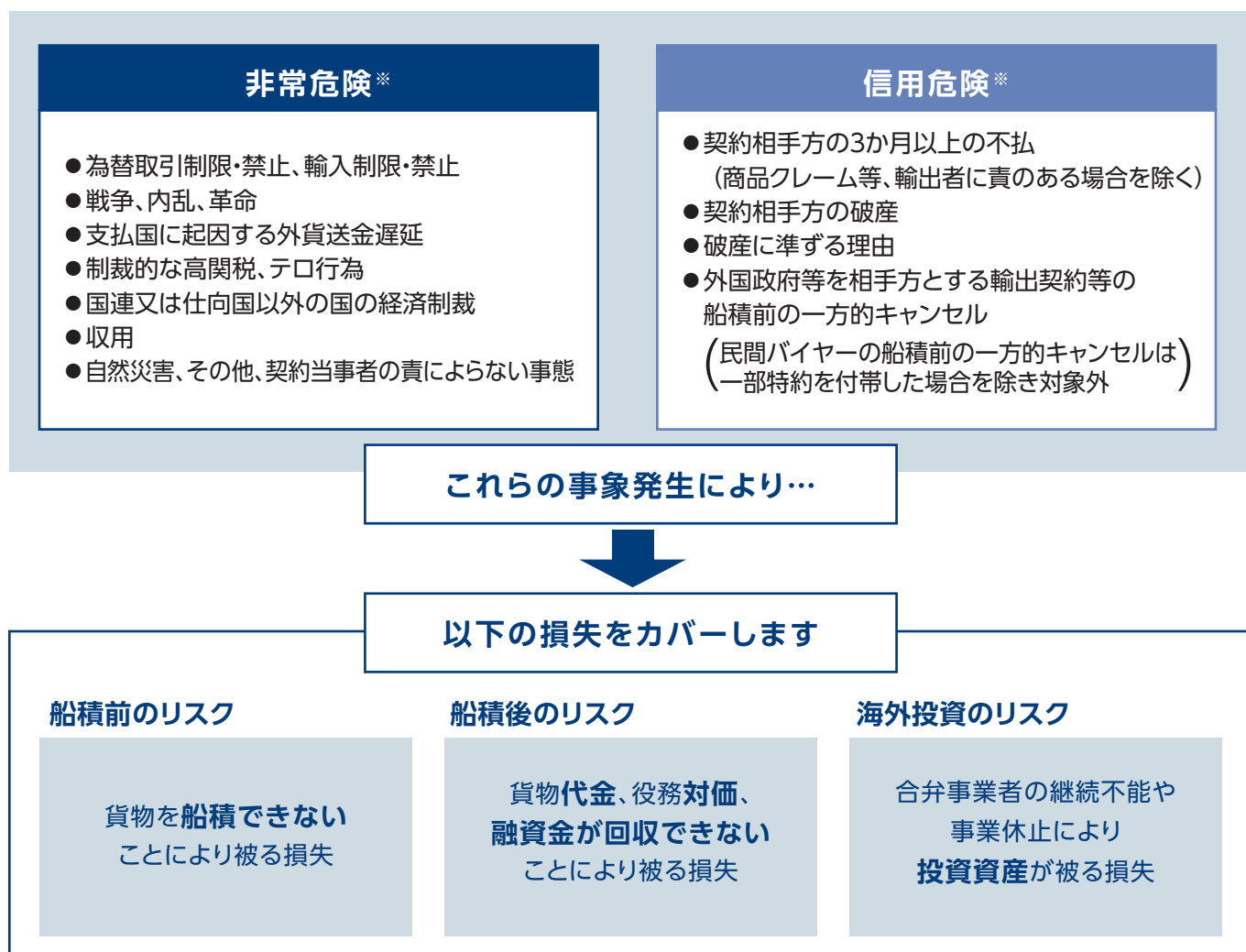
貿易保険制度の仕組み

貿易保険は、企業の貿易等の対外取引において生じる民間保険ではカバーできないリスクをカバーする保険です。

貿易保険の目的は、貿易取引や海外投資を行う際に付随するリスクを軽減し、企業の海外展開を促進することです。



貿易保険は、以下のようなリスクの発生により企業等が被る損失をカバーします。



非常危険 契約当事者の責任ではない不可抗力的なリスク (Country Risk, Political Risk ともいう)

信用危険 海外の契約相手方の責任に帰せられるリスク (Commercial Risk, Credit Risk ともいう)

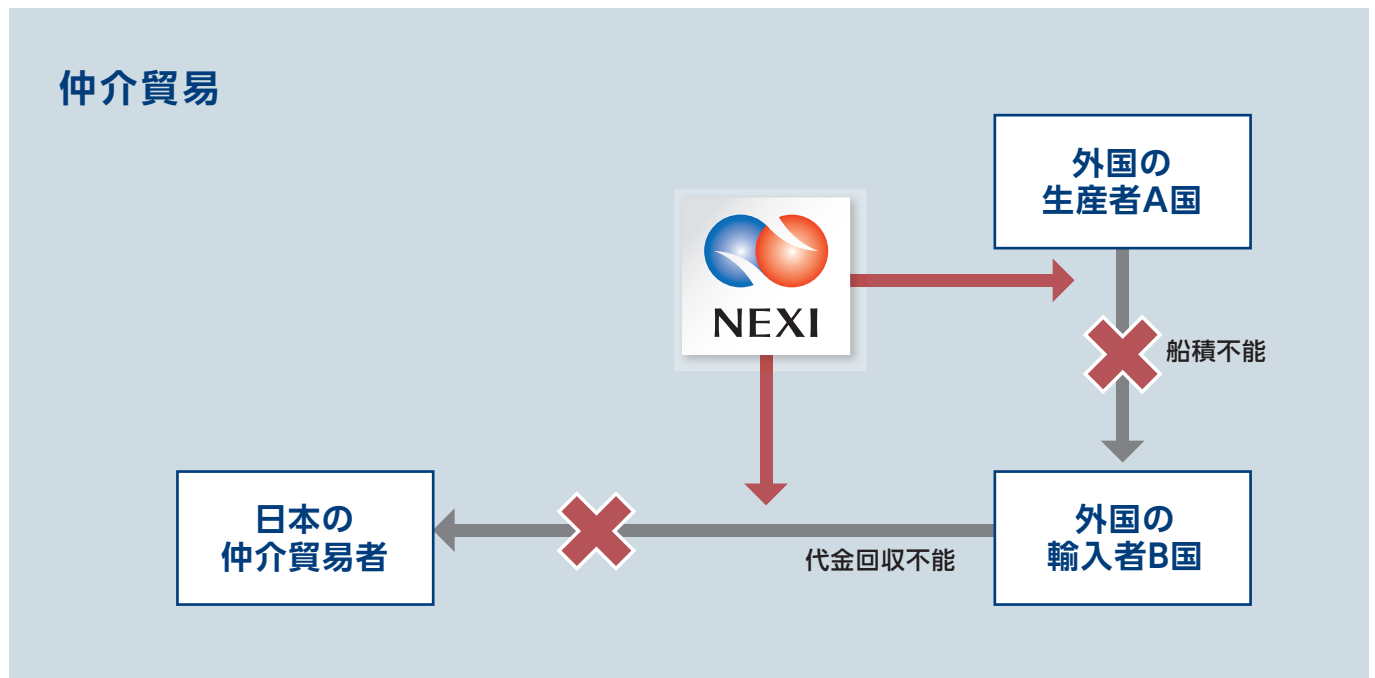
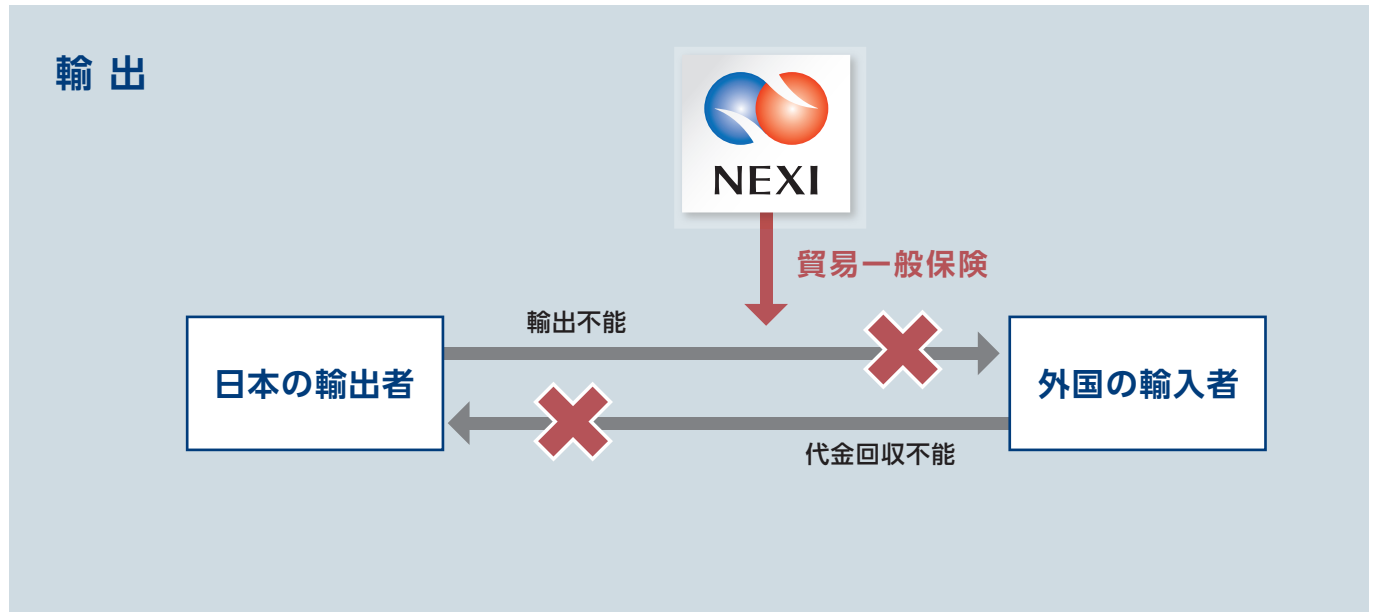
保険商品

[貿易一般保険]

輸出・仲介貿易・技術提供のための保険

日本の輸出者等が外国に貨物を輸出、仲介貿易、建設工事等技術提供する場合に、①戦争や革命、テロ、輸入制限・禁止、自然災害といった不可抗力や②取引先の破

産等によって船積できないことによる損失、貨物を船積又は技術を提供した後に代金回収不能となる損失をカバーします。



※保険の引受形態は、輸出・仲介貿易・技術提供の契約ごとに引き受ける「貿易一般保険(個別保険)」の他、企業単位で対象となるすべての契約を包括的に引き受ける「企業総合保険」等があります。

ライセンス輸出のための保険(知的財産権等ライセンス保険)

日本の企業が外国の企業に特許・ノウハウ・著作権等を提供する場合に、①戦争等の不可抗力や②取引先の

破産や支払遅延により、ロイヤリティ等のライセンス料が回収不能となった損失をカバーします。

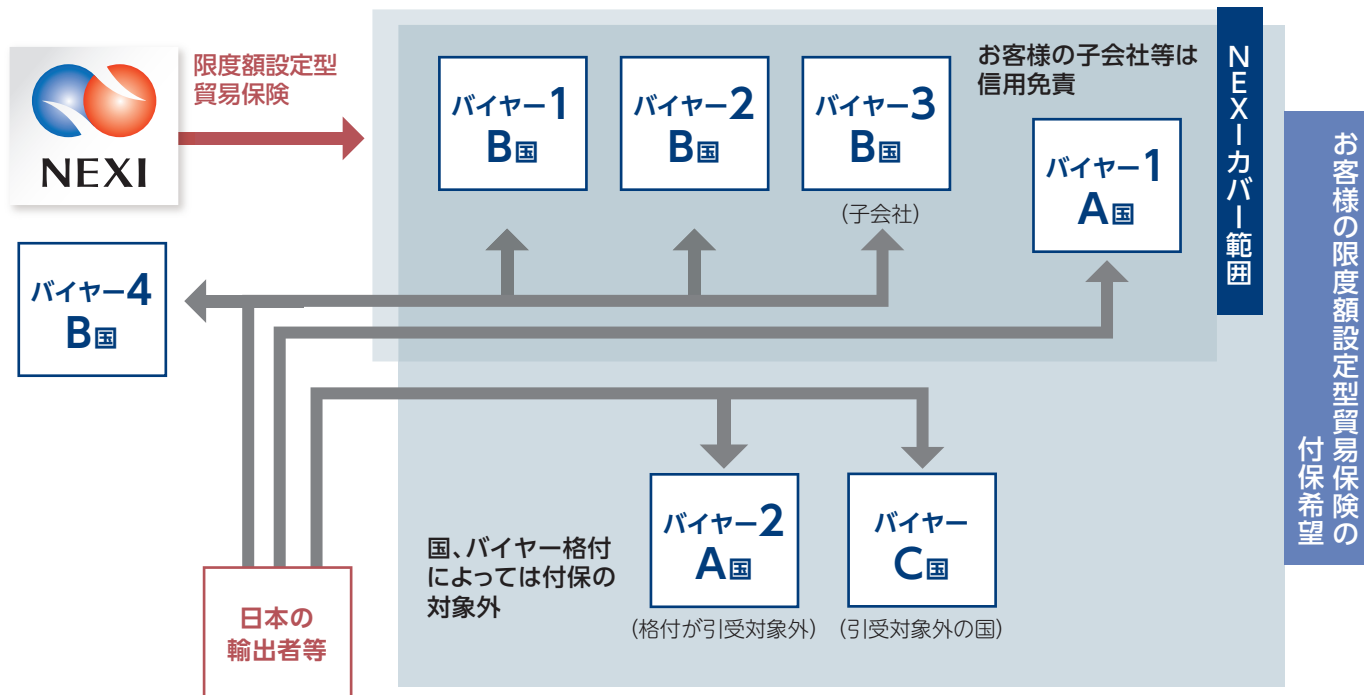
〔 限度額設定型貿易保険 〕

特定のバイヤーと継続的に取引を行う企業のための保険

日本の輸出者等が製品等を継続的に供給する輸出契約等を締結するバイヤーを選んで、そのバイヤーと1年間に見込まれる取引額から、自ら事故の際の保険金支払限度額を設定して保険契約を締結するものです。

この保険は輸出契約ごとに保険を申し込む必要はなく、保険契約期間(1年間)中に締結した一定の条件を満たした輸出契約等について自動的に保険関係が成立するため、手続が非常に簡素化されていることが特徴です。

※なお、保険でカバーされる損失は、「貿易一般保険」と同様です。



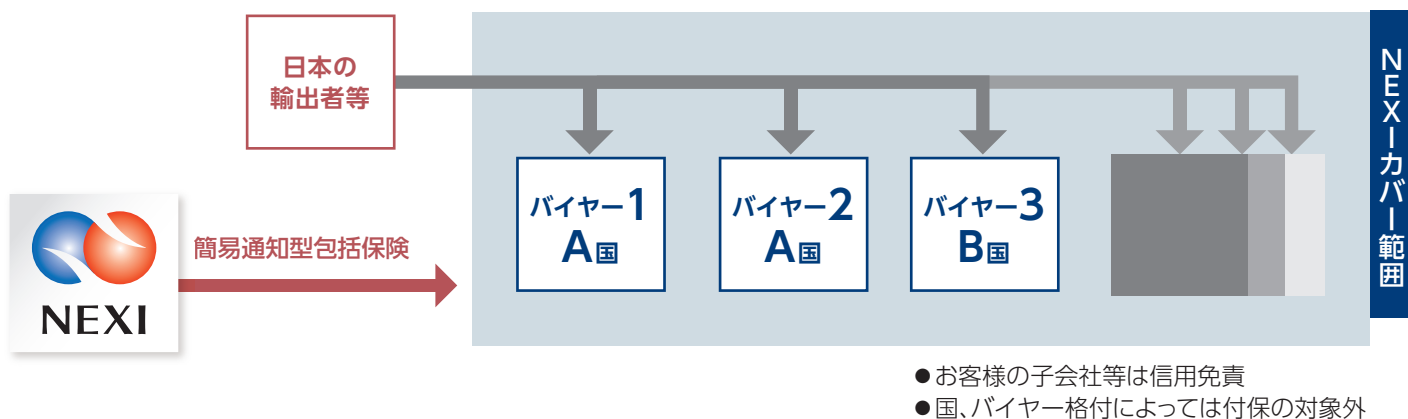
〔 簡易通知型包括保険 〕

複数のバイヤーと継続的かつ反復的な取引を行う企業のための保険

日本の輸出者等が締結する一定の条件を満たした輸出契約等を包括的に引き受ける年間契約の保険で、輸出契約等に基づき船積を行った代金額等を船積月の翌月末までにまとめて通知することで保険関係が成立します。

輸出契約ごとに保険を申し込む必要はなく、また船積実施後の通知となることから保険契約の内容変更手続が生じることもしないため、他の保険種に比べ事務手続が簡素化されていることが特徴です。

※保険でカバーされる損失は、「貿易一般保険」と同様です。



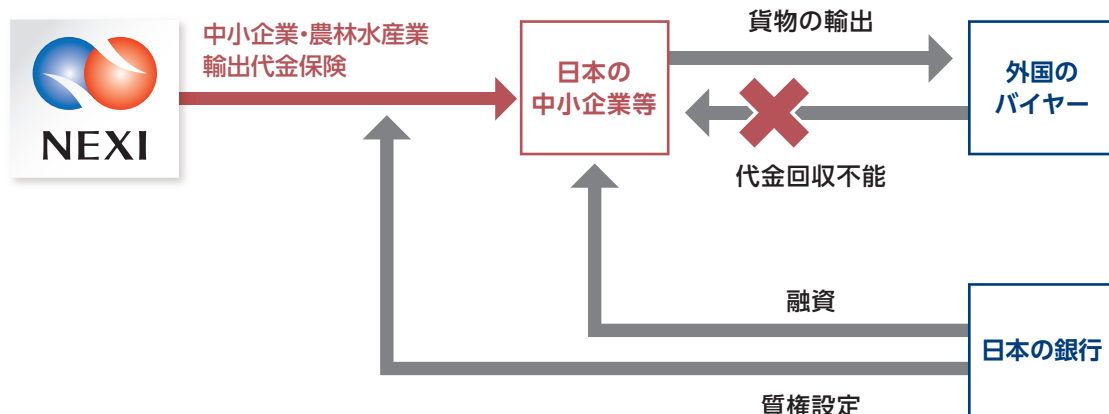
- お客様の子会社等は信用免責
- 国、バイヤー格付によっては付保の対象外

[中小企業・農林水産業輸出代金保険]

中堅・中小企業及び農林水産業従事者の輸出のための保険

日本の中堅・中小企業及び農林水産業従事者の輸出を支援するための保険です。輸出代金の回収不能による損失をカバーし、簡素化された保険申込手続、迅速な保険金支払等、利用者の皆様のニーズに合わせた商品内容

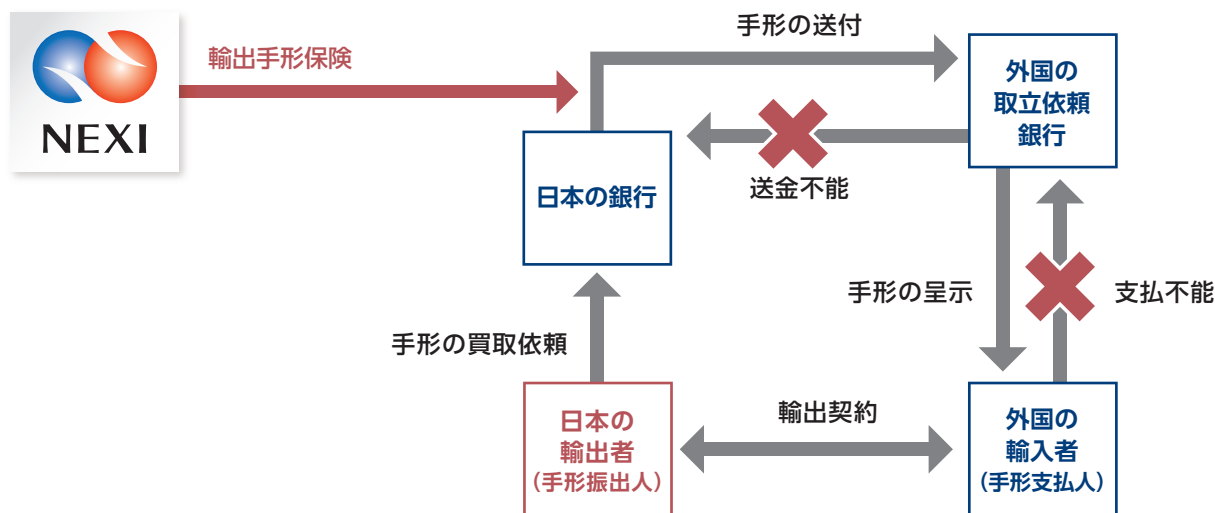
となっています。また、この保険は、銀行から融資を受ける中堅・中小企業及び農林水産業従事者が保険契約の申込みと保険金請求権等への質権の設定の手続を同時に行うことが可能な商品です。



[輸出手形保険]

この保険は、主として信用状を伴わない荷為替手形を買取った銀行に対しバイヤーの満期不払等のリスクをカバーすることにより、銀行による荷為替手形の買取りが円滑に行われるようにするための保険です。日本の銀行が、輸出代金の回収のために振り出された荷為替手形を

買取った場合に、①戦争や革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止、自然災害といった不可抗力や②外国の輸入者の破産等によって、その手形が不払になり資金の回収ができないことによる損失をカバーします。



[前払輸入保険]

日本の輸入者が、前払で外国から貨物を購入する契約を締結したものの、貨物が契約どおりに届かなかつた場合に、あらかじめ前払輸入契約で定めた返還条件に基づいて前払金の返還請求をしたにもかかわらず、①戦

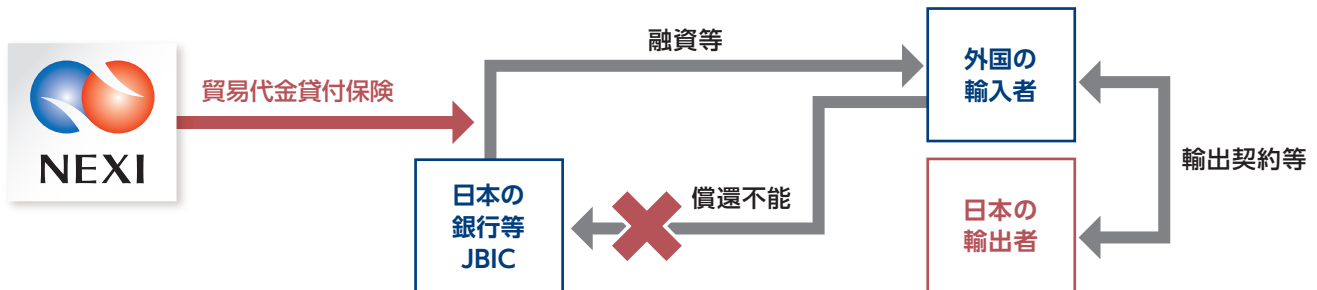
争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止、自然災害といった不可抗力、②相手方の破産、債務の履行遅滞によって、当該前払金の返還を受けることができないことによる損失をカバーします。

〔貿易代金貸付保険〕

輸出代金等の融資等のための保険(バイヤーズ・クレジット)

日本の銀行等*が、日本からの貨物の購入資金を外国の輸入者に融資等(債券の購入及び保証債務の負担も含みます。)した場合に、①戦争や革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止、テロ、自然災害といった不可抗力

や、②融資先の破産や債務の履行遅滞によって、貸付金や債券が償還不能となることによる損失をカバーします。ただし、貸付契約等は、国際ルールに従ったものでなくてはなりません。



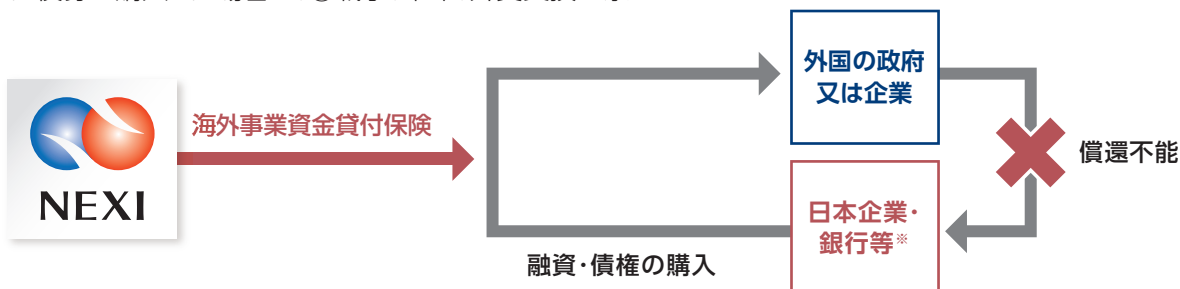
*日本の銀行は、国際協力銀行(JBIC)と協調して融資等を行い、NEXIは民間銀行の融資等について貿易保険でカバーします。

〔海外事業資金貸付保険〕

事業資金の融資又は債券の購入のための保険(貸付金債権等)

日本の企業・銀行等*が、本邦外で行われるプロジェクト等のために外国の政府や企業に事業資金(日本からの輸出に結びつかない資金)を融資した場合、又は外国の政府や企業が事業に必要な資金を調達するために発行した債券を購入した場合に、①戦争、革命、外貨交換の禁

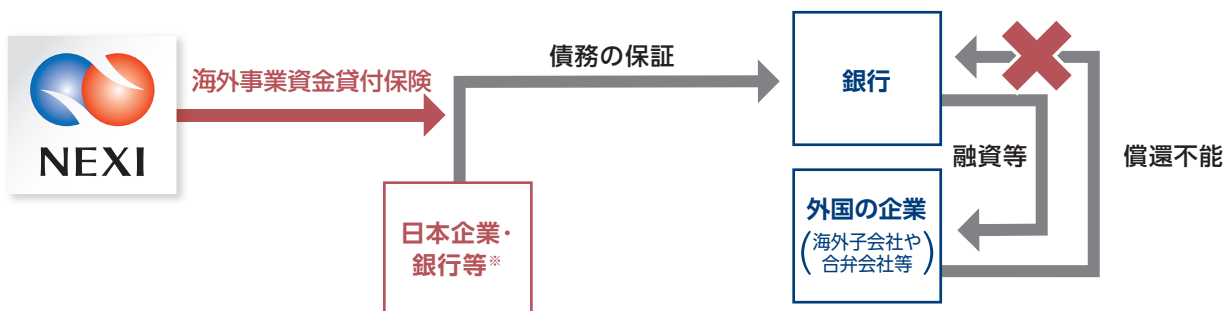
止又は外貨送金の停止、自然災害といった不可抗力や、②融資先等の破産や債務の履行遅滞によって、貸付金や債券の償還が受けられないことによる損失をカバーします。



債務保証のための保険(保証債務)

日本の企業・銀行等*が、海外子会社や外国政府、企業の事業資金の借入金等に係る保証債務を負担した場合に、借入人である当該海外子会社や外国政府、企業が、①戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止、自

然災害といった不可抗力や、②破産等によって債務不履行を発生させたために、保証債務を履行したことによる損失をカバーします。



*我が国の対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業(重要な資源の取得促進や本邦企業の競争力を促進する事業等)については外国の企業・銀行等も対象となる場合があります。

NEXIは、各種取組みや新商品開発等を通じ、インフラシステム海外展開や我が国の資源エネルギーの安定供給確保の他、様々な日本政府の政策に貢献しています。

LEADイニシアティブ

環境イノベーション保険等を通じたカーボンニュートラルへの貢献やデジタル分野等における産業競争力向上、価値共創パートナーとの国際連携、社会課題解決や

SDGs達成に貢献する案件については、先導性要素(LEADエレメント)を認定し、積極的な融資保険の引受を行います。

- ※LEAD エレメントは以下に例示される分野で適用されます。
- LEADING TECHNOLOGIES & BUSINESSES(新分野や新規顧客の開拓等、日本企業の事業拡大に資する案件)
 - ENVIRONMENT & ENERGY(再エネ・脱炭素関連分野案件)
 - ALLIANCE(外国政府や外国企業、国際機関等とのパートナーシップ構築に資する案件)
 - DEVELOPMENT(社会課題解決-SDGs 達成への貢献等により、我が国のプレゼンス向上が期待できる案件)

環境イノベーション保険

再生可能エネルギー事業、省エネルギー事業及び地球環境保全に資する新技術を活用する事業を対象とする貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険を環境イノベーション保険といいます。

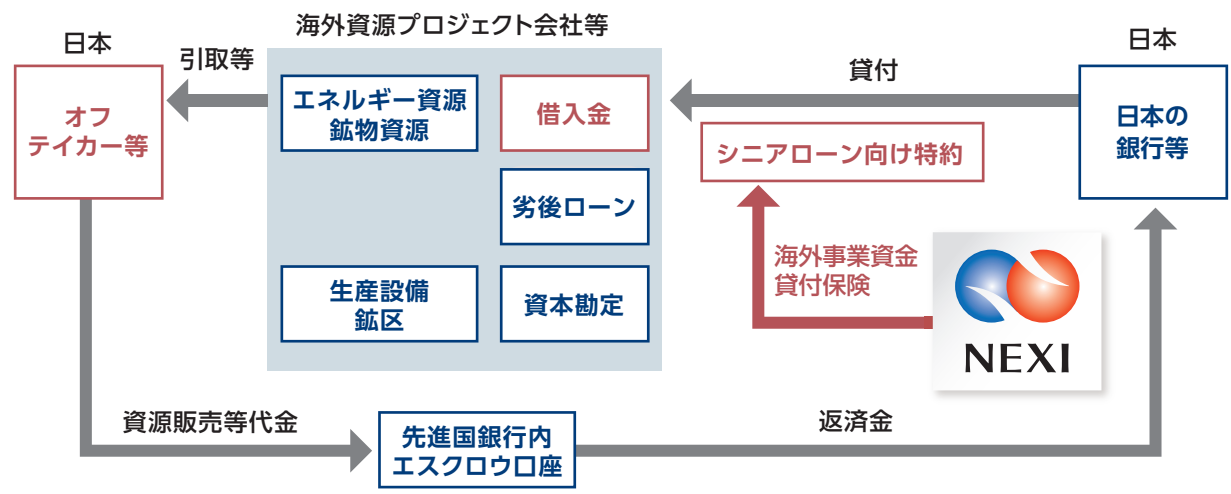
なお、この保険は、本邦からの輸出者、当該プロジェクト

トを実施する本邦企業等やファイナンスを供与する金融機関が、環境保全・気候変動対策分野に係る情報開示を積極的に進める場合は、通常の融資保険に比べて高い信用付保率(97.5%)を適用することができます。

資源エネルギー総合保険

海外からの安定的な資源供給の確保に係る取組みを抜本的に強化するために、資源エネルギー案件のリスクの特性を踏まえ、通常の海外事業資金貸付保険に比べて大幅に低い料率、幅広いリスクのてん補範囲等を実現する保険です。資源エネルギー総合保険は、海外事業資金貸付保険に特約を付すことで適用されます。

日本の企業・銀行等が、資源開発に資するプロジェクト等のために外国の政府や企業に事業資金(日本からの輸出に結びつかない資金)を融資した場合に、①戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止、自然災害といった不可抗力や、②融資先等の破産や不払によって、貸付金の返済や償還が受けられない損失をカバーします。



- 本邦事業者によるエネルギー資源・鉱物資源の引取、権益取得又は関連インフラ整備案件*向けに、日本の銀行等が供与するシニアローンが対象となります。
- ※本邦を最終需要地とする引取案件以外は、本邦から当該エネルギー資源等の引き合いを受けた場合に、本邦に振り向けられる蓋然性が高いと判断できる案件に適用されます。
- 通常の海外事業資金貸付保険に比べて低い料率が適用されるのは、先進国銀行内にエスクロウ口座が開設されることが条件となります。先進国銀行内にエスクロウ口座が開設されない場合、通常の海外事業資金貸付保険の料率となりますが、信用付保率は97.5%が適用されます。

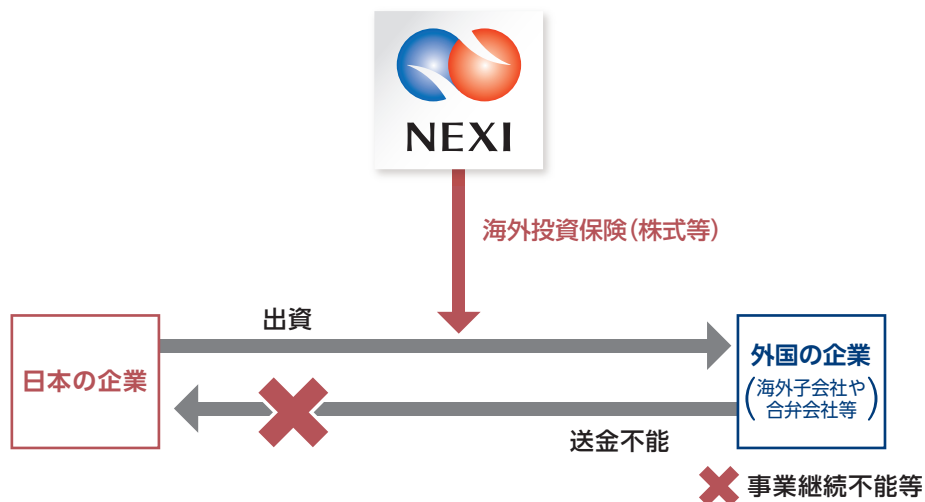
〔海外投資保険〕

出資に対する保険（株式等）

日本の企業が、海外で子会社や合併会社を設立した場合に、戦争、テロ行為や自然災害といった不可抗力事由によって、その会社が事業を継続できなくなること等による損失をカバーします。また、外貨交換の禁止又は

外貨送金の停止により配当金を日本に送金できないことによる損失もカバーします。

本保険では、各種特約を付すことでより広範囲のリスクをカバーすることができます。



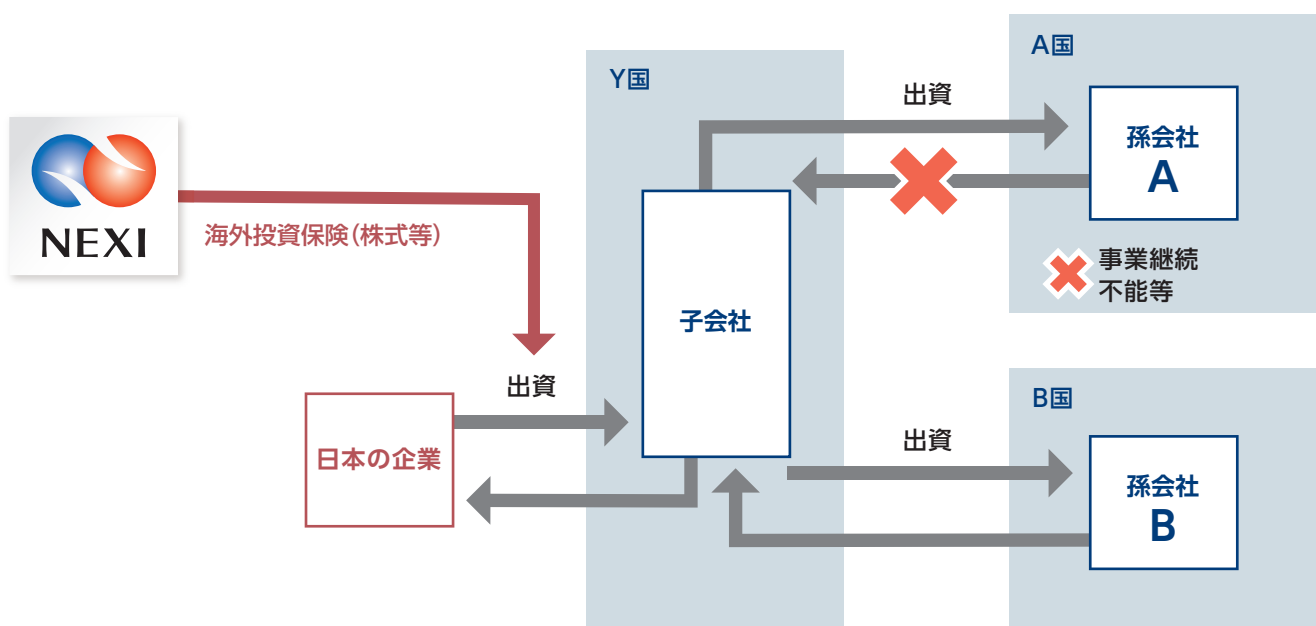
※資源権益の確保に伴い事業者が支払うこととなるプレミアム分(いわゆる「のれん代等」)についても海外投資保険の対象とすることができます。

※海外投資保険には上記の出資に対する保険(株式等)以外に権利等の取得に対する保険(不動産等)もあります。

部分損失特約

日本の企業が出資した子会社が、同一国内又は第三国でそれぞれ複数の事業会社を孫会社として設立して事業を展開した場合において、そのいずれかの孫会社が戦争、テロ行為や自然災害といった不可抗力事由によ

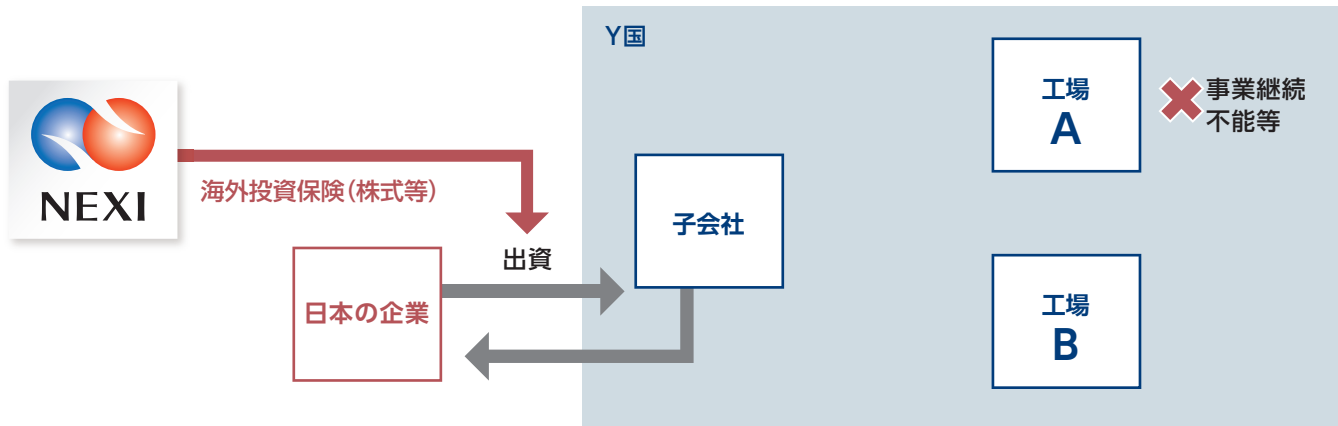
て事業を継続することができなくなったときは、(他の孫会社が事業を行っていても)当該孫会社が事業を継続できなくなることによる損失をカバーします。



事業拠点等特約

日本の企業が出資した子会社が、子会社と同一の国内で複数の事業拠点を有する場合において、そのいずれかの事業拠点が戦争、テロ行為や自然災害といった不可抗力事由によって事業を継続することができなく

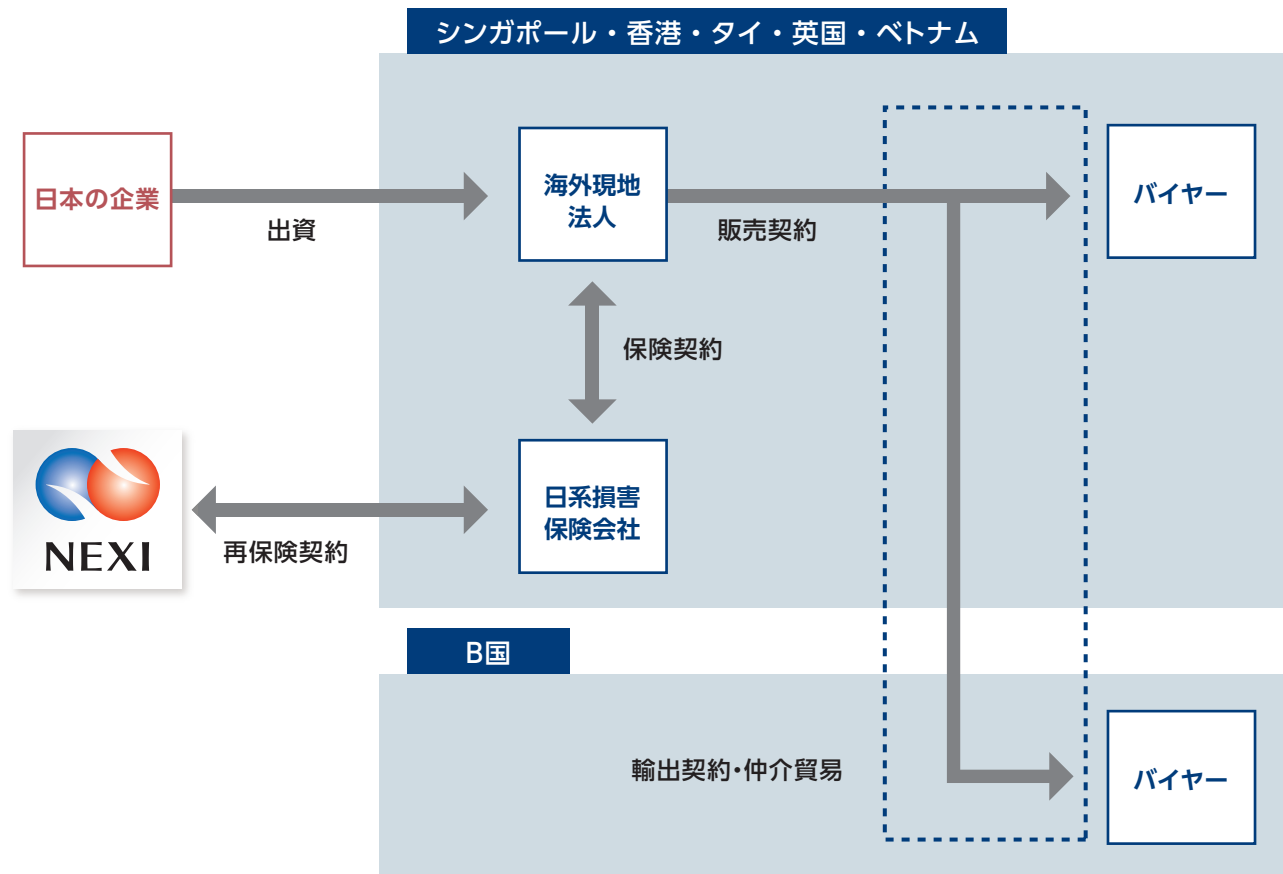
なったときは、(他の事業拠点が事業を行っていても) その事業拠点が事業を継続できなくなることによる損失もカバーします。



〔フロンティング〕

シンガポール・香港・タイ・英国・ベトナムの日系企業が、同国内外のバイヤー向けに製品等を継続的に販売する輸出契約等について、1年間の取引額に対して保険金支払限度額を設定し、主にバイヤーの破産や支払

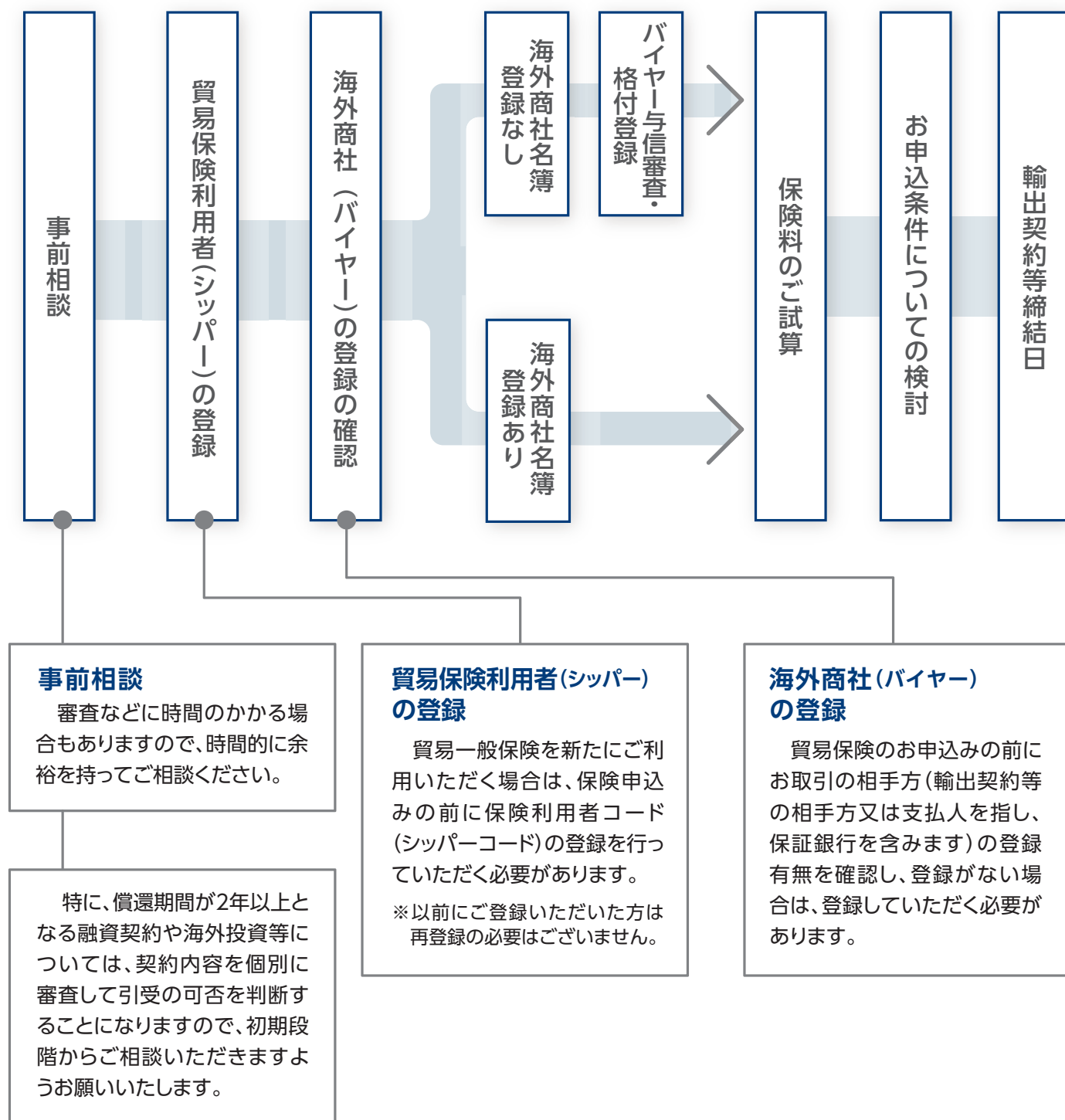
遅延によって代金回収不能となる損失をてん補します。NEXIは再保険の形で関与し、現地の日系損害保険会社を通じて保険商品を販売することから「フロンティング」と呼んでいます。

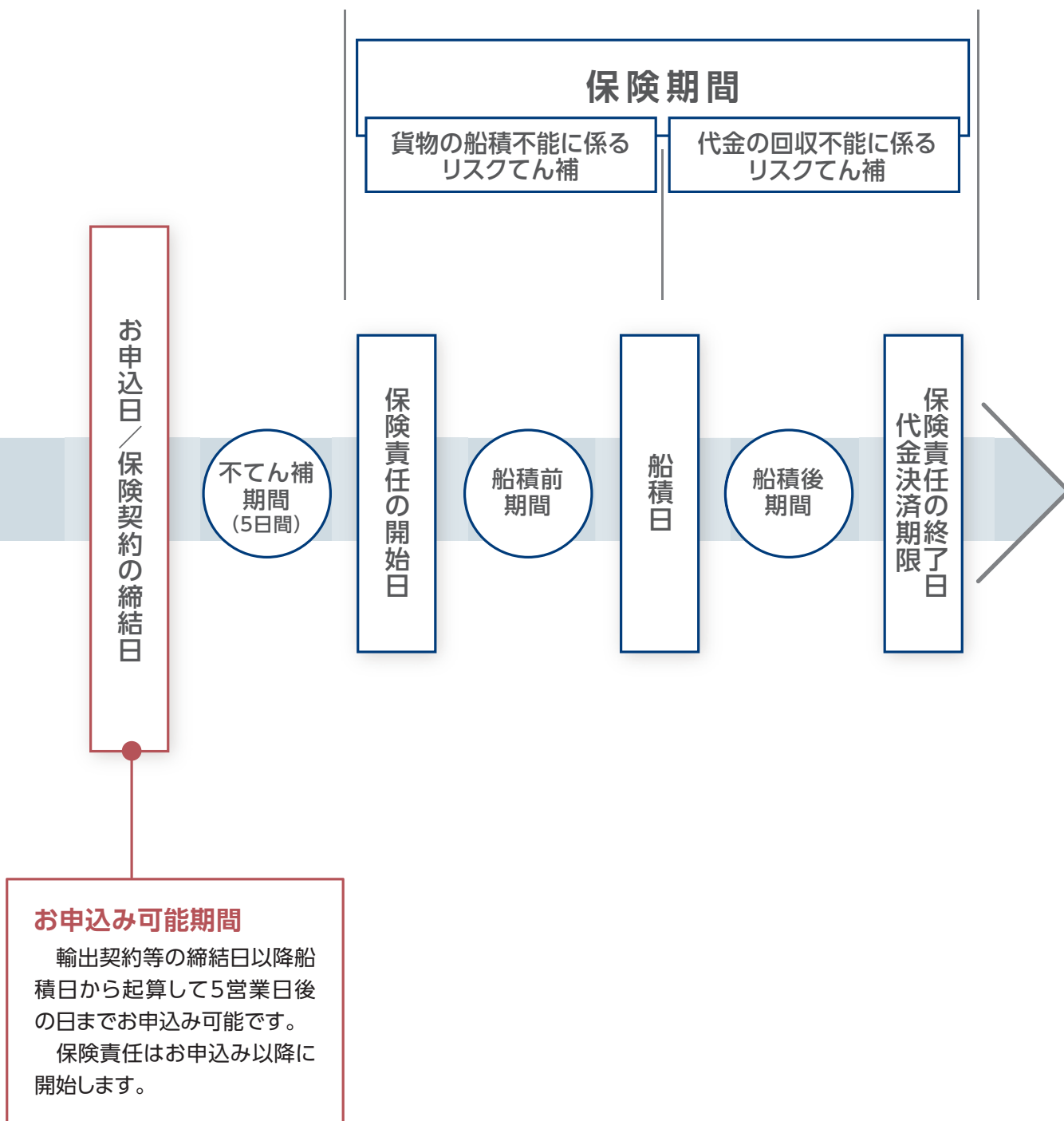


貿易保険手続の流れ

保険の申込手続

この図は、貿易一般保険(個別)を例にしたイメージ図です。 ※保険種によって異なる場合があります。

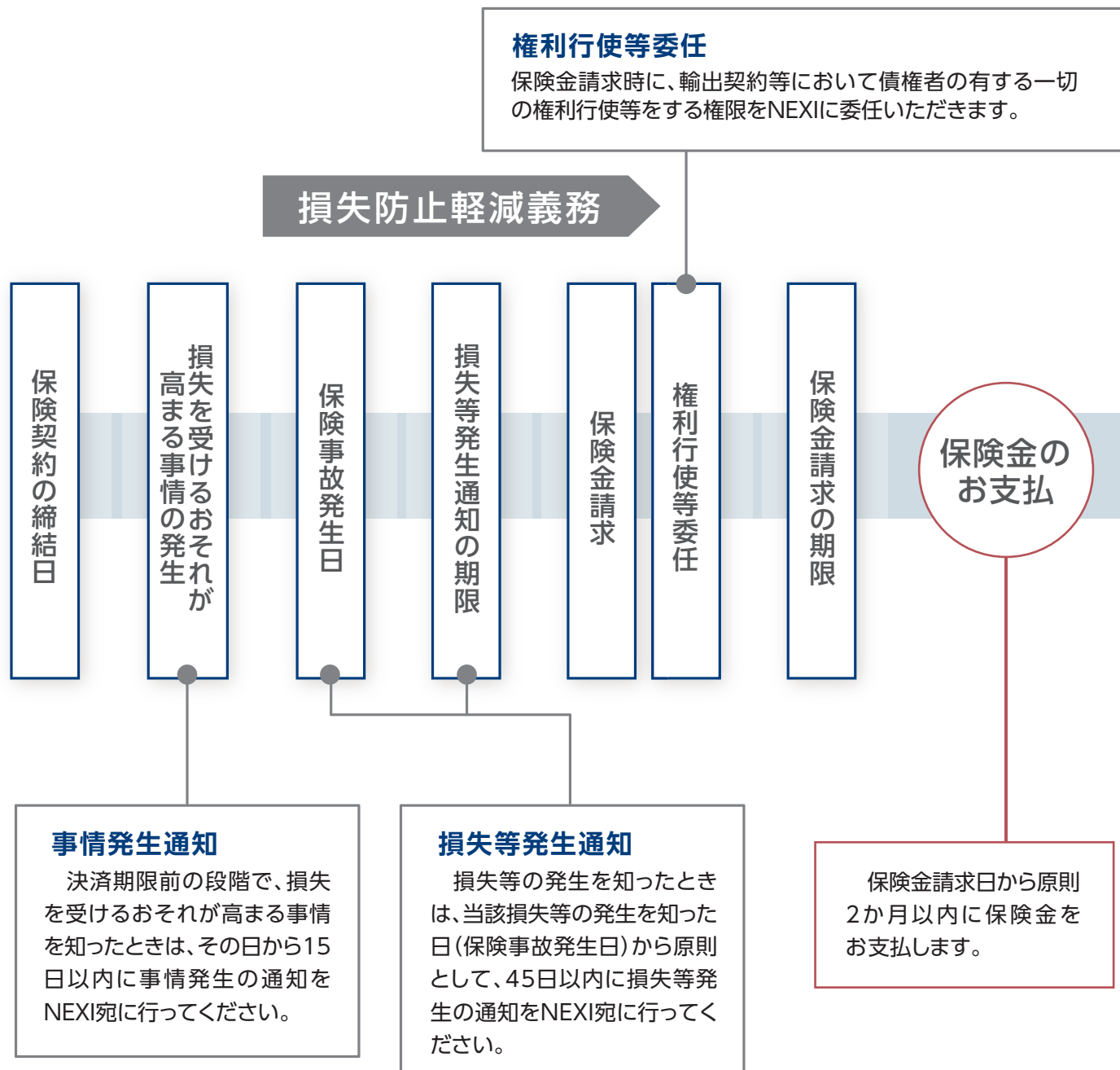




貿易保険手続の流れ

保険金支払の手続

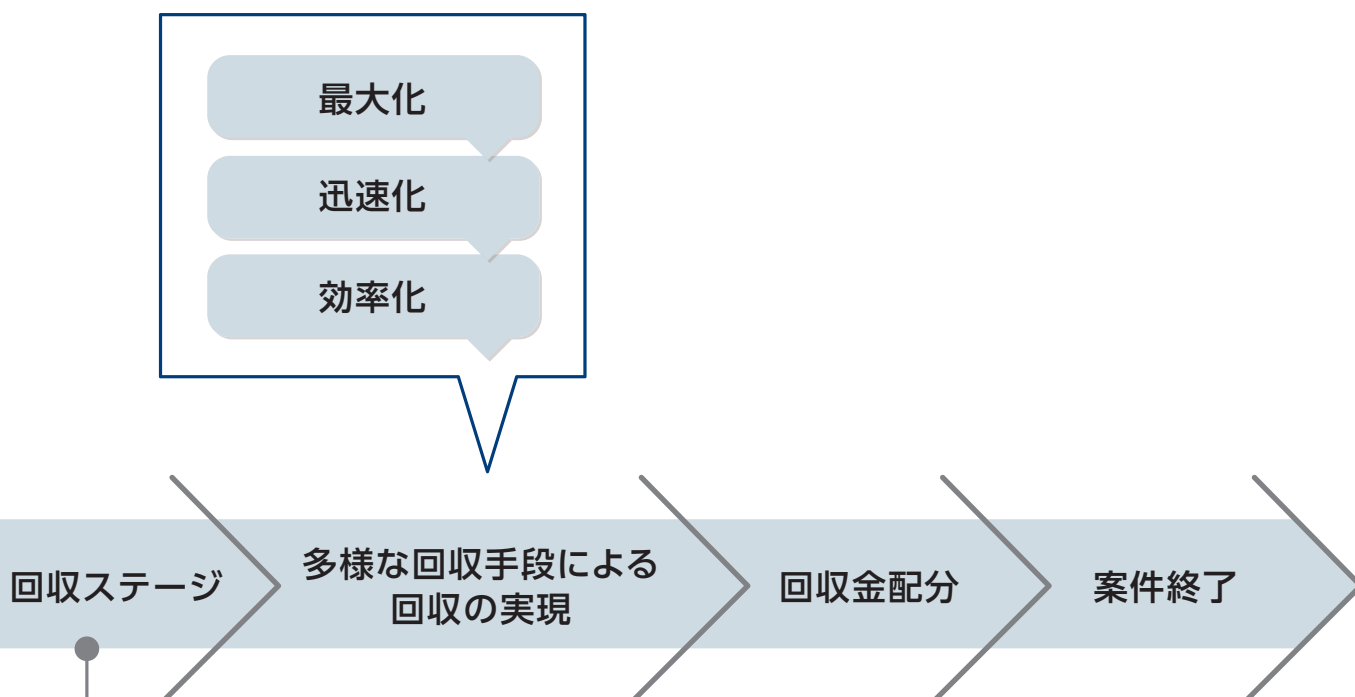
この図は、貿易一般保険(個別)を例にしたイメージ図です。 ※保険種によって異なる場合があります。



債権回収の一手段としての「パリクラブ」

パリクラブ(Paris Club)は債務国の債務救済を協議するために、主要債権国政府が集まって議論する会議です。1956年の発足以来、法的拘束力のない緩やかな集まりとして、「パリクラブの原則」に基づき活動しています。

パリクラブでは、債務支払が困難に陥った債務国政府と債務救済(リスケジュール等)について協議をしています。パリクラブにおける債権国のメリットは、対外債務の支払に十分な外貨を持ち合わせていない債務国から、長期になりませんが債権国間の公平性を確保しながら確実に債権を回収することができる点にあります。



回収方針の策定

保険金請求後の回収方針の策定はNEXIが行います。

回収実施の主体

- NEXIの提携するサービス（債権回収業者）
- 被保険者（お客様）による回収
- NEXI及び日本政府（パリクラブ等での相手方政府との交渉）

回収協力義務

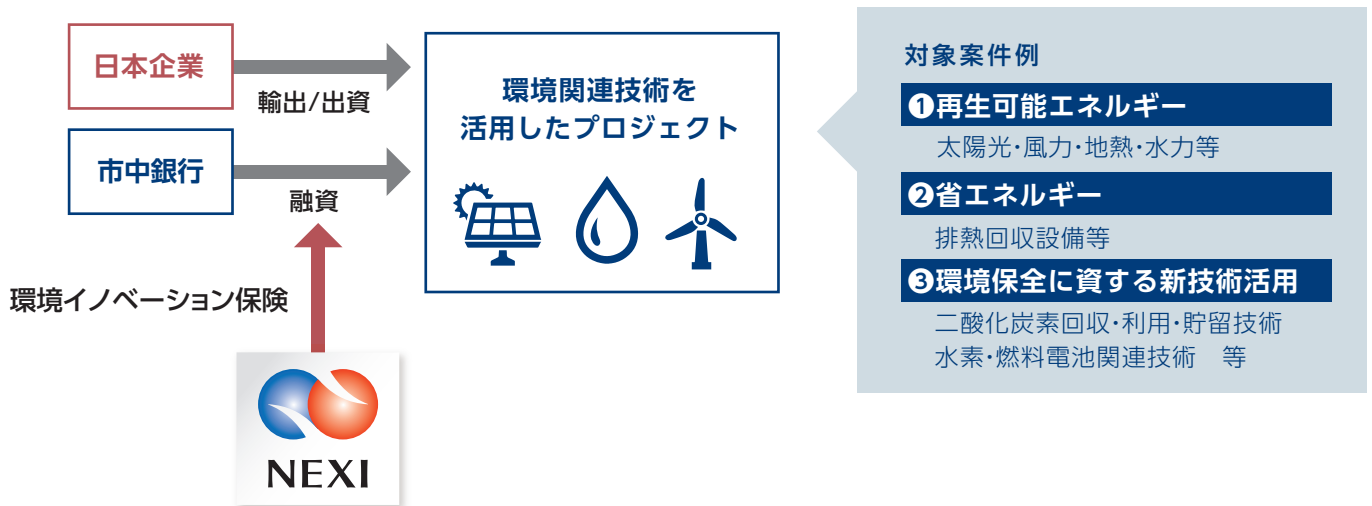
- 回収に必要な措置の実施をNEXIより被保険者に指示した場合は被保険者にはその指示に従う（回収協力）義務があります。
- 「NEXIの提携するサービス」が回収の実施主体となるケースでも、被保険者に協力をお願いすることがあります。

環境イノベーション保険の機能強化

NEXIはこれまでに、環境保全・気候変動対策への民間セクターの取組みを積極的に支援してきました。2016年以降の環境保全・気候変動対策分野の引受額は、**総額2,500億円以上**に上ります。

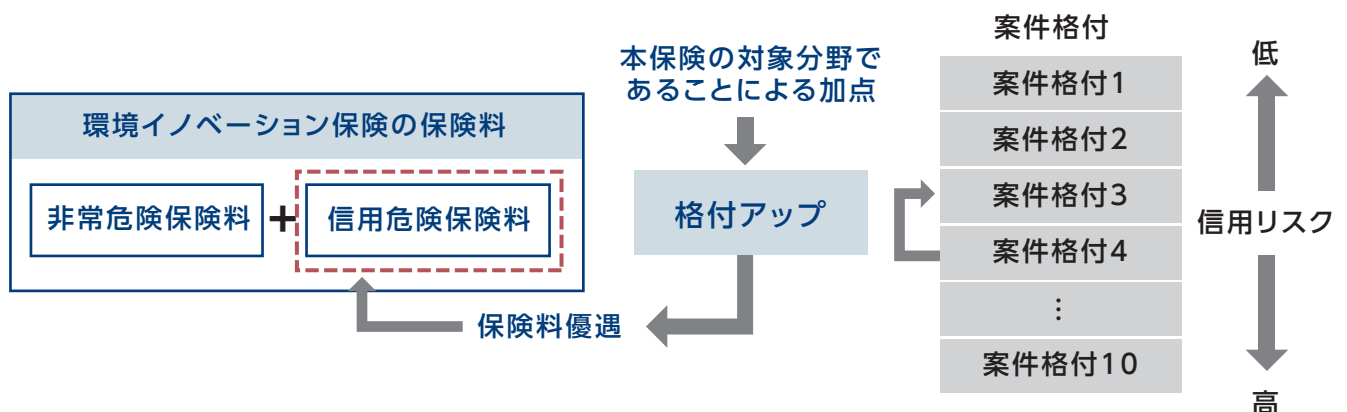
2021年10月、NEXIは「環境イノベーション保険」の機能強化を発表しました。「環境イノベーション保険」適用案件のリスク評価手法を変更することにより、保険料が優遇されます。NEXIは本措置を通じて、再生可能エネルギー分野・地球環境保全に資する新技術分野への支援をますます強化してまいります。

環境イノベーション保険



環境イノベーション保険の保険料優遇措置

- 本保険の対象分野である場合、案件審査においてリスクを積極的に評価します(評点の加点)。
- その結果、これまでより高い信用格付を付与することができ、結果として保険料が優遇されます。



NEXI概要・組織運営

法人概要	60
経営計画	62
業務運営・管理体制	64
組織図	68
所在地	69
TOPICS	70

法人概要

■ 名 称	株式会社日本貿易保険 (Nippon Export and Investment Insurance)
■ 設立年月日	2017年4月1日
■ 設立根拠法	貿易保険法
■ 目 的	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を行うこと。
■ 主 務 大 臣	経済産業大臣
■ 資 本 金 額	1,693億 5,232万 4,369円(政府全額出資)
■ 役 員	代表取締役社長……………黒田 篤郎 代表取締役副社長……………和田 圭司 常務取締役……………寺村 英信 取締役……………西野 和彦 取締役(社外取締役)……………寺本 秀雄 監査役……………中村 恵司 監査役(社外監査役)……………松井 智予 監査役(社外監査役)……………武井 洋一
■ 役 職 員 数	229名(2022年4月1日時点)
■ 業務の範囲	一. 貿易保険法第3章の規定による貿易保険の事業を行うこと。 二. 上記業務に附帯する業務を行うこと。 三. 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。 四. 貿易保険以外の保険(通常保険を除く。)であって対外取引の健全な発達を図るために必要なものとして政令で定めるものの引受けを行う本邦法人を相手方として、当該保険の引受けによって当該法人が負う保険責任につき再保険を引き受けること。 五. 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、貿易保険法により日本貿易保険が負う保険責任につき再保険を行うこと。
■ 沿 革	1999年 7月 独立行政法人通則法成立 1999年 12月 貿易保険法等の一部を改正する法律成立 2001年 4月 独立行政法人日本貿易保険(NEXI)設立 2015年 7月 貿易保険法等の一部を改正する法律成立(2017年4月から政府全額出資の特殊会社へ移行) 2017年 4月 株式会社日本貿易保険(NEXI)設立 [参考：1950年 3月 貿易保険法成立。以降、貿易保険事業は2001年3月末まで経済産業省(旧通商産業省)にて運営。]
■ 国 内	東京本店 大阪支店
■ 海 外	シンガポール支店、パリ事務所、ニューヨーク事務所



(後列) 西野取締役 寺本取締役(社外取締役)
(前列) 和田代表取締役副社長 黒田代表取締役社長 寺村常務取締役

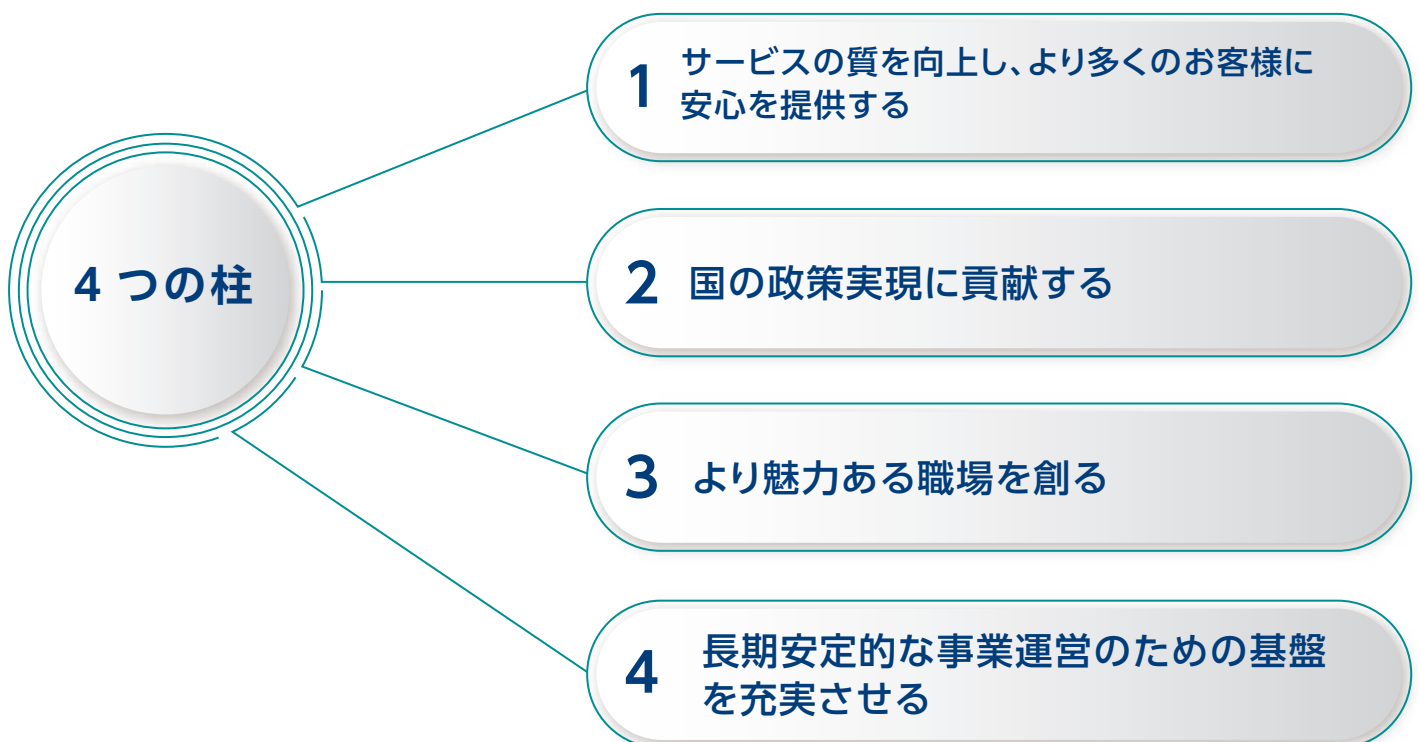


松井監査役(社外監査役) 中村監査役 武井監査役(社外監査役)

経営計画

〔中期経営計画（2019-2021年度）〕

企業理念の実現のため、中期経営計画期間（2019年度から2021年度）においては、以下の4つの柱の下、計画を策定し、2020年12月に一部改定しました。



中期経営計画（2019-2021年度）

(1) サービスの質を向上し、より多くのお客様に安心を提供する

- ①輸出保険（包括保険）について、お客様に継続して利用されるよう、ニーズの把握、商品・サービスの不断の見直しを行う。
- ②輸出保険（S/C含む）について、提携金融機関や民間損保会社との連携・協力を強化することで、これまで利用のないお客様を含め利用を促進する。
- ③海外投資保険について、民間損保会社との連携の枠組みの構築や募集ツールの充実等を通じて利用企業の裾野を広げる。ニーズにあわせた商品性の改善と簡素化に努め、利用の拡大につなげる。

- ④融資保険について、インフラ輸出等を後押しするため、市場ニーズを踏まえた商品開発・制度改正等を行う。
- ⑤保険金の支払段階におけるお客様の満足度を向上させる。
- ⑥ホームページ等を通じて広報活動を行い、お客様に分かりやすく効果的な情報提供を行う。
- ⑦顧客アンケート等を通じてPDCAを実施し、顧客向けサービスの質を向上させる。

(2) 国の政策実現に貢献する

- ①インフラ輸出等を後押しするため市場ニーズを踏まえた商品開発・制度改正を行う。【再掲】
- ②インフラプロジェクトなど政策的に重要度の高い案件の組成を支援し、積極的な引受を行う。
注：重点分野に属する案件
 - A) 政策的重要度が高い案件
 - 質の高いインフラ輸出／海外事業参画
 - 資源・エネルギー・食糧の安定供給源確保
 - 先進的環境・安全技術の輸出/海外事業参画 (省エネ・環境改善に資するプロジェクト)
 - その他、日本企業の有する高い技術力を活かした製品・サービスの輸出/海外事業参画
 - B) 日本企業の戦略的海外展開に大きく貢献する案件
 - C) 他国/国際公的金融機関との協調案件で、国際的な重要性が認められるもの、あるいはNEXIの国際的な認知度向上・協力関係の構築に寄与するもの。
- ③中堅・中小企業の海外取引・農林水産業の輸出を一層支援する。

(3) より魅力ある職場を創る

- ①職員研修等を通じて企業理念や行動指針を浸透させる。
- ②社外への出向、研修先の拡大を含むキャリアプランの作成とその着実な実施を通じて、職員の活躍の場を広げる。
- ③在宅勤務制度の活用を広げ、多様な働き方が可能な職場環境を実現する。
- ④職員アンケートを通じたPDCAを実施し、職場環境を改善する。

(4) 長期安定的な事業運営のための基盤を充実させる

- ①現行の保険システムに替わるシステムを構築し、2021年度中を目途に稼働させる。
並行して、システム部門の体制の強化を図るとともに同時にIT環境の整備に取り組む。

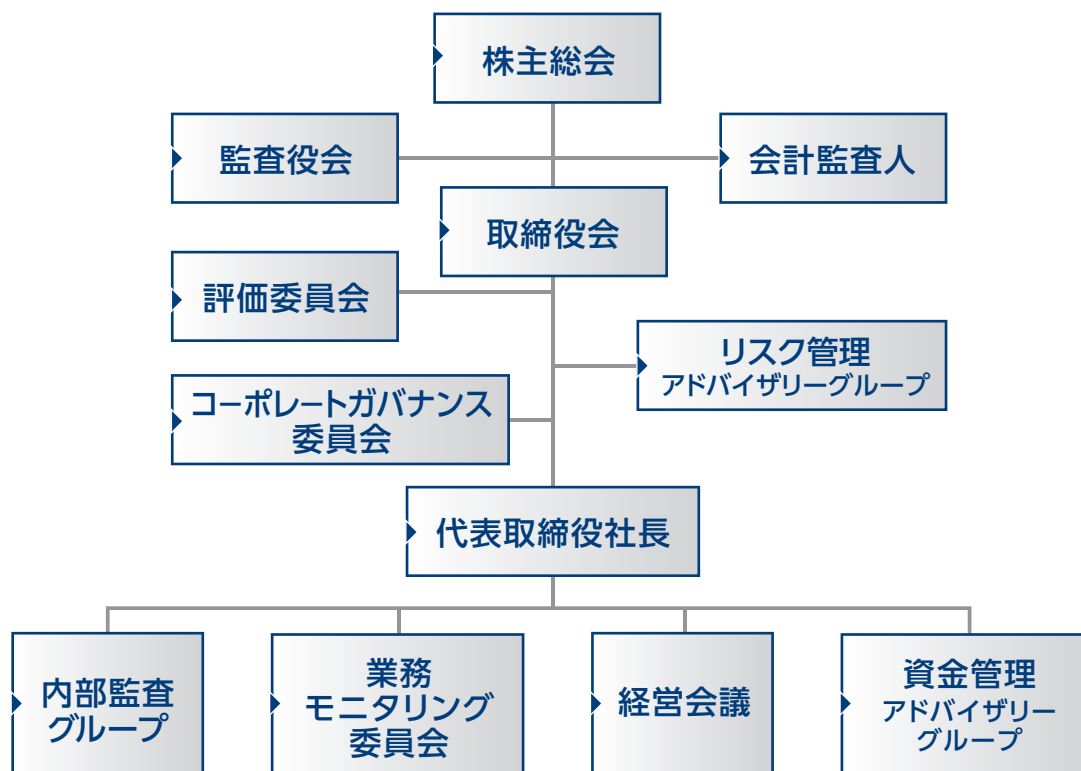
- ②リスク量計測の高度化を進める。また、定量分析をベースとしてリスク集中が予想される国・債務者・セクターへの対応方針を経営レベルで議論、引受方針等への反映を可能にする枠組みを構築する。さらに、リスク分析に基づき個別案件の初期相談の段階から引受条件(引受可能額・シェア等)が判断できるようルール化の検討を進める。
- ③統合的なリスク管理に関してより体系的な運営の枠組みを構築し、自律的なPDCAを持続的に推進する。
- ④バイヤー格付の精度を一層向上させ、より企業の信用状況に即したきめ細かい与信枠設定を行う。
- ⑤カントリーリスクに対する情報収集・分析力を向上させつつモニタリングを強化し、国際情勢の変化を引受方針や引受審査に適切に反映させる。
- ⑥人員について、将来的に200名(注)程度の規模とすることを念頭に、年齢構成にも配慮した中期的な人員計画を策定、計画的な採用を進める。また、特に、案件組成をリードできるようなPF人材、ITシステム、リスク管理(出再含む)、資金管理、環境審査の各分野における人材育成計画(処遇を含む)を確立し、確保・育成を開始する。
(注) 出向者含む正職員数。ITシステム部門の人員増分は含まない。
- ⑦CG部内でリスク量計測方法を分析し、将来的なCF分析や外貨保有高を検証、負債サイドのリスク変動を合理的な方法で反映した流動性維持目安を算出できる体制を構築するとともに資金計画に係る担当部署・システムの一元化などを検討し、出来るものから段階的に実施し、資金管理に係る仕組みを強化する。
- ⑧コロナ禍の中で保険事故に至る前の案件モニタリングを含む債権管理体制を強化するとともに、特に主要な回収案件について2021年度までに18.9%の回収を実現する。

業務運営・管理体制

〔コーポレートガバナンス〕

監督・評価及び業務執行について

NEXIは、会社法所定の取締役会、監査役会等の機関に加えて、評価委員会、コーポレートガバナンス委員会、経営会議、アドバイザリーグループを設置することで、取締役会等による監督・評価の強化と、業務執行の機動性の向上等に取り組むこととしています。



●取締役会

取締役会は、経営上の重要事項の決定とNEXIの業務執行の監督を行っています。取締役会は5名の取締役で構成され、うち1名が会社法に規定される社外取締役です。社外取締役は、NEXIの代表取締役・業務執行取締役とは異なる社外出身者の視点からNEXIの業務執行の監視・監督を行います。

●監査役会

監査役会は、会社法等諸法令、定款諸規則などに基づき、取締役の意思決定の過程や職務執行状況の監督を実施しています。監査役会は3名の監査役で構成され、うち2名が会社法に規定される社外監査役です。社外監査役は、常勤監査役と連携の上、社外出身者の視点から取締役の業務執行を監査し、NEXIのガバナンス態勢向上に貢献します。また、監査役職務を補助する組織として、監査役会事務局を設置しています。

●評価委員会

評価委員会は、社外の有識者及び社外取締役で構成され、NEXIの業務及び運営の状況や、NEXIの経営に関して取締役会が諮問する事項等に関して評価・助言を行います。

●コーポレートガバナンス委員会

コーポレートガバナンス委員会は、社外委員を中心とした取締役会の諮問機関であり、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、会社全体の内部統制システムが機能しているかを検証することを目的としています。

● 経営会議

経営会議は、役員等で構成される会議体であり、経営に関する重要な事項について審議します。

● アドバイザリーグループ(リスク管理/資金管理)

リスク管理アドバイザリーグループは、リスク管理に関する取締役会の助言機関として、資金管理アドバイザリーグループは資金管理に関する社長の諮問機関として、それぞれ社外の有識者の専門的な知見に基づき助言を行います。

● 業務モニタリング委員会

業務モニタリング委員会は、会社の業務執行の過程で発生した重要な問題や改善に関する提案などの事項について審議します。

国の関与について

NEXIIは、国が100%出資する株式会社であり、主務大臣からの監督、会計検査院検査、主務省による検査等の統制の下で貿易保険事業を運営しています。

内部統制基本方針について

NEXIIは、会社法に則り、会社の業務の適正を確保するための体制の整備などについて内部統制基本方針を取締役会決議により定め、当該基本方針に基づき規則の制定その他体制の整備を行っています。

[コンプライアンス推進]

NEXIIは、貿易保険制度を担う政策金融機関として求められる公共的使命及び社会的責任を自覚し、常に法令等を遵守し公正な事業運営を行うべく、コンプライアンスを経営における最重要課題の一つとして位置付け、以下の取組みを行っています。

コンプライアンスルールの周知・徹底

- NEXIIは、役職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)が、法令及び定款に適合し、また適正かつ健全な事業活動を遂行するため、コンプライアンス基本方針を定めています。
- NEXIIは、機密情報管理規則、情報セキュリティポリシー、その他の情報管理に関する内部規則類を定め、機密情報及び情報資産を適切に保存し管理する体制を整備しています。
- NEXIIは、役職員として知っておくべきコンプライアンスに関する基本事項、遵守しなければならない重要な法令やルール、内部規則類を解説したコンプライアンスマニュアルを作成し、役職員のコンプライアンスに関する理解の促進に努めています。また毎年、コンプライアンス推進の年度計画(コンプライアンス・プログラム)を策定し、コンプライアンスに関する研修や啓発活動を行うなど、周知・徹底に努めています。

コンプライアンス遵守・推進体制

- NEXIIは、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うことを目的の一つとした会議体である、コーポレートガバナンス委員会を置いています。
- NEXIIは、各部支店にコンプライアンスに関する責任者(部支店の長)を置き、コンプライアンス態勢の整備、各部店における取組みの推進に当たっています。
- NEXIIは、法令遵守・コンプライアンスに関する取組みの統括部署として、法務・コンプライアンスグループを設置し、法令遵守等の徹底とコンプライアンスの推進をしています。
- NEXIIは、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう報告ルートを定めるとともに、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営しています。

反社会的勢力等に対する方針

- NEXIIは、反社会的勢力等と一切の関係を持たず、反社会的勢力等に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力等からの不当な要求を断固として拒絶します。

〔リスク管理〕

NEXIは、国の制度である貿易保険業務を担う唯一の専門機関として、対外取引を行うより多くのお客様に対し安心を提供し、また我が国の成長戦略の実現に向けた取組みを推進し、お客様の多様なニーズに積極的に応えていくことにより、対外取引の健全な発展に貢献することを事業の目的としています。NEXIが担うこれらの社会的役割を全うするため、リスク管理アドバイザーグループの助言を受けつつ、統合的なリスク管理を適切に行うための枠組みを構築しています。

統合的リスク管理

●統合的リスク管理基本方針

NEXIは、統合的リスク管理基本方針により、統合的リスク管理について、長期での収支相償を確保し、貿易保険制度の目的を達成するために、会社が直面する種々のリスクをリスクカテゴリーごとに適切に管理することに加え、把握した全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールすることと定義した上で、具体的な管理方法や、取締役会によるモニタリング・指示の下コーポレートガバナンス部リスク管理グループが統括することを定めています。また、管理すべきリスクカテゴリーとして、「保険引受リスク」「資産運用・流動性リスク」「オペレーショナルリスク」を定義し、各リスクの管理統括部署及び担当部署を定め、適切かつ統合的に管理する態勢としています。

●保険引受リスク管理

NEXIは、保険引受リスクについて、通常の見積の範囲を超える保険金支払による流動性及び資本の大幅毀損リスクと定義した上で、引受に際し、営業担当部門がお客様から頂いた情報に加え、審査部や海外事務所、専門調査機関の収集した各種データを基にカントリーリスクを含めたリスク評価を行っています。また、与信先国や与信先企業、プロジェクトの状況をモニタリングし、与信状況の変化を引受方針に反映させています。

さらに、個別案件単位のリスク評価・与信管理に加え、引受ポートフォリオ全体を対象に、リスク量(VaR¹)を用いた定量的な管理や、集中度分析・シナリオ分析等の集中リスク管理を行っている他、出再等を通じ、集積リスクの適切な管理に努めています。

1 バリュアット・リスク:一定の確率の下で推定される最大損失見込額

●資産運用・流動性リスク管理

NEXIは、資産運用・流動性リスクに含まれるリスクとして、①「市場リスク」金利や為替などの変化により資産や負債の価値が変動し、損失が発生するリスク、②「信用リスク」信用供与先や再保険先の財務状況の悪化等により、損失が発生するリスク、③「流動性リスク(資金繰りリスク)」巨大災害など、予想を超える資金流出等により資金繰りが悪化し、必要な資金確保が困難になったり、通常よりも著しく不利な条件で取引を余儀なくされ損失が発生するリスク、④「市場流動性リスク」市場の厚みが不足し、資産を売却できなかつたり、著しく低い価格での売却を余儀なくされた結果、損失が発生するリスクを定義した上で、資産負債の総合的な管理の考え方にに基づき各リスクのモニタリング・コントロールを行っています。具体的には、多額の保険金支払が一時に集中するなどの貿易保険の負債特性を踏まえ、安全性と流動性の確保を重視し、運用先を預金及び日本国債・地方債・政府機関債等や米国債・国際機関債等の安全性の高い債券に限定した資金管理方針を定めている他、保有資産の有する為替リスクや金利リスクについて、リスク量(VaR)を用いた定量的な管理を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

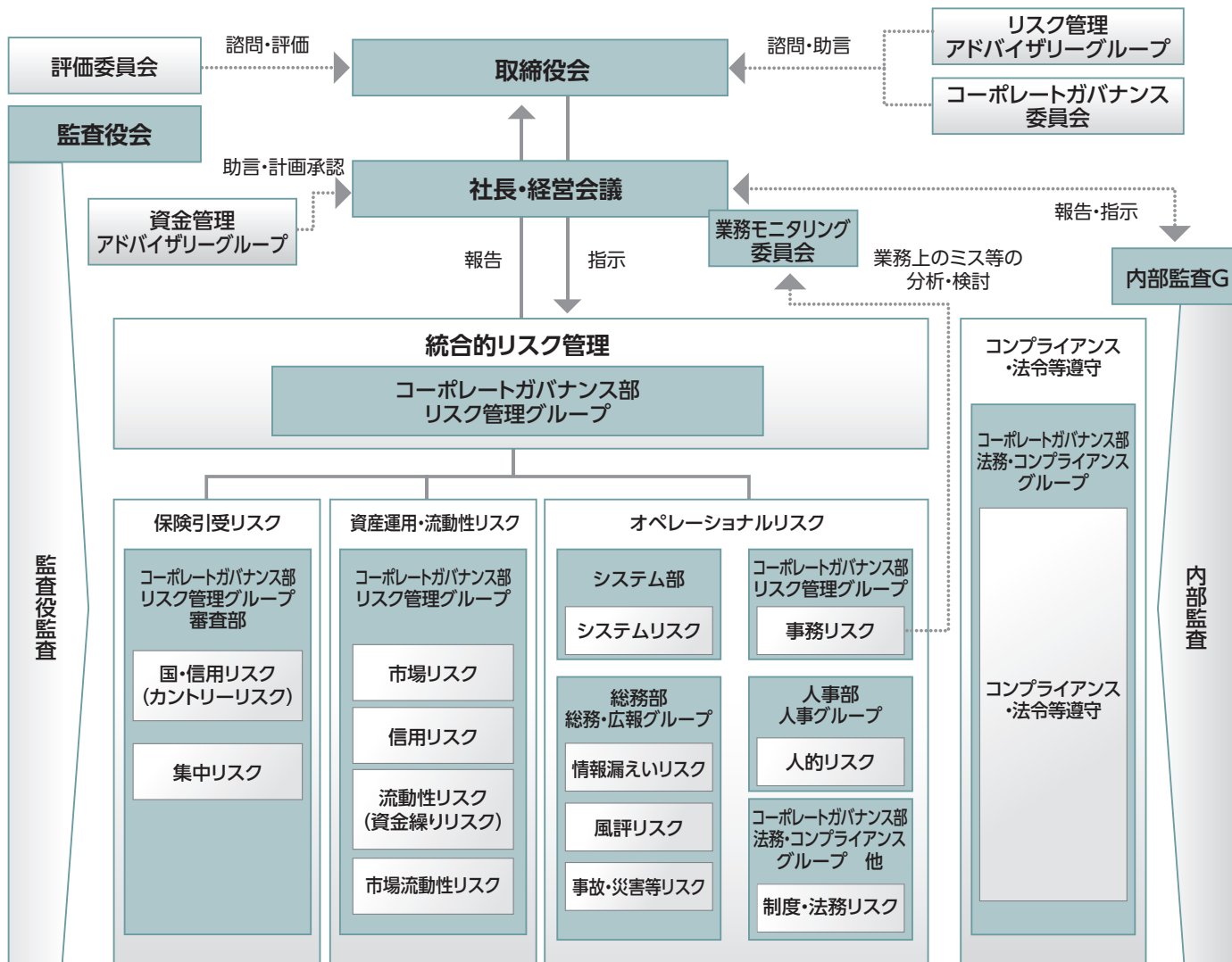
●オペレーショナルリスク管理

NEXIは、オペレーショナルリスクに含まれるリスクとして、①「事務リスク」会社の役職員や委託先の業務上の事故・不正・ミス等を原因として、事務を適切に行わなかったことにより、業務上の支障や損失が発生するリスク、②「システムリスク」ITシステムの開発や保守・運用、利用に関連して業務上の支障や損失が発生したり、お客様や会社の情報が漏えいするリスク、③「情報漏えいリスク」会社の役職員や委託先等が、機密情報等の取扱いを適切に行わなかったことにより、業務上の支障や損失が発生するリスク、④「制度・法務リスク」国際協定や国内外の法令・契約等に抵触し、罰則の適用を受けるなどの損失を被ったり、法的紛争の発生や貿易保険制度や関連する協定の変更等により、業務上の支障や損失が発生するリスク、⑤「人的リスク」必要な人材の不足やハラスメント、不適切な人事労務管理等により、業務上の支障や損失が発

生ずるリスク、⑥「風評リスク」会社に対する誹謗中傷や風説の流布等により、社会的信用が損なわれ業務上の支障や損失が発生するリスク、⑦「事故・災害等リスク」事件・事故や災害等により、業務上の支障や損失が生じたり、会社の資産や役員・社員の生命身体に損害・危険が生じるリスクを定義した上で、それぞれの管理統括部署と担当部署、及び各リスクの管理方針を定め適切な管理に努めています。

●事務リスク管理

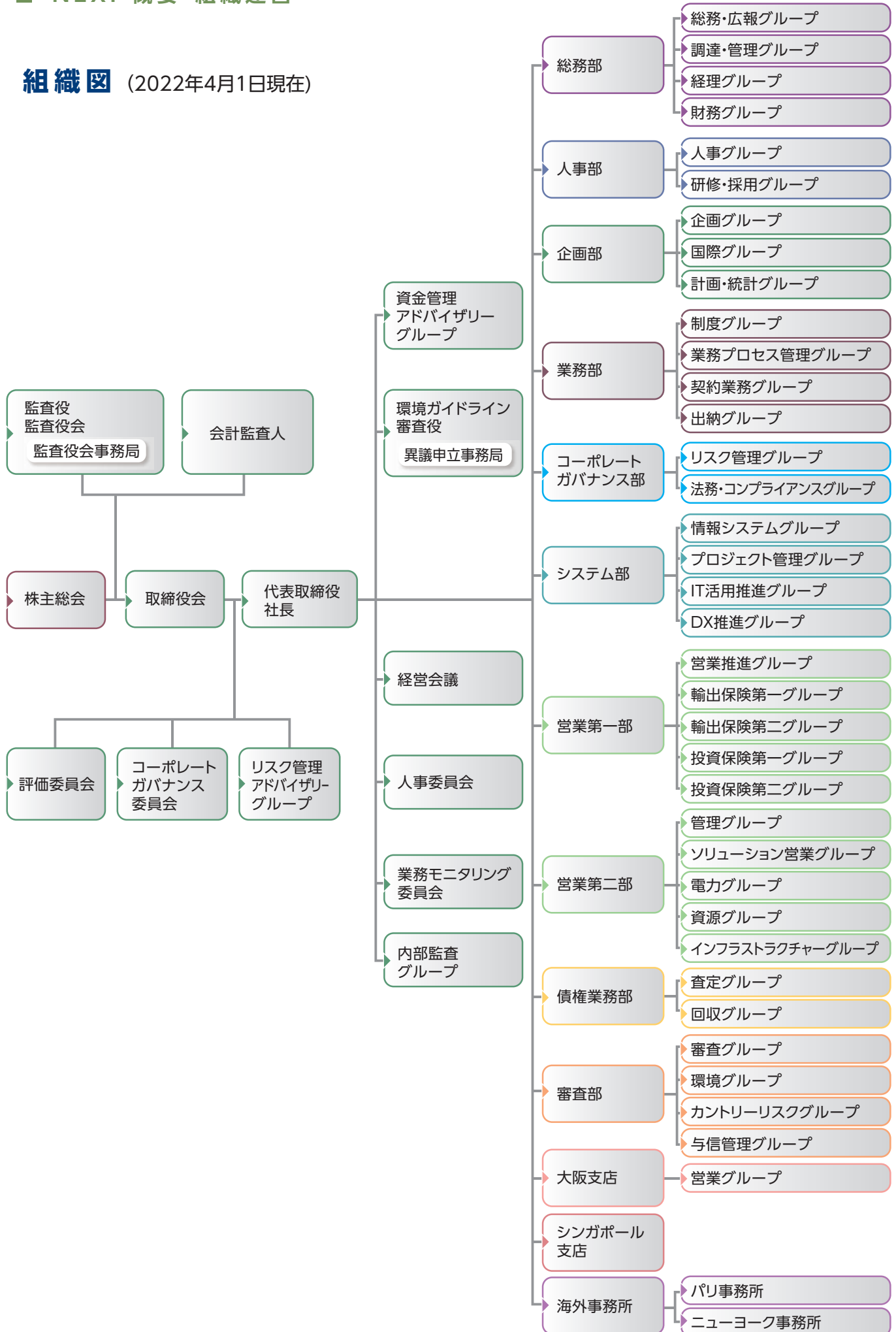
事務リスク管理規則により、部長及び支店長を各部署の事務リスク管理責任者とし、効率的かつ正確な業務遂行のため、関係規則や業務マニュアルの整備、複層的なチェック態勢の構築等を進めている他、業務上のミス等が発生した場合は、その重要度に応じて速やかに社長及び関係部署に報告の上、その指示に基づいて必要な対応を行うなどの手順を定めています。また社長以下により構成される業務モニタリング委員会において、発生した業務上のミス等の発生原因や再発防止策について検討を行い、必要に応じて全社に展開することで、会社全体の事務リスク管理の実効性を高めています。



大規模災害への対応

- NEXIIは、大規模災害を経営上重大なリスクであると認識しており、大規模災害が業務に与える影響を可能な限り回避し、被災した場合にはそこからの早期回復を図るための事業継続計画を策定しています。

組織図 (2022年4月1日現在)



所在地

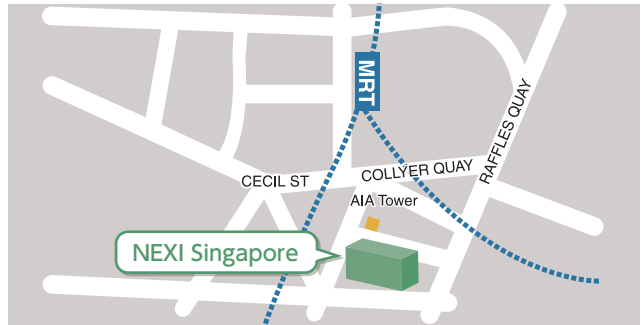
本店

〒101-8359
 東京都千代田区西神田3-8-1
 千代田ファーストビル東館5階
 TEL.03-3512-7650
 FAX.03-3512-7660



シンガポール支店

16 Raffles Quay#38-06, Hong Leong Bldg.
 Singapore 048581
 TEL. 65-6429-9582 FAX. 65-6222-0481



パリ事務所

c/o JETRO 27, rue de Berri, 75008 Paris France
 TEL.33-(0)1-4261-5879
 FAX.33-(0)1-4261-5049



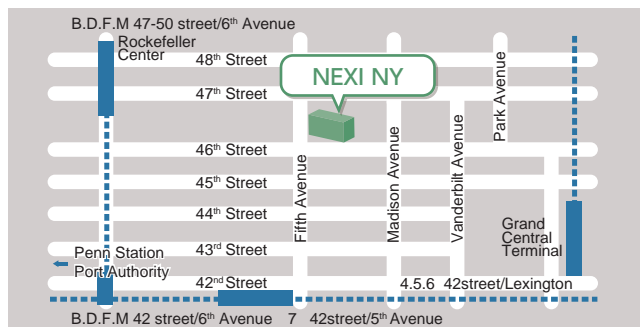
大阪支店

〒541-0041
 大阪府大阪市中央区北浜3-1-22
 あいおいニッセイ同和損保
 淀屋橋ビル8階
 TEL.06-6233-4019
 FAX.06-6233-4001



ニューヨーク事務所

c/o JETRO 565 Fifth Avenue, 4th Floor, New York,
 N.Y. 10017 USA
 TEL.1-212-819-7769 FAX.1-212-997-0464



貿易保険の広報活動

NEXIでは、本邦企業の海外展開を支援するために貿易保険制度の利用促進に向けた活動を行っています。

2021年度は新たに、以下のパンフレット・チラシを作成しました。

商品概要パンフレット



貿易保険を初めてご利用いただくお客様に向けて貿易保険の商品概要・ご利用の流れ・お支払のケースを、マンガを交えて分かりやすく解説したパンフレットです。お客様からのご意見を基に従来のものをリニューアルし、最新の制度を反映してより見やすく分かりやすいものにしました。

中小企業・農林水産業輸出代金保険チラシ(農林水産物・食品輸出事業者のお客様向け)



NEXIは農林水産物・食品輸出の拡大推進のために、貿易保険をよりご利用しやすくなる取組みを行っています。その一環として、中小企業・農林水産業輸出代金保険の特長を1枚で分かりやすく説明した、農林水産物・食品輸出事業者の皆様に向けたチラシを新たに作成しました。



上記の新たに作成したパンフレット・チラシに加え、2020年度に作成した商品概要や利用方法等に関する6つのYouTube動画をお客様のニーズに合わせてご案内し、貿易保険のご利用促進を図っています。



また、本邦企業の海外展開を支援する中央省庁、政府系機関、提携金融機関との連携を中心とした周知活動を行い、ウェビナーにも積極的に参加し、講演を行っています。

今後も多様な媒体を活用し、貿易保険のご利用を初めて検討している本邦企業から貿易業務に精通した企業まで、幅広い層に向けた情報提供を行うなど、より効果的な取組みを続けていきます。

2021年度決算報告

2021年度決算について	72
財務諸表等	73

2021年度決算について

〔決算の概要〕

(単位：百万円)

	第5期(2021年度)
経常収益	73,411
保険引受収益	30,822
(正味収入保険料)	30,444
保険代位等収益	9,414
資産運用収益	33,139
その他経常収益	36
経常費用	74,411
保険引受費用	66,957
(正味支払保険金)	59,380
(支払備金繰入額)	△3,043
(未経過保険料繰入額)	△8,505
(異常危険準備金繰入額)	19,201
保険代位等費用	234
営業費及び一般管理費	7,203
その他経常費用	18
経常損失	△1,000
特別利益	1,000
税引前当期純利益	—
法人税等合計	△6
当期純利益	6
総資産	1,765,719
純資産	794,873

損益の状況等

当期の実績概要については、引受実績(当期中に引き受けた保険契約の保険金額の合計。以下同じ。)は、前期比13%増の6.9兆円となりました。世界経済のコロナ禍からの回復を背景に鉄鋼や自動車などの日本からの輸出が伸長したことにより、引受全体の約8割を占める輸出保険が前期比47%増と大幅に増加したことが主因です。他方、プロジェクトファイナンス案件の減少により融資保険は、前期比73%減と大幅な落ち込みとなりました。

また、正味収入保険料は、前期比1.0%増の約304.4億円(前期実績 約301.3億円)となりました。回収金を中心とする保険代位等収益は94.1億円(前期比3.7%増、前期実績 約90.7億円)、為替の影響を受けた資産運用収益は331.4億円(前期比163.6%増、前期実績 約125.7億円)となりました。一方、非常事故による保険金支払の大幅な増加により、正味支払保険金は593.8億円(前期比157.3%増、前期実績 約230.8億円)となり、保険代位等費用は2.3億円(前期比32.4%減、前期実績 約3.4億円)となりました。営業費及び一般管理費は72.0億円となりました。これらの結果等により、異常危険準備金に192.0億円を繰り入れております。

財務諸表等

{ 貸借対照表 (2022年3月31日現在) }

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金及び預貯金	861,786
預貯金	861,786
有価証券	865,086
国債	343,953
地方債	130,700
社債	349,700
外国証券	40,733
保険代位債権等	19,879
有形固定資産	980
建物	303
器具備品	676
その他の有形固定資産	1
無形固定資産	3,641
ソフトウェア	3,505
ソフトウェア仮勘定	137
その他資産	14,199
未収保険料	5,459
再保険貸	74
外国再保険貸	799
未収金	3,177
未収収益	2,581
預託金	527
その他の資産	1,583
繰延税金資産	147
資産の部合計	1,765,719

(単位：百万円)

科目	金額
(負債の部)	
保険契約準備金	932,221
支払備金	△ 23
責任準備金	932,244
未経過保険料	131,660
異常危険準備金	800,584
その他負債	37,912
未払法人税等	21
預り金	26,074
前受収益	9,157
未払金	2,424
その他の負債	236
賞与引当金	128
役員賞与引当金	9
退職給付引当金	559
役員退職慰労引当金	16
負債の部 合計	970,846
(純資産の部)	
資本金	169,352
資本剰余金	625,553
資本準備金	625,553
利益剰余金	△ 32
その他利益剰余金	△ 32
繰越利益剰余金	△ 32
株主資本合計	794,873
純資産の部 合計	794,873
負債及び純資産の部合計	1,765,719

財務諸表等

〔注〕

1 重要な会計方針に係る事項は以下のとおりであります。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
満期保有目的の債券の評価は、償却原価法(定額法)により評価しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。
- (3) 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- (4) 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
- (6) 役員賞与引当金は、役員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
- (7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務に基づいて計上しております。
退職給付債務及び退職給付費用の算定にあたり、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (8) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末時点の要支給額を計上しております。
- (9) 異常危険準備金は、非常事故等による大規模な保険金支払に備えるため、貿易保険法第二十二條の規定に基づいて計上しております。
- (10) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2 重要な会計方針に係る変更は、以下のとおりであります。

- (1) 令和3年3月25日に株式会社日本貿易保険の会計に関する省令の一部を改正する省令(令和3年経済産業省令第16号)が公布され、同年4月1日より施行されております。

令和3年3月31日以前は、信用事故代位債権の総額より貸倒引当金を控除した額を保険代位債権等として計上しておりましたが、当事業年度の期首から改正後の省令を適用し、当該債権にかかる求償権の行使(裁判の判決又は当事者間の合意がないものを除く)によって回収が見込まれる金額があるときは、当該事業年度の支払備金から当該金額を控除しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、当事業年度の期首の保険代位債権等と異常危険準備金の残高は21,619百万円減少しております。なお、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響はありません。

- (2) 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号

令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3 繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金の否認、退職給付引当金の否認、未払事業税及び事業所税の否認等であり、繰延税金負債の発生の原因は、退職給与負債調整勘定であります。

4 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - a. 金融商品に対する取組み方針
当社は、貿易保険事業を実施しており、余裕金の一部を有価証券により運用し、財政基盤の強化を図っております。また、貿易保険事業の余裕金は、貿易保険法第二十九條の規定の範囲で、有価証券及び預金等により運用を行っております。
 - b. 金融商品の内容及びそのリスク
有価証券は、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。
 - c. 金融商品に係るリスク管理体制
市場リスクの管理
有価証券及び定期預金の運用に伴う金利、価格及び為替の変動リスクに関しては、取締役会で審議された資金管理計画等に基づいた運用を実施し、コーポレートガバナンス部のリスク管理グループにおいて実施状況を把握・管理しております。
 - d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額を採用しております。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券			
満期保有目的の債券	865,086	892,349	27,263
資産計	865,086	892,349	27,263

(注1)満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表価額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	312,647	344,955	32,307
	地方債	18,600	18,652	52
	社債	5,300	5,329	29
	外国証券	9,230	9,291	60
	小計	345,777	378,226	32,449
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	31,306	30,591	△715
	地方債	112,100	111,429	△671
	社債	344,400	341,972	△2,428
	外国証券	31,503	30,131	△1,372
	小計	519,309	514,123	△5,186
合計		865,086	892,349	27,263

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超
有価証券						
満期保有目的の債券	20,191	209,562	107,557	419,700	102,400	—
合計	20,191	209,562	107,557	419,700	102,400	—

5有形固定資産の減価償却累計額は373百万円であります。

6当期末における支払備金の内訳は次のとおりであります。

株式会社日本貿易保険の会計に関する省令第七条により、支払備金から求償権の行使(裁判の判決又は当事者間の合意がないものを除く)により回収が見込まれる金額を控除しております。

(支払備金)

支払備金(回収が見込まれる金額控除前)	36百万円
回収が見込まれる金額(控除)	59百万円
差引	△23百万円

7当期末における責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(責任準備金)

未経過保険料(出再責任準備金控除前)	142,313百万円
同上にかかる出再責任準備金	10,653百万円
差引(イ)	131,660百万円
その他の責任準備金(ロ)	800,584百万円
計(イ+ロ)	932,244百万円

81株当たり純資産額は52,991円55銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額は794,873百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の当期末株式数は15,000千株であります。

9非常事故代位債権、非常事故代位債権見込額、及び譲受債権の額並びにその合計額は次のとおりであります。

非常事故代位債権	19,879百万円
非常事故代位債権見込額	—百万円
譲受債権	—百万円
計	19,879百万円

10現金及び預貯金及び預り金には、それぞれについて以下の金額が含まれております。

(単位：百万円)

	貸借対照表価額
現金及び預貯金	26,049
預り金	26,049

上記の現金及び預貯金は、日・キューバ両国で合意した債務救済措置に基づき、キューバ政府がキューバ国立銀行に「NEXI」名義で開設した口座(以下、「基金」)に積み立てた金額であります。

預り金は、当該基金の引き出しが、日・キューバ両国が承認するキューバ国内の開発プロジェクト等にペソ建てで使用することに限られており、その使用者が使用相当額の円を当社に支払うことによりキューバ向け非常事故代位債権の回収とみなされることから、当該基金相当額を計上したものであります。

11金額は記載単位未満を四捨五入にて表示しております。

財務諸表等

[損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)]

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	73,411
保険引受収益	30,822
正味収入保険料	30,444
為替差益	378
保険代位等収益	9,414
資産運用収益	33,139
利息及び配当金収入	6,462
為替差益	26,677
その他経常収益	36
経常費用	74,411
保険引受費用	66,957
正味支払保険金	59,380
諸手数料	△ 76
支払備金繰入額	△ 3,043
責任準備金繰入額	10,696
未経過保険料繰入額	△ 8,505
異常危険準備金繰入額	19,201
保険代位等費用	234
営業費及び一般管理費	7,203
その他経常費用	18
その他の経常費用	18
経常損失	△ 1,000
特別利益	1,000
政府交付金収入	1,000
税引前当期純利益	—
法人税及び住民税	24
法人税等調整額	△ 30
法人税等合計	△ 6
当期純利益	6

〔注〕

1

(1)正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	30,867百万円
支払再保険料	△423百万円
計	30,444百万円

(2)正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	59,380百万円
回収再保険金	－百万円
計	59,380百万円

(注1)支払保険金は支払額61,241百万円から、回収額1,861百万円を控除しております。

(3)諸手数料の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料	2百万円
出再保険手数料	△79百万円
計	△76百万円

(4)責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

未経過保険料繰入額(出再責任準備金控除前)	△11,819百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△3,314百万円
差引(イ)	△8,505百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	19,201百万円
計(イ+ロ)	10,696百万円

(5)利息及び配当収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	282百万円
有価証券利息・配当金	6,180百万円
その他利息・配当金	－百万円
計	6,462百万円

(6)保険代位等収益及び保険代位等費用の内訳は次のとおりであります。

(保険代位等収益)

非常事故代位債権回収益	2,231百万円
非常事故代位債権利息収入	2,646百万円
信用事故代位債権回収益	782百万円
信用事故代位債権利息収入	－百万円
譲受債権回収益	72百万円
受取回収金	3,485百万円
受取海外受再回収金	42百万円
その他保険代位債権等収益	10百万円
為替差益(保険代位等収益)	145百万円
計	9,414百万円

(保険代位等費用)

貸倒損失(信用)	47百万円
債権回収費用(元受)	183百万円
回収費用(受再)	4百万円
未収利息償却損	－百万円
計	234百万円

2 関連当事者との取引は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高
主要株主	財務省	被所有直接100%	貿易保険行政	政府交付金収入(注1)	1,000	－	－

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注1)重債務貧困国等に対する債務削減により生ずる、貿易保険事業に対する影響額の一部として交付を受けているものであります。

(注2)取引金額には消費税等を含めておりません。

3 特別利益に計上している政府交付金収入は、重債務貧困国等に対する債務削減により生ずる、貿易保険事業に対する影響額の一部について政府より交付を受けているものであります。

4 1株当たり当期純利益金額は0円38銭であります。

算定上の基礎である当期純利益金額は6百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。

また、普通株式の期中平均株式数は15,000千株であります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 金額は記載単位未満を四捨五入にて表示しております。

財務諸表等

〔株主資本等変動計算書(2021年4月1日から2022年3月31日まで)〕

(単位：百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	169,352	625,553	625,553	△ 38	△ 38	794,868	794,868
当期変動額							
当期純利益			-	6	6	6	6
当期変動額合計	-	-	-	6	6	6	6
当期末残高	169,352	625,553	625,553	△ 32	△ 32	794,873	794,873

(注)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	15,000	-	-	15,000
合計	15,000	-	-	15,000

(注)自己株式については、該当事項はありません。

2 新株予約権及び自己株式予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

〔キャッシュ・フロー計算書(2021年4月1日から2022年3月31日まで)〕

(単位：百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	30,358
保険金の支出	△ 61,224
諸手数料の支出	△ 2
保険代位債権等の回収による収入	21,214
保険代位債権等に係る回収金の配分による支出	△ 4,410
営業費及び一般管理費の支出	△ 6,128
その他	△ 36
小計	△ 20,230
利息及び配当金の受取額	10,037
法人税等の還付又は支払額	3
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,190
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 187,019
定期預金の払戻による収入	183,439
有価証券の取得による支出	△ 108,594
有価証券の売却・償還による収入	7,096
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	△ 105,079 (△ 115,269)
有形固定資産の取得による支出	△ 21
無形固定資産の取得による支出	△ 1,211
その他	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 106,311
財務活動によるキャッシュ・フロー	
政府交付金の受入による収入	1,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,278
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 111,223
現金及び現金同等物期首残高	753,317
現金及び現金同等物期末残高	642,094

(注)

①本キャッシュ・フロー計算書は、貿易保険法第二〇条の規定に基づき、経済産業大臣へ提出するために、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づいて作成されております。

②キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

③現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

当事業年度末	(単位：百万円)
現金及び預貯金	861,786
定期預金	△193,643
その他の預金*	△26,049
資金期末残高	642,094

*その他の預金は日・キューバ両国で合意した債務救済措置に基づき、キューバ政府がキューバ国立銀行に「NEXI」名義で開設した口座であり、引出は、日・キューバ両国が承認するキューバ国内の開発プロジェクト等にペソ建てで使用することに限定されており、その使用者が使用相当額の円を当社に支払うこととなるため、資金の範囲には含めておりません。

④金額は記載単位未満を四捨五入にて表示しております。

財務諸表等

{ 固有の表示科目の内容 }

1. 貸借対照表

勘定科目	内容
保険代位債権等	貿易保険法第42条の規定により取得した権利のうち、非常事故代位債権、非常事故代位見込債権及び譲受債権を計上しております。
未収保険料	保険の申込みにより生じる保険料の未収分を計上しております。
再保険貸	国内の保険会社との受再取引により生じる未収分を計上しております。
外国再保険貸	国外にある保険会社との受再・出再取引により生じる未収分及び前払分を計上しております。
未収収益	有価証券及び保険代位債権等(非常事故代位債権)に係る当該事業年度末までの未収利息の合計額を計上しております。
支払備金	支払の請求を受けた保険金等であって、費用として計上していないもの又は支払事由の発生に係る通知(債務の履行遅滞に係る通知を除く)を受けた保険金等であって、その支払の請求を受けていないものに係る支払のために必要な金額を計上しております。
未経過保険料	収入保険料のうち、保険契約等に定めた保険期間のうち事業年度末においてまだ経過していない期間に対応する責任に相当する金額として算定した金額を計上しております。
異常危険準備金	保険契約等に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生する危険に備えて算定した金額を計上しております。

2. 損益計算書

勘定科目	内容
正味収入保険料	元受保険料に再保険料を加減(受再保険料を加え出再保険料を控除)した金額を計上しております。
保険代位等収益(費用)	保険代位債権の回収益、利息収入、為替差損益、貸倒損失等を計上しております。
資産運用収益	預金、有価証券等の金融資産による利息、配当金等の運用収益、為替差益及び売却益等を計上しております。
正味支払保険金	支払保険金から回収再保険金等を控除した額を計上しております。
諸手数料	出再保険手数料、代理店手数料等を計上しております。
政府交付金収入	貿易保険法第36条の国際約束の履行上必要なものと認められる会社の債権の免除等に係る交付金の受取額を計上しております。



株式会社 日本貿易保険

〒101-8359 東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館5階
TEL.03-3512-7650 FAX.03-3512-7660
<https://www.nexi.go.jp>

お問い合わせ 日本貿易保険 企画部 計画・統計グループ
TEL.03-3512-7555 FAX.03-3512-7688
E-mail : info@nexi.go.jp